

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015)年 6 月
東京音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	11
基準 1 使命・目的等	11
基準 2 学修と教授	21
基準 3 経営・管理と財務	65
基準 4 自己点検・評価	84
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	93
基準 A 社会に対する大学の貢献	93
V. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

- ・アカデミズムと実学の両立
- ・音楽による社会貢献
- ・国際性

東京音楽大学（以下「本学」という。）は、鈴木米次郎により明治 40(1907)年に設立された東洋音楽学校を前身とする、我が国で最も古いルーツを持つ私立の音楽大学である。昭和 38(1963)年に 4 年制大学として認可され、続いて昭和 44(1969)年に「東京音楽大学」と名称変更し、平成 5(1993)年に大学院音楽研究科修士課程（以下「修士課程」という。）、平成 26(2014)年に同研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を設置し、現在に至っている。

創業者、鈴木米次郎は常々「音楽を通して社会に貢献する」と語り、私立学校設立認可願にも「汎ク音楽ニ関スル学科及術科ヲ教授シ以テ高潔ナル品性ノ修養ヲ得セシムルニアリ」と記されている。鈴木は、西洋音楽に関する学問の探求と高度な音楽技量の修得を通じて教養豊かな音楽家及び音楽教育者を育成し、それによって社会に貢献することを願っていた。

この建学の精神は「アカデミズムと実学の両立」、「音楽による社会貢献」、「国際性」として、創立当初より、修業年限を東京音楽学校（現東京藝術大学）と同じ 3 年（他の私立音楽学校は 1～2 年）とすること、視覚障がい者のための点字楽譜を開発すること、清国留学生を積極的に受け入れること（これら留学生は中国における西洋音楽教育普及に尽力した。）、卒業生を「船の楽士」として太平洋航路の客船に乗船させること等の実践活動を通じて実現されてきた。

この精神は本学における教育の基本理念として、現在の学則にも反映されており、社会の第一線で活躍する教師陣等による我が国でも最高レベルの教育水準を保つことにより、国内外の著名なコンクールやオーディションなどの入賞者、入選者を例年多数輩出し、音楽界、教育界、さらに近年では音楽産業分野にも優秀な人材を送り出すに至っている。

2. 使命・目的

本学は、100 年以上に亘り、日本を含むアジアの国々において、西洋音楽の教育普及に尽力してきた。こうした伝統を継承しつつ、創立以来の「アカデミズムと実学の両立」、「音楽による社会貢献」、「国際性」の精神を発展させ、優れた演奏家、研究者、音楽教育者、その他音楽を土台としながら広く社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

この目的を達成するために、本学は、次の互いに関連しあう 6 つの使命・目的を定めている。

1. 教育

音楽の高度な専門教育を実施することによって、実力ある音楽家、音楽教育者、音楽研究者をはじめとし、広く音楽界に貢献する人材の育成を第一の目的とする。専門教育だけではなく一般科目との連携によって、個の確立、協調性と社会性の獲得を目指し、「アカデミズムと実学の両立」の精神による、現代社会に通用する人間の育成を目指す。

2. 演奏

学生に多くの演奏の機会を与えるとともに、それによって多くの人々に、演奏に親しむ機会を提供する。演奏活動を通して学生の演奏能力の向上を図り、同時に自立する力や社会性を育てる。また、演奏会の企画、運営などを学ぶ場も設定し、音楽を社会に提供する姿勢を育む。

3. 国際性

ヨーロッパやアジアの様々な大学と提携し、学生の派遣、演奏家や教育者の招聘によって、国際的な視野を持つ人間を育てることに努める。学生オーケストラ、吹奏楽団の海外演奏会も行う。

4. 研究

教員自ら修練を重ね、優れた音楽を演奏し、社会に提供することに努める。実践的な音楽演奏に留まらず、演奏法や指導法の開発、新しい音楽の創造、その基盤となる音楽研究、それらを支える様々な研究領域についても研鑽を積む。また、卒業後も研究を望む学生のために大学院を設置している。

5. 多様な音楽的価値観の尊重

西洋の伝統的な音楽だけでなく、日本、アジアを始めとする様々な音楽的価値への多角的な視点を獲得する機会を提供する。ジャズ、ポピュラー音楽などについても講座や専攻を開設することによって、より広い視野や多面的な能力を持つ音楽人の育成に努める。

6. 地域連携

地域の自治体や様々な学校との連携を促進する。学内で開かれるコンサートは地域に広く公開し、公開講座などを通じて地域とのつながりを大切にする。

3. 大学の個性・特色

本学の特色は、その前身となった東洋音楽学校の開学当初の特色を継承している。明治・大正期の東洋音楽学校の特色は、東京音楽学校に準ずる高度な音楽教育を目指したことに加えて、狭い視野あるいは西洋音楽に捕われることなく音楽を多面的かつ柔軟に捉え探究しようとする姿勢にあるといえよう。中国やアメリカの音楽状況を視察してきた鈴木米次郎は、東洋音楽学校を「東洋（東京）にあつて西洋音楽および東洋音楽を教授する学校」として国際的な視点で位置づけ、幅広い音楽教育をめざしていたと考えられる。こうした開学当初からの特色は、実践的な音楽家教育を目的とした「ピアノ演奏家コース」、「声楽演奏家コース」、「ピアノ演奏家コース・エクセレンス」の開設や当時社会的要請の高まっていた商業音楽分野の人材育成を目的とした「映画・放送音楽コース」の開設など音楽大学としての先進的な取組みとして、受け継がれてきた。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 40(1907)年	5月	鈴木米次郎、東京市神田区に本学の前身となる東洋音楽学校を創立 現存する私立の音楽大学の中で最も古い伝統を有する。 本科と別科があり、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、独唱、作曲を教えた。
明治 41(1908)年	9月	管弦楽部設置
明治 43(1910)年	3月	東京フィルハーモニー会設立 事務所を本校に設置し、音楽普及に努めた。 卒業生中心の東京オーケストラ団を結成し、積極的に演奏会を開いた。
大正 元(1912)年	8月	東洋汽船会社の地洋丸などアメリカ航路の客船に本校卒業生による楽団が乗船し、演奏を開始。この活動は、編成を拡大しながら20年近くにわたって続けられた。
大正 5(1916)年	1月	日本の音楽教育機関として初めて雅楽科を開設
大正 12(1923)年	9月	関東大震災のため校舎全焼 当時池袋にあった成蹊学園(現成蹊大学)の一部を借り、授業再開
大正 13(1924)年	11月	北豊島郡高田町大字雑司ヶ谷(現豊島区南池袋)に校舎移転
昭和 元(1926)年	4月	師範科設置
昭和 5(1930)年	11月	演奏旅行(秋田、新潟、長野、松本、豊橋、名古屋、四日市) 現在のB館敷地に鉄筋2階建ての新校舎竣工
昭和 12(1937)年	4月	定期演奏会 グルック作曲：歌劇《アウリスのイフィゲニア》を本邦初演(日比谷公会堂)、オーケストラは新交響楽団(現NHK交響楽団)NHKにより全国に中継放送
昭和 15(1940)年	6月	紀元2600年記念奉祝演奏会 ウェーバー作曲：歌劇《魔弾の射手》を本邦初演(日比谷公会堂)、オーケストラは中央交響楽団(現東京フィルハーモニー交響楽団)
昭和 20(1945)年	4月	空襲により校舎焼失。終戦後、残った鉄筋校舎で授業再開
昭和 29(1954)年	2月	東洋音楽短期大学設置認可(声楽専攻、器楽専攻、作曲専攻)
昭和 35(1960)年	9月	A館(旧)竣工
昭和 38(1963)年	2月	東洋音楽短期大学から4年制の東洋音楽大学に移行(声楽専攻、器楽専攻、作曲指揮専攻、音楽教育専攻) 短期大学学生募集停止(昭和45(1970)年3月廃止)
昭和 40(1965)年	6月	A館(旧)施設拡張(ホール、研究室、学生食堂、会議室を増設)

東京音楽大学

昭和 44(1969)年	4月	B館竣工(11階建、レッスン室、教室、スタジオ)
	8月	東洋音楽大学から東京音楽大学に名称変更
昭和 45(1970)年	4月	目白台学生寮竣工
昭和 46(1971)年	4月	声楽専攻にオペラコース新設(平成13(2001)年まで)
昭和 48(1973)年	5月	附属図書館竣工
昭和 50(1975)年	7月	東京音楽学校(旧東洋音楽学校)廃止
	9月	附属民族音楽研究所開設
昭和 51(1976)年	4月	器楽専攻にピアノ演奏家コース新設
昭和 53(1978)年	3月	創立70周年記念アメリカ親善演奏旅行(ロサンゼルス、テンピ、コバリス、サクラメント) 指揮:森 正
昭和 54(1979)年	11月	中国親善演奏旅行(北京、杭州、上海) 指揮:森 正
昭和 56(1981)年	11月	オーケストラ ドイツ演奏旅行(カール・マルクス・シュタット、ゲーラ、ベルリン、ボン) 指揮:森 正
昭和 59(1984)年	11月	オーケストラ ドイツ演奏旅行(シュタスフルト、ベルリン、ライプツィヒ、ドレスデン、イエナ、ワイマール、ホイエルスヴェルダ) 指揮:オラフ・コッホ
平成 元(1989)年	4月	作曲指揮専攻に映画・放送音楽コース新設 声楽専攻に声楽演奏家コース新設
平成 3(1991)年	1月	邦楽研究室棟使用開始
平成 5(1993)年	3月	大学院音楽研究科修士課程設置認可(器楽専攻、声楽専攻、作曲指揮専攻、音楽教育専攻)
	11月	オーケストラ アメリカ演奏旅行(シカゴ、ニューヨーク、ワシントン) 指揮:広上 淳一
平成 6(1994)年	3月	J館竣工(スタジオ、レコーディングルーム、教室、レッスン室)
平成 10(1998)年	6月	合唱団 オランダ演奏旅行(ユトレヒト、アムステルダム)、ネザーランド・フィルハーモニー管弦楽団と共演 指揮:小林 研一郎
平成 12(2000)年	10月	室内楽 ドイツ・オーストリア演奏旅行(ハノーファー、ベルリン、ケルン、ザルツブルク) ハノーファー万国博覧会イベント「世界の音楽大学が集う」からの招待
平成 16(2004)年	9月	K館(法人事務室・会議室・研究室)使用開始
平成 17(2005)年	4月	作曲指揮専攻にポピュラー・インストゥルメンツコース新設
平成 19(2007)年	3月	創立100周年記念本館校舎(A館)竣工
	4月	音楽教育専攻改編(応用音楽教育コース・実技専修コース)
	5月	創立100周年記念式典
平成 21(2009)年	3月	オーケストラ ヨーロッパ演奏旅行(ミュンヘン、プラハ、バンベルク、ウィーン) 指揮:広上 淳一
平成 23(2011)年	4月	器楽専攻にピアノ演奏家コース・エクセレンス新設
	10月	シンフォニックウインドアンサンブル 台湾演奏旅行(台北、

東京音楽大学

		台中、高雄) 指揮：汐澤 安彦
平成 24(2012)年	3月	オーケストラ ヨーロッパ演奏旅行(テプリツェ、プラハ、ブダペスト、グラーツ) 指揮：小林 研一郎
	4月	作曲指揮専攻にソングライティングコース新設
平成 25(2013)年	10月	大学院音楽研究科博士後期課程設置認可(音楽専攻)
平成 26(2014)年	4月	器楽専攻にコンポーザー=ピアニストコース、ピアノ・創作コース新設

2. 本学の現況

・大学名

東京音楽大学

・所在地

東京都豊島区南池袋3丁目4番5号

・学部構成

<音楽学部(学士課程)>

平成27(2015)年5月1日現在

学部学科	専攻	コース	入学定員	収容定員
音楽学部 音楽学科	声楽専攻	声楽	50名	1,240名
		声楽演奏家コース		
	器楽専攻	ピアノ	195名	
		ピアノ演奏家コース		
		ピアノ演奏家コース・エクセレンス		
		コンポーザー=ピアニストコース		
		ピアノ・創作コース		
		チェンバロ		
		オルガン		
		弦楽器		
		管打楽器		
	作曲指揮 専攻	作曲「芸術音楽コース」	25名	
		作曲「映画・放送音楽コース」		
		作曲「ポピュラー・インストゥルメンツコース」		
		作曲「ソングライティングコース」		
		指揮		
	音楽教育 専攻	応用音楽教育コース	40名	
実技専修コース				
合計			310名	

東京音楽大学

< 大学院音楽研究科（修士課程） >

平成 27（2015）年 5 月 1 日現在

大学院	専攻	研究領域		入学定員	収容定員
音楽研究科	器楽専攻	鍵盤楽器研究領域	ピアノ	36 名	140 名
			オルガン		
			チェンバロ		
			伴奏		
		弦楽器研究領域			
		管打楽器研究領域			
		室内楽研究領域			
	声乐専攻	独唱研究領域		21 名	
		オペラ研究領域			
	作曲指揮 専攻	作曲研究領域		5 名	
		指揮研究領域			
	音楽教育 専攻	音楽教育研究領域		8 名	
		音楽学研究領域			
ソルフェージュ研究領域					
		合計	70 名		

< 大学院音楽研究科（博士後期課程） >

平成 27（2015）年 5 月 1 日現在

大学院	専攻	入学定員	収容定員
音楽研究科	音楽専攻	3 名	9 名※

※学年進行終了時（完成年度）の数（博士後期課程は、平成 26（2014）年新設のため学年進行中）

東京音楽大学

・ 学生数

< 音楽学部音楽学科 (学士課程) >

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在 (単位: 人)

専攻	コース	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	留年	合計
声楽専攻	声楽演奏家コース	23	22	14	26	1	86
	声楽	21	21	27	28	3	100
器楽専攻	ピアノ演奏家コース	33	35	31	36	0	135
	ピアノ演奏家コース・エクセレンス	1	0	0	0	0	1
	ピアノ	86	112	119	102	5	424
	コンポーザー=ピアニストコース	0	1	0	0	0	1
	ピアノ・創作コース	10	7	0	0	0	17
	チェンバロ	0	0	0	0	0	0
	オルガン	0	0	0	0	0	0
	ヴァイオリン	19	25	29	32	1	106
	ヴィオラ	3	5	0	6	1	15
	チェロ	2	5	4	5	0	16
	コントラバス	4	2	4	2	0	12
	ハープ	0	0	1	1	0	2
	クラシックギター	0	1	2	1	0	4
	フルート	7	10	9	10	1	37
	オーボエ	6	8	2	6	0	22
	クラリネット	8	7	11	7	0	33
	ファゴット	3	3	1	3	1	11
	サクソフォーン	7	9	9	7	1	33
	ホルン	5	6	7	2	0	20
	トランペット	9	10	10	9	0	38
	トロンボーン	6	7	4	8	0	25
	チューバ	2	1	2	2	1	8
	ユーフォニアム	4	3	3	1	0	11
打楽器	9	4	6	6	0	25	
作曲指揮 専攻	作曲「芸術音楽コース」	3	7	5	7	1	23
	作曲「映画・放送音楽コース」	14	13	9	15	2	53
	作曲「ポピュラー・インストゥルメンツ コース」	5	4	5	1	0	15
	作曲「ソングライティングコース」	1	4	6	4	0	15
	指揮	5	3	4	5	0	17
音楽教育 専攻	応用音楽教育コース	3	5	9	8	0	25
	実技専修コース	17	10	13	12	1	53
合計		316	350	346	352	19	1383

東京音楽大学

<音楽学部音楽学科（学士課程）>科目等履修生及び聴講生

平成27（2015）年5月1日現在（単位：人）

音楽学部音楽学科（学士課程）	合計
科目等履修生	10
聴講生	11

<大学院音楽研究科（修士課程）>

平成27（2015）年5月1日現在（単位：人）

専攻	研究領域	1年次	2年次	計	合計
器楽専攻	鍵盤楽器研究領域(ピアノ)	18	24	42	89
	鍵盤楽器研究領域(オルガン)	0	0	0	
	鍵盤楽器研究領域(チェンバロ)	0	0	0	
	鍵盤楽器研究領域(伴奏)	11	9	20	
	弦楽器研究領域	8	4	12	
	管打楽器研究領域	9	6	15	
	室内楽研究領域	0	0	0	
声乐専攻	独唱研究領域	14	15	29	43
	オペラ研究領域	7	7	14	
作曲指揮専攻	作曲研究領域	6	2	8	9
	指揮研究領域	0	1	1	
音楽教育専攻	音楽教育研究領域	2	3	5	18
	音楽学研究領域	2	4	6	
	ソルフェージュ研究領域	3	4	7	
合計		80	79	159	

<大学院音楽研究科（修士課程）>科目等履修生及び特別研究学生

平成27（2015）年5月1日現在（単位：人）

大学院音楽研究科（修士課程）	合計
科目等履修生	67
特別研究学生	0

<大学院音楽研究科（博士後期課程）>

平成27（2015）年5月1日現在（単位：人）

専攻	1年次	2年次	3年次	合計
音楽専攻	3	8		11
合計	3	8		11

東京音楽大学

・教員数 平成27(2015)年5月1日現在 (単位:人)

音楽学部音楽学科 音楽研究科	専任				
	教授	准教授	講師	研究員	計
ピアノ	11 (6)	5 (3)	14 (9)		30 (18)
ピアノ伴奏	1 (0)	2 (2)			3 (1)
弦楽器	8 (1)	2 (1)			10 (2)
管打楽器	8 (0)	4 (1)			12 (1)
声楽	9 (5)	4 (2)	15 (7)		28 (14)
作曲	5 (1)	3 (1)	1 (0)		9 (2)
指揮	1 (0)	1 (0)			2 (0)
ソルフェージュ	1 (1)	1 (0)	1 (1)		3 (2)
音楽教育	1 (1)	1 (1)	1 (1)		3 (3)
教職課程	3 (0)	3 (0)			6 (0)
音楽学	3 (2)	1 (0)			4 (2)
外国語	5 (2)	2 (0)			7 (2)
教養	3 (2)	5 (0)	1 (0)		9 (2)
合計	59 (21)	34 (10)	33 (18)	0 (0)	126 (49)
	兼任				
	客員教授/ 特任教授/兼任教授/ 特別招聘教授	客員教授/ 兼任教授	特任講師/ 講師	助手	計
ピアノ	5 (3)	1 (0)	39 (33)		45 (36)
ピアノ伴奏			13 (9)	2 (1)	15 (10)
弦楽器	9 (4)		21 (15)		30 (19)
管打楽器	2 (1)	2 (0)	22 (4)	7 (4)	33 (9)
バロック等			4 (1)		4 (1)
邦楽			6 (2)		6 (2)
声楽	1 (0)	1 (0)	29 (12)	19 (10)	50 (22)
作曲	15 (1)	2 (1)	17 (3)	1 (0)	35 (5)
指揮			4 (0)	14 (4)	18 (4)
ソルフェージュ			9 (7)	3 (3)	12 (10)
音楽教育			8 (5)		8 (5)
教職課程			4 (1)	1 (0)	5 (1)
音楽学			4 (2)		4 (2)
外国語			20 (8)		20 (8)
教養			8 (2)		8 (2)
	2 (0)				2 (0)
合計	34 (9)	6 (1)	208 (104)	47 (22)	295 (136)

東京音楽大学

・専任教員数及び兼任教員数

	専任教員数	兼任教員数	合計
計	126 (49)	295 (136)	421 (185)

※ () 内は女性の内数

・職員数 平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在 (単位 : 人)

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
計	70 (40)	5 (1)	66 (58)	10 (8)	151 (108)

※ () 内は女性の内数

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

学校法人東京音楽大学（以下「本法人」という。）は、学校法人東京音楽大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第3条に「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。

本学の目的は、東京音楽大学学則（以下「学則」という。）第2条に「本学は、教育基本法の精神に則り、広く一般教育の知識を授けるとともに、音楽の専門教育を行い、これを通じて人格の完成をはかり、もって有為な音楽家を育成することを目的とする。」と定め、さらに、教育目標として学則第2条の2で「本学は、音楽芸術の研鑽を通じて、高度な専門性を有した音楽家、音楽教育者を育成する。また、自らの音楽的個性とともに幅広い教養を備え、現代社会の様々な局面に対応しうる人材を育成することを教育目標とする。」と定めている。

上記に示した規程上の目的・教育目標をもとに、高等教育に対する社会的要請に応じ、大学の個性・特色を明確化し、その内容をより分かりやすく公表する必要性から、平成23（2011）年11月に、学長の任命のもと、学長の諮問機関として「大学ポリシー研究会」を立ち上げ、建学の精神、使命・目的、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の再検討を行った。全25回、約1年半にわたる審議の結果、上記に示した規程上の目的・教育目標をもとに、現在の本学の個性・特色を明確に示した使命・目的を「互いに関連しあう6つの使命・目的」として、完成させ、平成25（2013）年に教授会、理事会で承認を得て、学内外に公表した。

<表 I-1-1 >

建学の精神と理念

・アカデミズムと実学の両立	・音楽による社会貢献	・国際性
---------------	------------	------

互いに関連しあう6つの使命・目的

1) 教育、2) 演奏、3) 国際性、4) 研究、5) 多様な音楽的価値観の尊重、6) 地域連携
--

本学大学院の目的は、東京音楽大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 2 条で「本学大学院は、広い視野に立って、音楽に関する精深な学術と技能を修得させ、音楽専攻分野における研究能力と高度の専門性を有する職業等に必要とされる能力を養い、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

修士課程、博士後期課程の目的については、次のようにそれぞれ定めている。

修士課程の目的については、大学院学則第 3 条第 4 項において、「広い視野に立って音楽に関する精深な学識と技能を授け、専攻分野における創造、表現、研究能力又は音楽に関する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。

博士後期課程の目的については、大学院学則第 3 条第 5 項において、「広い視野に立って音楽に関する高度な創造、表現の技術と理論を総合的に教授研究し、音楽文化に関する幅広い見識を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた音楽家、音楽教育者又は研究者を養成することを目的とする。」と定めている。

<表 I -1-2>

規程上の目的・教育目標

学校法人東京音楽大学	目的	寄附行為第 3 条
東京音楽大学	目的	学則第 2 条
東京音楽大学	教育目的	学則第 2 条の 2
東京音楽大学大学院	目的	大学院学則第 2 条
修士課程	目的	大学院学則第 3 条第 4 項
博士後期課程	目的	大学院学則第 3 条第 5 項

【自己評価】

本学の使命・目的は、規程上に示された目的・教育目標をもとに「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」として、明確に示されている。「1. 教育」、「2. 演奏」、「3. 国際性」、「4. 研究」、「5. 多様な音楽的価値観の尊重」、「6. 地域連携」として示される使命・目的の意味・内容は、具体的に明文化されている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価委員会を中心としながら、建学の精神と理念、規程上の目的・教育目標、「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）のそれぞれの関係を明確化するとともに、その実質化の検証作業を継続する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の個性・特色に関する自己認識は、下記の変遷を経て、現在に至っている。

<表 I-2-1> 東京音楽大学の個性・特色の自己認識の変遷と経緯

平成 8 (1996) 年 「東京音楽大学 点検・評価報告書」の記述 (p.5 抜粋)

本学は、学部課程が音楽学部音楽学科からなる単科大学と、大学院研究科が音楽研究科からなる単科大学院から構成される。これらを統合する全学的な理念は以下の 3 項目に集約されている。

- 1) 高度の専門知識技能を与える。
- 2) 深い教養に裏付けられた人格を磨く。
- 3) 国際化、情報化社会への適応性を養う。

平成 18 (2006) 年 「東京音楽大学 自己点検・評価報告書 -音-」の記述 (p.2 抜粋)

本学の理念

- ・ 音楽文化の創造・発展への貢献
- ・ 日本・アジアからの音楽文化の発信
- ・ 真理の探究と自己実現の場の提供

本学の教育理念

音楽芸術の研鑽を通して、高度な専門性を有した音楽家、音楽教育者を育成する。また、自らの音楽的個性とともに幅広い教養を備え、現代社会の様々な局面に対応しうる人材を育成する。

平成 20 (2008) 年 「東京音楽大学 自己評価報告書・本編」の記述 (p.2 抜粋)

3. 開学からの歴史が示す理念

上記の歴史から読み取れるのは、音楽文化の創造・発展に貢献するという理念である。本学ではこのことを、真理の探究と自己実現の場を提供するという方法を通して具体化するため、大学という形態をとるものである。その際、本学の歴史や位置関係から、特に日本やアジアの音楽文化という視点に留意していく。

本学は、平成 8 (1996) 年の自己点検評価以降、本学の歴史や教育内容を検討し、大学の個性特色を確認してきたが、その内容を分かりやすく公表する必要性から、平成 23 (2011) 年 11 月に、「大学ポリシー研究会（委員は学長発令）」を立ち上げ、「建学の精神と理念」を以下のとおり取りまとめた。

<表 I-2-2>

建学の精神と理念（再掲）

・アカデミズムと実学の両立 ・音楽による社会貢献 ・国際性

さらに、上記の「建学の精神と理念」を反映させた、より今日的な使命・目的として「互いに関連しあう6つの使命・目的」を以下のとおり定め、平成25(2013)年7月に教授会、理事会の承認を得て、学内外に公表した。

<表 I-2-3>

互いに関連しあう6つの使命・目的（再掲）

1) 教育、2) 演奏、3) 国際性、4) 研究、5) 多様な音楽的価値観の尊重、6) 地域連携

本学は、鈴木米次郎により明治40(1907)年に設立された東洋音楽学校を前身とする、我が国で最も古いルーツを持つ私立の音楽大学であり、100年以上に亘り、日本を含むアジアの国々において、西洋音楽の教育普及に尽力してきた。本学は、これらの伝統を継承しつつ、建学の精神を発展させ、優れた演奏家、研究者、音楽教育者、その他音楽を土台としながら広く社会に貢献できる人材を養成することを目標としている。本学の個性・特色を反映させた使命・目的は、「東京音楽大学の使命」の冊子、「自己点検評価書」及びホームページ等に明示されている。

【自己評価】

本学は、「建学の精神と理念」を「アカデミズムと実学の両立」、「音楽による社会貢献」、「国際性」として、適切に自己認識し、明示している。この「建学の精神と理念」は、「互いに関連しあう6つの使命・目的」に反映され、「東京音楽大学の使命」の冊子、「自己点検評価書」、ホームページ、大学案内等で、広く学内外に適切な形で示されていると判断する。

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

次に掲げる関連法令に関して、本学の適合状況を説明する。

<表 I-2-4>

学校教育法第83条（目的）

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

大学設置基準第2条（教育研究上の目的）

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

大学設置基準第40条の4（大学等の名称）

大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

本学は以上の法令に則り、学校教育法第83条の大学の目的、大学設置基準第2条の人材の養成に関する目的、教育研究上の目的として、学則第2条に「本学は、教育基本法の精神に則り、広く一般教育の知識を授けるとともに、音楽の専門教育を行い、これを通じて人格の完成をはかり、もって有為な音楽家を育成することを目的とする。」と定め、さらに、学則第2条の2で「本学は、音楽芸術の研鑽を通じて、高度な専門性を有した音楽家、音楽教育者を育成する。また、自らの音楽的個性とともに幅広い教養を備え、現代社会の様々な局面に対応しうる人材を育成することを教育目標とする。」と定めているほか、「互いに関連しあう6つの使命・目的」として、①教育、②演奏、③国際性、④研究、⑤多様な音楽的価値観の尊重、⑥地域連携を定めている。さらに、音楽学部音楽学科における「人材の養成に関する目的」についても、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。また、学則第1条において、「本学は、東京音楽大学と称する。」とし、大学設置基準第40条の4の「当該大学等の教育研究上の目的にふさわしい」名称となっている。

以下に掲げる関連法令に関して、本学大学院の適合状況を説明する。

<表 I -2-5>

学校教育法第99条（目的）

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

大学院設置基準第1条の2（教育研究上の目的）

大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

本学は以上の法令に則り、大学院学則第2条に「本学大学院は、広い視野に立って、音楽に関する精深な学術と技能を修得させ、音楽専攻分野における研究能力と高度の専門性を有する職業等に必要とされる能力を養い、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定め、修士課程、博士後期課程の目的についても、大学院学則第3条第4項、大学院学則第3条第5項でそれぞれ定めている。大学院設置基準第1条の2「人材の養成に関する目的」についても、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・

ポリシー) を定めている。

【自己評価】

以上のとおり、本学は関連する法令に適合していると判断する。

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

本学は、大学に対する社会的な要請に応えるべく、平成 20 (2008) 年度の大学機関別認証評価 (公益財団法人 日本高等教育評価機構) で、指摘を受けた事項を中心に、改善を続けている。特に、使命・目的に関しては、『平成 20 年度 東京音楽大学大学機関別認証評価 評価報告書』において、「音楽文化の創造・発展に貢献する」を大学の理念としているが、学則の内容との違いや整合性に欠けている部分があり、(中略) 多くの印刷物及びホームページなどに明示されていない」と指摘されたことを受けて、前述のとおり、「大学ポリシー研究会」を立ち上げ、現在の「建学の精神と理念」を取りまとめた。

また、「建学の精神と理念」を反映させ、大学を取り巻く様々な社会的状況に鑑み、より今日的な本学の使命・目的として「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」を定めた。

現在では、本学の「建学の精神と理念」、「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」が印刷物及びホームページなどで明示されている。

【自己評価】

以上のとおり、本学の使命・目的は、適切に変化に対応していると判断する。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も使命・目的及び教育目的の適切性に関しては、自己点検評価委員会が、東京音楽大学自己点検評価委員会規程第 1 条及び第 2 条に基づき、検証を行う。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」、音楽学部音楽学科学士課程 (以下「学士課程」という。) の入学者受入れ方針 (アドミッション・ポリシー)、教育課程編成方針 (カリ

キュラム・ポリシー)、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)(以下「3 ポリシー」という。)の策定にあたっては、「大学ポリシー研究会」が中心的な役割を担った。「大学ポリシー研究会」は、ファカルティ・ディベロップメント委員会委員、演奏委員会委員、学生委員会委員、カリキュラム検討委員会委員、自己点検評価委員、事務局長、理事長特任補佐、教務一課長、教務二課長から構成されており、審議内容は、学長、教授会、理事会に随時報告され、意見を反映したうえで、承認された。修士課程の3ポリシーの策定にあたっては、「大学院修士課程3ポリシー研究会」が中心的な役割を担った。「大学院修士課程3ポリシー研究会」は、教職員から構成されており、その審議内容は、学長、研究科委員会、理事会に随時報告され、意見を反映したうえで、承認された。博士後期課程の3ポリシーは、博士後期課程の設置に際して、「大学院教育の改善・充実に関する検討会 ワーキンググループ」で検討された。その審議内容は、学長、研究科委員会、理事会に随時報告され、意見を反映したうえで、承認された。

【自己評価】

使命・目的及び教育目的の策定は、役員、教職員が参画し、その内容は、学長、教授会、理事会に随時報告され、意見の集約が行われていることから、教職員の理解と支持が得られているものと判断する。

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

学則第2条に定めた東京音楽大学の目的、学則第2条の2に定められた教育目標、建学の精神と理念、使命・目的、3ポリシーは、冊子「東京音楽大学の使命(平成27(2015)年4月版)」として、教職員に配付されている。学生に対しては、建学の精神と理念、使命・目的、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを記載した学生便覧、シラバス(実技・講義概要)を配付し、入学式、新入生ガイダンスで説明を行っている。教職員に対しては、新任者研修会、年度毎の教職員研修会で周知を図っているほか、特に全学的な理解を深めるため、平成26(2014)年度には、ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD委員会」という。)発行の「東京音大FD通信」において、東京音楽大学の「建学の精神と理念」、「使命・目的」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」を特集するほか、FD委員会主催の第9回、第10回の教職員研修会においても、「中期計画として取り組むことが必要な課題」の内容と合わせて、取り上げている。「建学の精神と理念」、「使命・目的」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」等は、ホームページ、大学案内等で広く学外に公表されている。

【自己評価】

大学の使命・目的及び教育目的が学内外に適切に周知されていると判断する。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

平成 23 (2011) 年 11 月に学長の任命のもとに「大学ポリシー研究会」が立ち上げられ、「建学の精神と理念」、「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」がとりまとめられた。その際、再検討された大学の使命・目的及び教育目的を反映した入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が策定された。中長期的な計画に関しては、従来は、年度毎に各課から提出されている「事業計画」、「事業報告」を総務課が取りまとめて、学外に公表することで、これに代えていたが、平成 27 (2015) 年 2 月には、「中期計画として取り組むことが必要な課題」が作成され、FD 委員会主催の第 10 回教職員研修会「これからの東京音楽大学 Part2」で公表された。

【自己評価】

中期計画を策定するために設けられた中期計画検討委員会の活動の実質化と予算策定に「事業計画」等が反映される仕組みが必要であると認識している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するために、下記の通り教育研究組織を整備している。

<表 I-3-1>

東京音楽大学

学部学科	専攻
音楽学部音楽学科	器楽専攻
	声楽専攻
	作曲指揮専攻
	音楽教育専攻

東京音楽大学大学院

課程名	修士課程	博士後期課程
専攻名	器楽専攻	音楽専攻
	声楽専攻	
	作曲指揮専攻	
	音楽教育専攻	

本学の使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織を支える基盤として、「学校法人東京音楽大学運営組織図」のとおり、運営組織及び委員会等を設けている。委員会等においては、使命・目的及び教育目的に関連する重要事項を審議している。その審議結果は、学長に報告され、学長が決定を行う。「互いに関連しあう 6 つの使命・目的」のそれぞれの項目と委員会等の関連を次に示す。

<表 I-3-2>

使命・目的	関連する委員会等
1. 教育	教授会、研究科委員会 教務委員会、博士課程委員会 (カリキュラム検討委員会)
2. 演奏	演奏委員会
3. 国際性	国際交流委員会
4. 研究	教授会、研究科委員会、博士課程委員会

以上のように、各委員会は、本学の使命・目的及び教育目的の達成に関する審議に主要な役割を果たしている。

運営組織についても、使命・目的及び教育目的の達成に必要な組織が設置されている。

「3. 国際性」に関しては、国際交流委員会のもとに国際交流センターが設けられている。

「5. 多様な音楽的価値の尊重」に関しては、附属民族音楽研究所が設置されている。附属民族音楽研究所は、本学の学長を務めた伊福部昭が生まれ故郷北海道でアイヌ民族の音楽に多大な影響を受けたことから、アイヌ音楽の研究を主たる研究課題として始まった。現在では、附属民族音楽研究所の研究範囲は、インドネシアのガムラン音楽や沖縄の伝統音楽等、アジア地域における民族音楽へと広がっている。その研究成果は、学部学生対象に開講している「ガムラン演奏実技」、社会人対象に開講している「ガムラン講座」、「民族音楽等 社会人特別講座」等の形で本学が提供する教育にも活かされている。

「6. 地域連携」に関しては、これに対応する委員会・運営組織は設けていないが、教務一課、演奏課、キャリア支援センターが中心となり、公開講座、公開演奏会、地域連携プロジェクトなどの運営にあたっている。

【自己評価】

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するために、適切に教育研究組織を整備していると判断する。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画検討委員会が主導し、大学の使命・目的及び教育目的を反映させたより具体的に実効性のある「中長期計画」を策定し、その有効性は、自己点検評価委員会が検証していく。

【基準1の自己評価】

『平成20年度 東京音楽大学大学機関別認証評価 評価報告書』において指摘を受けた「学則の内容との違いや整合性」に関しては、いまだ課題はあるものの、大学ポリシー研究会が中心となって策定した「建学の精神と理念」、「使命・目的」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」は、十分な周知が行われ、学内の理解と支持が得られている。これらの大学の使命・目的及び教育目的

は、印刷物やホームページなどで明示され、学外にも公表されている。

一方、大学運営と大学の使命・目的及び教育目的の関連については、以下のような課題がある。まず、使命・目的に掲げた「6. 地域連携」に関しては、委員会、運営組織の整備が期待される。今後も自己点検評価委員会を中心として、大学運営、特に中長期計画に大学の使命・目的及び教育目的が反映されるように働きかける。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

学士課程においては、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）が募集単位（コース単位）で、明確に定められている。学士課程のアドミッション・ポリシーは、大学案内、入学試験要項に明記し、志願者に周知しているほか、本学ホームページ、大学ポータルサイト（私学版）に掲載し、広く一般にも公表している。また、修士課程、および博士後期課程においても、アドミッション・ポリシーは明確に定められており、ホームページ、学生募集要項で公表している。

【自己評価】

上記のように入学者受入れの方針は明確に定められ、入学者受入れの方針の周知についても適切に行われていると判断する。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

1. 入学者受け入れ方針に沿った学生受入れ方法の工夫

オープンキャンパスを開催するほか、学校見学会、高校訪問など本学の教育内容に触れる機会を多く設けている。オープンキャンパスでは、大学の概要を説明する学校説明会、入学試験、奨学金、学生生活についての個別相談、在学生在が受験生からの質問に答える「音大生と話そう」を開催するほか、授業公開、レッスン公開、専攻主催のワークショップなどにより、具体的な教育内容や大学生活に触れる機会が設けられている。教職員による個別相談会は、オープンキャンパスで開催するほか、学外から多くの方が来場する秋の芸術祭においても開催している。その他にも、音楽大学志望者を対象としたレッスン公開、授業公開（合唱、舞台基礎演技法（オペラ）、オーケストラ）も随時行われている。博士後期課程では、毎年1回、入試説明会を開催し、受験を検討している学生等に広く周知している。

2. 入学者選抜の方法

学士課程においては、アドミッション・ポリシーに沿った入学試験制度を構築している。一般入学者選抜試験においては、それぞれの専攻・コースの特色に応じて、外国語

(大学入試センター試験) 及び下記の個別学力検査から適切な試験が課され、入学者選抜が行われている。

<表Ⅱ-1-1>一般入学者選抜試験 (個別学力検査)

試験内容	採点法
専攻別実技試験	100点法
アルテルネ課題	50点法
創作課題	
創作	A・B・C法
小論文・口述試問	100点法
ピアノ副科	50点法
コールユーブンゲン	
聴音(4声の和声聴音・旋律聴音)	
聴音(3声の和声聴音・旋律聴音)	
楽典	
新曲	
面接	A・B・C法

<声楽・器楽>特別選抜試験においても、それぞれの専攻・コースの特色に応じて、外国語(調査書)及び下記の個別学力検査から適切な試験が課され、入学者選抜が行われている。

<表Ⅱ-1-2><声楽・器楽>特別選抜試験 (個別学力検査)

試験内容	採点法
専攻別実技試験	100点法
創作	A・B・C法
ピアノ副科	50点法
コールユーブンゲン	
聴音(4声の和声聴音・旋律聴音)	
聴音(3声の和声聴音・旋律聴音)	
楽典	
新曲	

上記の入学試験制度以外に、編入学試験、ピアノ演奏家コース・エクセレンス選抜入学試験、弦管打楽器優秀者選抜入学試験、再入学試験、指定校推薦入学試験、地方音楽教室推薦入学試験、東京音楽大学付属高等学校からの推薦入学があるが、上記入学試験制度と同様に、それぞれの専攻・コースの特色に応じて、選考が行われている。

修士課程、及び博士後期課程においても、アドミッション・ポリシーに沿った入学試験制度を構築しており、共通の特色として、優秀な学生を確保する観点から「一般選抜」

と、多様な学修歴を持つ社会人のニーズと社会的要請に応えるための「社会人特別選抜」、優秀な外国人留学生を対象とした「外国人留学生特別選抜」の3種類の選抜入試を実施していることが挙げられる。

博士後期課程の選考においては、すべての専門分野で修士論文の写し（もしくはそれに代わるもの）の提出が求められる。「修士論文に代わるもの」は、以下のとおりである。

<表Ⅱ-1-3>

専攻分野	「修士論文に代わるもの」
器楽、声楽	作曲家、作品、演奏等に関する小論文（8000字以上）
作曲	自作品に関する論述（20000字以上）
ソルフェージュ、音楽教育学、音楽学	学会誌、紀要等所収の論文
指揮	なし

以上のとおり、それぞれの専門分野の特色に応じて、適切な選考が行われている。

3. 入学者選抜等の実施体制

入学試験等を適切な体制のもとに運用している。入学者選抜試験の円滑な運営を図るために東京音楽大学入試運営委員会を設置している。審議の結果は教授会に報告され、学長の承認を得ている。審議事項は次のとおりである。

<表Ⅱ-1-4>東京音楽大学入学試験運営委員会の審議事項

(1) 入学者選抜試験の実施計画に関すること
(2) 合格認定基準に関すること
(3) 学力検査問題に関すること
(4) 入学者選抜試験の実施に関すること
(5) 学力検査の採点に関すること
(6) 実技検査の採点に関すること
(7) 合格判定資料の作成に関すること
(8) その他入学者選抜に関すること

以上のように、入学試験問題の作成ほか、入学者選抜等に関する事項を大学自らの責任で公平に実施する体制を構築している。

【自己評価】

上記のように、本学は、志願者に対して、教育内容の情報提供を適切に行っており、学生受入れについてもアドミッション・ポリシーに沿った内容で、大学自らの責任で実施されていると判断している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

本学の過去5年間の募集定員・志願者・受験者・合格者・入学者は【表 2-1】（エビデンス集（データ編））のとおりである。志願者数は減少傾向にあるものの、大学全体としては、入学定員を確保している。平成 27(2015)年度、学士課程の入学定員充足率は 102%、収容定員充足率は 112%である。平成 27(2015)年度、修士課程の入学定員充足率は 114%、収容定員充足率は 114%である。平成 27(2015)年度、博士後期課程の入学定員充足率は 100%、収容定員充足率は 183%※である。

※収容定員を入学定員に学年進行中の年次を乗じた数で算出

【自己評価】

本学は、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保していると判断する。また、博士後期課程の収容定員充足率については、学年進行中の数値であり、完成年度以降の措置を見守る必要がある。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25(2013)年にアドミッション・ポリシーを新たにし、平成 25(2013)年度の「入学試験要項」から明示している。本学には、一般入学者選抜試験、特別選抜試験のほか、それぞれの専攻・コースの特色に応じて、ピアノ演奏家コース・エクセレンス選抜入学試験、弦管打楽器 優秀者選抜入学試験、再入学試験、指定校推薦入学試験、地方音楽教室推薦入学試験、東京音楽大学付属高等学校からの推薦入学といった入試制度があり、教務二課を中心に平成 28(2016)年度の要項等で、それぞれの入試制度とアドミッション・ポリシーとの関わりを明確に示すために作業が始められている。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学は、学則第 2 条及び第 2 条の 2 において教育目的を定め、さらに、「音楽を通して広く社会に貢献できる人材」を育成することを目指し、互いに関連し合う 6 つの使命・目的の 1 項目である「教育」において、以下のように定めている。

<表Ⅱ-2-1>

1. 教育	音楽の高度な専門教育を実施することによって、実力ある音楽家、音楽教育者、音楽研究者を始めとし、広く音楽界に貢献する人材の育成を第一の目的とします。専門教育だけではなく一般科目との連携によって、個の確立、協調性と社会性の獲得を目指し、「アカデミズムと実学の両立」の精神による、現代社会に通用する人間の育成を目指します。
-------	--

上記を踏まえ、学士課程のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を定め、「基礎教育科目」を土台としながら、専門領域に関する「専攻科目」、「専門基礎科目」、「専門共通科目」によって、専門教育のみにとどまらない教育課程が編成されている。音楽実技の個人指導（以下「個人レッスン」という）を核とする「専攻科目」、「専門基礎科目」、「専門共通科目」は、高い専門性を持ちつつも、実践的な内容を含む科目により構成され、使命・目的に掲げる「アカデミズムと実学の両立」の精神による現代社会に通用する人間の育成に資するものである。教育課程内では、様々な形で学生が主体的に関わる演奏機会が与えられ、演奏会の企画、運営を学ぶ科目も開講されている。カリキュラム・ポリシーは、「シラバス（実技・講義概要）」、「学生便覧」、「東京音楽大学の使命」等に明示されているほか、大学ホームページ上でも公開している。

修士課程、及び博士後期課程においても、カリキュラム・ポリシーは明確に定められており、ホームページ、シラバス（実技・講義概要）、履修便覧に掲載されている。

【自己評価】

上記の通り、学士課程、修士課程、及び博士後期課程の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）は、使命・目的を踏まえ、明確に定められている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

1. カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の編成

本学は、学則第9条により、各授業科目を「必修科目」、「選択科目」及び「自由科目」に分け、これを各年次に配当して、教育課程を編成している。授業科目は、内容により「専攻科目」、「専門基礎科目」、「専門共通科目」、「基礎教育科目」に区分され、カリキュラム・ポリシーでは、これらの科目の目標を次のように示している。

<表Ⅱ-2-2>

1. 専攻科目	質の高い専門教育を実施し、高度な能力を持つ音楽人を養成します。その実現にあたっては、全専攻での一流の教員による個人レッスンとともに、多くの専攻でアンサンブル教育の充実に力を入れています。
2. 専門基礎科目	音楽を専門的に学ぶための基礎を固めます。
3. 専門共通科目	専攻の枠を超えた音楽的素養を身に付け、その幅を広げます。
4. 基礎教育科目	音楽家として、社会人としての豊かな教養を培います。

さらに、カリキュラム・ポリシーでは、各科目区分について詳細に「カリキュラムの目的」、「カリキュラムの構成」を定めている。

本学は、学則第3条、第4条により、音楽学部音楽学科に、「器楽専攻」、「声楽専攻」、「作曲指揮専攻」、「音楽教育専攻」の4専攻課程を設置している。学士課程では、これらの4専攻課程のもとに、下記のとおり18コースを設け、「専攻科目」を中心にし、コースごとに教育課程を編成している。

<表Ⅱ-2-3>

専攻名	コース名
声楽専攻	声楽
	声楽演奏家コース
器楽専攻	ピアノ
	ピアノ演奏家コース
	ピアノ演奏家コース・エクセレンス
	ピアノ・創作コース
	コンポーザー＝ピアニストコース
	チェンバロ
	オルガン
	弦楽器
	管打楽器
作曲指揮専攻	指揮
	作曲「芸術音楽コース」
	作曲「映画・放送音楽コース」
	作曲「ポピュラー・インストゥルメンツコース」
	作曲「ソングライティングコース」
音楽教育専攻	応用音楽教育コース
	実技専修コース

平成20(2008)年度に日本高等教育評価機構にて受審した大学機関別認証評価の際、指摘を受けた事項に関しては、後述するカリキュラム検討委員会で審議し、平成25(2013)年度生から適用されている新カリキュラム(以下「新カリキュラム」という。)では、下記のように是正した。すなわち、平成24(2012)年度生まで適用されてきた旧カリキュラム(以下「旧カリキュラム」という。)では、「自由科目(教養科目)」、「外国語科目」を、それぞれの卒業要件単位数以上に取得した場合、超過した単位数は卒業要件として数えられなかったが、新カリキュラムでは、「教養科目」、「外国語科目」の必修単位数から溢れた超過単位は、選択科目としての卒業要件単位数として数えられるようになった。これにより、学生は進路計画に応じ、音楽以外の科目を多数履修することによっても卒業が可能になり、教育課程のなかで、「教養科目」、「外国語科目」が、旧カリキュラムに比べ重要な位置を占めるようになった。

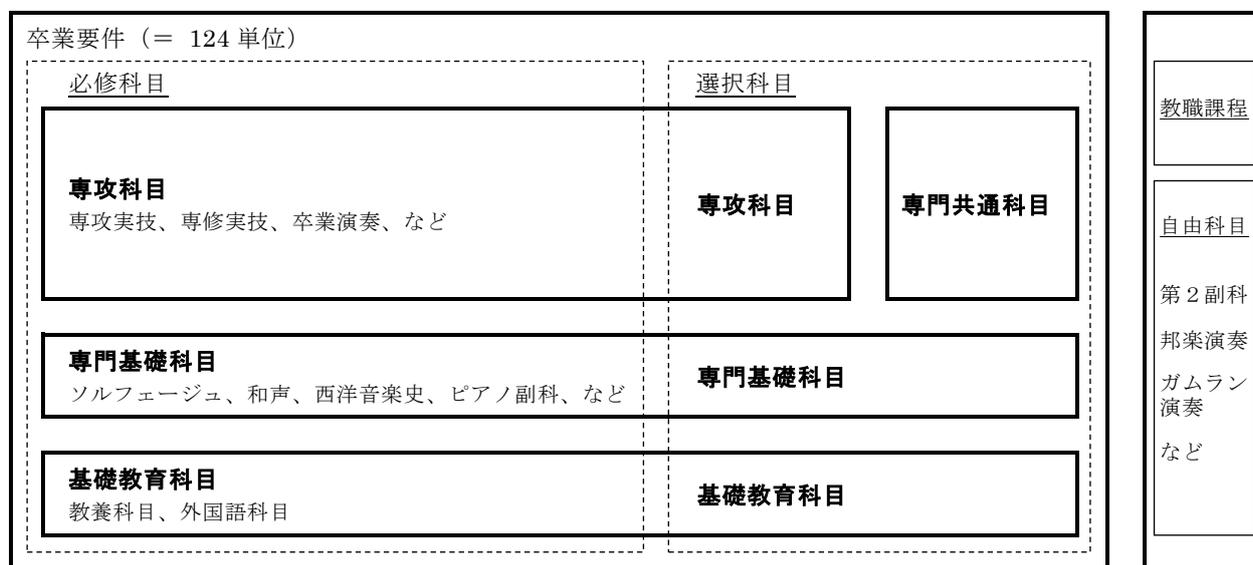
<表Ⅱ-2-4>

指摘を受けた内容	新カリキュラム
<ul style="list-style-type: none"> ・教養教育関連科目の修得単位数が極端に少なく設定されている専攻・コースがある ・教養教育科目の必修単位数については、専攻及びコース間に大きな差異が認められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧カリキュラムで極端に少なく設定されていた専攻の教養科目の卒業要件単位数を上げ、専攻間の大きな差異を解消した。
<ul style="list-style-type: none"> ・卒業要件とする総単位数が専攻・コースにより大きく異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・全専攻とも、卒業要件単位数を124単位で新カリキュラムを構成した。

新カリキュラムは、カリキュラム検討委員会で構想された次の二つの考え方に基づいている。すなわち、①「基礎教育科目」を土台とし、その上に「専門基礎科目」、「専門共通科目」を積み上げ、その頂点に「専攻科目」を構築させるという考え方、②「専攻科目」による個人レッスンを核としたうえで、「専門基礎科目」、「専門共通科目」で音楽的能力の基礎を高め、「基礎教育科目」で国際人としての広い教養を培うことにより「専攻科目」を豊かに肉付けするという考え方である。これらの二つの考え方が、カリキュラム・ポリシーに反映され、学士課程の教育課程を編成している。

<図Ⅱ-2-1>

東京音楽大学のカリキュラムの基本構成



修士課程においては、4専攻11研究領域が設けられており、各専攻・研究領域のカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程が編成されている。博士後期課程においても、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程が編成されており、取得学位、進路等に応じ、学修、研究が可能なように(1)音楽家、(2)音楽教育者、(3)音楽研究者の履修モデルが提示されている。博士後期課程は、その教育課程を通じて、「音楽の各分野における高

度な専門性」、「総合的な知見」、「社会的・実践的能力」を備えた人材を育成するとしている。

2. カリキュラム検討委員会

本学は、教務委員会の下部組織としてカリキュラム検討委員会を設置し、教育内容の体系化に取り組んでいる。カリキュラム検討委員会の委員は、各専攻、各学科部門から選出された専任教員および事務局長、教務一課長、教務職員から選出された者から成り、教育内容の全学的な調整の役割を担っている。カリキュラム検討委員会の検討内容は主として、教務委員会から諮問された教育内容に関する詳細の検討とその答申、カリキュラムの改廃に関する全学的な調整と教務委員会への提案、カリキュラムの体系化の点検であり、原則として年に8回(4月-12月)、定期的を開催している。

カリキュラム検討委員会が目標としていることは、次の5点である。

<表Ⅱ-2-5>

(1) 常にカリキュラム全体を俯瞰しながら、各専攻から提案される教育内容の詳細を検討し、カリキュラムの体系化に努める。
(2) 各専攻の教育内容に不公平や矛盾が生じないように調整する。
(3) 教育内容の充実を図る新提案をまとめ、教務委員会に提示する。
(4) 教務委員会の指示を受けて、教育内容の詳細について必要な事項を審議する。
(5) カリキュラムの改廃に係る規則や経緯を明確にし、全学的に周知徹底する。

カリキュラム検討委員会は、審議内容を適宜教務委員会に報告している。特に、年度末には、当該年度の活動報告書を取りまとめ、教務委員会に提出している。カリキュラム検討委員会では、学部科目ナンバリング、学部カリキュラムツリー、CAP制、GPA制度等、教育課程の体系化に関わる事項について審議が行われ、教務委員会へ提案されている。

修士課程においては、研究科委員会の下におかれた修士課程作業部会で大学院教育の課題とカリキュラムに関しての検討が行われている。

3. 教育課程の体系化・構造化のための試み

学士課程では、科目に適切な番号を付して分類することにより学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みとして、平成27(2015)年度から、科目のナンバリングを導入している。それに加え、専攻ごとの学修内容の順次性と科目間の関連性を図示したカリキュラムツリーを作成し、年度初めのガイダンスで、学生に向け解説を行っている。ディプロマ・ポリシーに示されている学修成果と各科目との対応関係を表にしたカリキュラム・マップもホームページ上に公開している。

4. 単位制度の実質化に関わる取組み

学士課程では、単位制度の実質化の観点から、シラバスの作成、CAP制といったシス

テムを導入している。さらに、平成 27 (2015) 年度生からは、GPA 制度を導入している。また、年度初めに実施するアンケート調査において、科目区分ごとに学生の学修時間の実態や学修行動を把握し、教育課程の編成に役立てようとする試みも始まっている。

シラバスは、学士課程の全開講科目について作成されている。シラバスの作成にあたっては、カリキュラム検討委員、教務一課員などから成る「シラバス第三者チェック作業部会」が学長に任命されている。「シラバス第三者チェック作業部会」により、「シラバス執筆要領」が取りまとめられ、各教員はこの要領に沿って、シラバスを作成し、授業内容に応じて必要事項を記入している。「シラバス執筆要領」には、学修到達目標、準備学習（予習・復習）に必要な時間または具体的な学修内容など、シラバスに含めるべき内容が示されている。各教員が作成したシラバスは、「シラバス第三者チェック作業部会」により、カリキュラム・ポリシー、「シラバス執筆要領」に基づき点検され、改善点がある場合は、担当教員へ加筆修正を要求している。

CAP 制は、平成 22 (2010) 年度生から導入され、1 年次から 3 年次において、「学生が 1 年間に履修登録できる単位数は、48 単位を上限とする。」と定められた。4 年次については、平成 27 (2015) 年度生から、「1 年間に履修登録することができる単位数は、60 単位を上限とする。」と定められた。

5. 教授方法の改善を進めるための組織体制

本学は、FD 委員会において、組織的な「教育力の向上」に取り組んでいる。

FD 委員会は、これまでに、他の音楽大学における FD の実情調査、FD 関連の学外での研修会への出席、学内での FD 研修会開催（年 2 回）、授業・レッスンについてのアンケートの実施、大学満足度アンケートの実施、「東京音大 FD 通信」の発行等の活動を行っている。

FD 通信では、授業を効果的に展開するための取組みを紹介するほか、授業・レッスンアンケート結果の解説を行うなど各教員の教授方法の改善を支援するための情報を提供している。平成 26 (2014) 年度には、本学の教育課程に関する基本的な認識の共有のために、FD 通信において、東京音楽大学の「建学の精神と理念」、「使命・目的」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」を取り上げ、非常勤教員を含めた全教職員への理解を図った。

授業改善を図る組織的な取組みとして、FD 委員会実施の学生による授業アンケートの結果を集計し、その結果を担当教員に通知するとともに、「授業改善計画書」の提出を要請している。

6. 授業内容・方法の工夫

学士課程では、質の高い専門教育を実施し、高度な音楽人を養成するための「専攻科目」、音楽的基礎を固める「専門基礎科目」、大学生としての教養を培う「基礎教育科目」、教員免許状取得に必要な「教職課程科目」、専攻以外に幅広く音楽を学びたいという学生にその機会を提供する「特別実技科目」により、学生のニーズ、興味・関心に合わせて、多彩な授業内容の科目を提供している。

学士課程では、ディプロマ・ポリシーに 3 つの自立を示し、知識の理解だけではなく、

音楽家として活動するために必要な思考力やコミュニケーションなどを含む技能、態度、能力として6つの学修成果を設定し、育成を目指している。

<表Ⅱ-2-6>

ディプロマ・ポリシーに示されている3つの自立

・自ら演奏や作品を組み立てることができる。
・自ら音楽における教育の工夫ができる。
・自ら音楽活動をする場を作り出すことができる。

ディプロマ・ポリシーに示されている6つの学修成果

A.	様式に則した演奏能力や創作能力を身に付けていること。
B.	音楽の理論や歴史、体系を理解していること。
C.	専門領域に留まらない教養を身に付け、演奏家、教育者を始め、様々な音楽分野で活躍できる力を持っていること。
D.	複数の外国語の基本を身に付けていること。
E.	社会における音楽の役割について考察し、活動できること。
F.	上記の学習した事柄を総合して、専攻した音楽の分野を的確に表現できること。

「教養科目」では、具体的に下記カリキュラム・ポリシーに示すように①コミュニケーション及びプレゼンテーション能力、②多文化理解能力、③情報収集能力、④IT能力、⑤問題発見能力の5つの能力を学修成果として設定している。新入生を対象とした必修科目として、「東京音楽大学入門講座」を開講し、音楽に関する概論的・基礎的な知識、レポートの書き方などの文章作法、ノートの取り方、プレゼンテーションの技法、学生生活、大学内の教育資源（図書館の活用方法など）、本学の歴史を内容とする初年次教育を実践している。

また、外国語に関しては、「外国語科目」として、英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語の4言語43科目、「選択教養・外国語科目」として、スペイン語、ロシア語、中国語、ラテン語の4言語4科目を提供している。

大学の特色ある授業科目を開放し、学生間の交流を行うことによって教育研究の活性化や教育課程の充実を図り、多様な教育の提供と学習意欲の向上を図る目的で、平成22（2010）年4月から上智大学と単位互換型の学生交流を開始した。この単位互換型の学生交流により、学内で選抜された学生は、上智大学が開講している500以上の科目から選択し、授業を受講することができる。上智大学で修得した単位は、「選択教養・外国語科目」のなかの「交流大学単位互換科目」の単位として認定される。

<表Ⅱ-2-7>

カリキュラム・ポリシー（抜粋）

●教養科目
カリキュラムの目的：
・教養科目は、音楽のみならず多様な分野を学ぶことにより、幅広い知識と柔軟な思考に基づいて、物事を適切に判断し、行動する力を身に付けることを目的としています。
カリキュラムの構成：
<ul style="list-style-type: none"> ・入学してきた学生が高い意識を持って学生生活に取り組めるように、初年次教育として「東京音楽大学 入門講座」（必修）を設置しています。 ・教養科目として、文化、社会、人間、自然、健康、情報などに関する多様な科目を開設しています。 ・①コミュニケーション及びプレゼンテーション能力、②多文化理解能力、③情報収集能力、④IT能力、⑤問題発見能力を、在学中に身に付けるべき基本的な能力と捉え、すべての教養科目では、このうちの1つないし2つを授業の柱として設定しています。学生は自分が高めたいと思う能力を考えながら、授業科目を選択することができます。

本学の特色として、専任教員1人当たりの学生数が（平成27（2015）年度実績：11人）少ないことが挙げられ、これにより、教員と学生が密接に関わり合いながら指導が行われている。本学では、高度な音楽実技能力、さらにそれを社会で活用する力を育成するために、個人レッスンを中心に、学生の主体的な参加を促し、実践的な内容を含む様々な授業を提供している。以下では、各授業における教授、内容の工夫例について説明する。

学士課程では、実践的な内容を含む科目が多数開講されている。

その一例が、文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」にも選定された「ミュージック・コミュニケーション講座A・B」である。この講座は、社会のさまざまな場で音楽活動を創造・実践できる「音楽コミュニケーション・リーダー」の養成を目的とした科目で、東京音楽大学、神戸女学院大学、昭和音楽大学の3大学が連携して講座の運営にあたり、各大学で実施する授業は、テレビ会議システムで同時に他大学に中継されている。この会議システムを通して、3大学間での質疑応答やディスカッションが行われている。この講座は、一方的な知識の伝達・注入を中心とした講義とは異なり、「音楽とコミュニケーション」、「音楽ワークショップの実践的方法」、「アウトリーチ」がテーマとされ、学外の音楽ワークショップ実習の準備と実践、アウトリーチのための企画などに学生が主体的に関与する授業となっている。

また、作曲指揮専攻生、音楽教育専攻生以外の全専攻において、必修科目となっている「和声Ⅰ・Ⅱ」においては、入学時にクラス分けテストが実施され、習熟度別のクラスが編成される。さらに、授業時間内に必要に応じて、個人レッスンの形態を取り入れることにより、習熟度に合わせた学習者中心の教育を展開している。

<表Ⅱ-2-8>

実践的な内容を含む科目例

「ソルフェージュ」、「和声」、「和声分析」、「対位法概論」、「音楽基礎演習・コード理論」、「キーボードハーモニー」、「ピアノコードワーク」、「音楽分析学」、「西洋音楽史演習」、「日本音楽史演習」、「世界音楽演習」、「合唱」、「舞台基礎演技法」、「オペラ実習」、「歌曲・重唱」、「ピアノ初見法」、「伴奏法」、「ピアノ指導法」、「身体表現と音楽」、「伴奏基礎演習」、「管弦楽または合奏」、「室内楽」、「吹奏楽」、「作曲理論」、「対位法」、「指揮法」、「4リズムヘッドアレンジ・コードプログレッション」、「コンピューターアシステッドコンポジション」、「オーケストレーション」、「シンセサイザー」、「スタジオエレクトロニクス」、「アンサンブル実習」、「音楽教育研究演習」「音楽文化研究演習」「音楽教育実技演習」、「アジア音楽の理論と奏法」、「現代音楽の解釈と奏法」、「独唱及び合唱」、「作曲法」、「マルチメディア演習」、「通奏低音奏法」、「古楽合奏」、「ドイツ語歌詞研究」、「ドイツ語オペラ台本研究」、「イタリア語歌詞研究」、「イタリア語オペラ台本研究」、「日本伝統音楽（歌唱・和楽器）」、「ピアノ演習」、「音楽キャリア実習」、「ミュージック・コミュニケーション講座」、「音楽科教育法」、「特別活動概論」、「生徒指導概論」、「教育相談概論」、「教材研究」、「教職特別演習」など

「世界音楽概論」、「世界音楽特講」などの授業では、学修管理システム（LMS）を利用した授業外学習が推進されている。

「ソルフェージュ」では、入学時にクラス分けテストが実施され、習熟度別のクラスが編成されている。習熟度別、少人数のクラス編成を行うことにより、学習者の習熟度に合わせた指導を行っている。

「音楽学課程」では、西洋音楽史、日本音楽史、世界音楽、音楽美学、作曲家研究、作品研究など、音楽に関する学問的テーマを学生が自ら主体的に研究し、発表する演習形式と個人指導で学ぶことができる。「音楽学課程」の定員は15名で、2・3年次の後期に行われる選抜試験によって、全専攻の希望者から選抜された学生によってクラスが編成される。

「音楽キャリア実習」は、学内外におけるコンサートの制作や学内の音楽情報局となる専用HPの作成・運営（アクト・プロジェクト）にグループで取り組むことで、実社会でも通用する企画・制作能力とコミュニケーション能力、文章作成能力、問題解決能力を備えた人材を養成することを目的としている。受講生は、毎年、全専攻の学部学生から、書類審査・面接により選出される。授業内で受講生は、様々な専攻の教員と職員による複層的な指導体制の下で、共同作業の経験をすることができる。「音楽キャリア実習」は、実習を含む授業として、教室内の通常授業では実現できない柔軟かつ総合的なキャリア教育を実践している。

「歌曲・重唱」、「合唱」、「指揮法」、「吹奏楽」、「独唱及び合唱」、「舞台基礎演技法」、「教職課程管弦楽」、「教職課程吹奏楽」などの科目では、集団実技指導が実施される。これらの授業では、教員と学生、学生同士が密接に意思疎通を図りつつ、相互に刺激を与え合いながら指導が行われている。例えば、40年以上の歴史を持つ「教職課程管弦楽・吹奏楽」は、管弦楽や吹奏楽を通して、音楽教科全般に亘る指導法を体験から学ぶものであり、ピアノ以外のいくつかの楽器について指導ができる教員の育成とともに、選択楽器の演奏法習得を目的としている。これらの授業では、毎年多くの受講者が、指導者として必要な実践的指揮法、演奏会の企画、運営、合宿における団体指導法等を各自の専攻を越えて学んでいる。

公開講座/公開授業/公開特別レッスン

本学は、授業課程外で、学外講師を招聘する「公開講座」、「公開特別レッスン」を数多く開催する一方、教育課程内でも学外講師を招聘し、それらを科目の履修生以外にも公開する「公開講座」、「公開授業」の形態の科目を開講している。こうした授業は、国内外で活躍する著名な音楽家、音楽関係者、芸術家等の講義やレッスンにより、学生の視野を広げ、目的意識を高めることを目的としている。

<表Ⅱ-2-9>

平成 26 年度 特別招聘音楽家シリーズ (教育課程外)

日程	講師	内容
4月16日(水)	ウェン=シン・ヤン	チェロ公開レッスン
5月15日(木)	イリーナ・ザイトリン	ヴァイオリン公開レッスン
5月29日(木)	フィリップ・トーンドゥル	オーボエ公開レッスン
6月3日(火)	マキシム・ヴェンゲーロフ	ヴァイオリン公開マスタークラス
6月20日(金)	アンソニー・ブログ	トランペット公開レッスン
6月30日(月)	オスパルド・ゴリホフ	指揮公開講座
7月11日(金)	趙 静	チェロ公開レッスン
9月16日(火)	山田 岳	作曲公開講義
10月2日(木)	レナーテ・グライス-アルミン	フルート公開レッスン
11月10日(月)	ニルス・ムース	指揮公開レッスン
11月18日(火)	大賀 寛	声楽公開レッスン
11月19日(水)	ベアトリス・ギエルマン	ハーブ公開レッスン
11月20日(木)	ウラジーミル・ヴォローニン	声楽公開レッスン
12月8日(月)	バンジャマン・アタイール	作曲公開講義
12月15日(月)	鈴木 秀美	公開演奏・レクチャー
12月16日(火)	鈴木 秀美	チェロ公開レッスン
12月18日(木)	扇谷 勉	指揮公開講義

「公開講座」、「公開授業」の科目例 (教育課程内)

「作品解釈」、「ピアノ室内楽」、「社会人特別講義」、「ピアノ指導法特講」など

【自己評価】

学士課程では、平成 20 (2008) 年度に日本高等教育評価機構にて受審した大学機関別認証評価の際、指摘を受けた事項を中心にカリキュラム改革に取り組み、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成している。カリキュラム検討委員会や FD 委員会は、教育課程の体系化や教授方法等の改善を進める組織として整備され、教育課程の編成に関わる全学的な調整や改善サイクル推進の役割を担っている。教育課程の体系性は、科目のナンバリング、カリキュラムツリー、カリキュラム・ポリシーなどにより、

学生に明示されている。単位制度の実質を保つために、CAP 制、GPA 制度、シラバスが適切に活用されており、さらに、単位制度の実質化を推進するために学修行動調査が導入されるなど教育課程の充実に努めている。教育内容は幅広い内容を保ちつつ、知識の伝達に偏らない実地的なものであり、現代社会に十分対応しうる内容であると判断している。その教育内容は、学生の主体的な参加を促す様々な教授方法の工夫によって提供されている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD委員会では、平成27（2015）年度に実施した学修行動調査により、科目ごとの学修時間を分析し、今後の教育課程編成のための基礎資料を取りまとめた。平成26（2014）年度のFD通信では、本学の建学の精神と理念、使命・目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを特集し、さらに関連するFD研修会を実施することにより本学の教育課程の基本的な認識の共有を促進した。平成27（2015）年度生から導入されたGPA制度は、上記で述べた科目のナンバリング、カリキュラムツリー、カリキュラム・マップ、シラバス等の取組みと合わさることで、学生の計画的な履修、単位制度の実質化に資することが期待されている。同制度の検討作業を行ったカリキュラム検討委員会では、平成27（2015）年度、コース変更に関する規程を取りまとめ、コースごとの教育課程の特色、評価方法についても明確化に向けた検討を行うこととしている。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

1. 計画的な履修の指導

本学では、年度初めのガイダンスにおいて、教務一課から、計画的な履修について指導、説明を行っている。その際、本学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、科目の系統を示したカリキュラムツリー、科目の系統と難易度を示した科目ナンバリング、ディプロマ・ポリシーと各科目との関連を示したカリキュラム・マップ及び CAP 制、GPA 制度の意義についても解説を行い、計画的な履修に役立てるよう促している。特に、最終学年である 4 年次生については、ケーススタディを通じた計画的履修の最終確認を促している。また、履修登録期間には、履修相談の特設ブースを設置し、教務一課員が、学生の履修計画に関する相談に応じてい

る。

2. 初年次教育

本学は、初年次教育として「東京音楽大学入門講座」を全専攻・コースの1年次必修科目として開講している。「東京音楽大学入門講座」は、音楽に関する概論的・基礎的な知識、レポートの書き方などの文章作法、ノートの取り方、プレゼンテーションの技法、学生生活、大学内の教育資源（図書館の活用方法など）、本学の歴史を内容としている。この講座により、本学に入学してきた新1年生が、大学生活に早く適応し、レッスンや講義、大学生活にスムーズに移行できるよう促している。早い段階で卒業までの学修計画や卒業後の将来設計を策定できるような能力を身に付けることも、この講座の目的である。また、この講座においては、担当教員と個人レッスン担当教員が連携し、出席率の低い学生に連絡をするなどのサポートも行われている。これは、大学生活に馴染めない学生を早期に発見し、そのサポートをするために始められた試みである。

3. オフィスアワー制度

本学は、専任教員が、担当科目に関連する個々の学生の質問や相談に応じるためにオフィスアワー制度を設けている。また、本学では、音楽実技の個人指導の場で、担当教員がレッスンを通じて築いた相互信頼に基づき、オフィスアワーに相当するような様々な相談に応じてきた。オフィスアワー制度の活用状況は、年度はじめに実施される学修行動調査などで検証されている。

4. 付属図書館による学修支援

付属図書館においては、下記のとおり、「図書館内で実施のガイダンス」、「授業内実施ガイダンス」を行うほか、インフォメーション・デスクの設置、「論文・レポートの書き方」に関する本コーナーの設置、ウェブサイトでの情報発信による学修支援を実施している。ライブラリー・サポーターの活動も学修支援の一端を担っている。ライブラリー・サポーターの活動とは、修士課程開設科目の「音楽学演習Ⅰ」受講生による図書館レファレンス業務の体験活動である。ライブラリー・サポーターは、この活動の一環として、レファレンスデスクでの学部学生の勉強相談、調査に関する相談に応じている。ライブラリー・サポーターは、レファレンス業務を補助するために、資料案内の印刷物の作成等も行っている。

<表Ⅱ-3-1>図書館実施のガイダンス実績（平成26年度実績）

平成26年度	
◆図書館内で実施のガイダンス	
* 資料検索等(OPAC)ガイダンス 希望者(個人、グループ)を、事前予約制にて随時募集。 申込・実施 5回	
◆授業内実施ガイダンス	
* 2014年度「東京音楽大学入門講座」対象:大学1年生 図書館内案内、利用方法、OPAC検索での音楽資料の探し方などについて、各自PCでの実習を中心に実施。毎週水曜日と木曜日 全12回	
* 福田裕美「音楽文化研究演習ⅠB」対象:音楽教育専攻3年 文献検索・ILL利用法ガイダンス 5月12日	
* 近藤隆史「メディアリテラシー実習Ⅰ&Ⅱ」対象:音楽教育専攻1年 文献検索・ILL利用法ガイダンス 5月13日1限 5月13日2限	
* 赤羽美希「音楽文化研究演習ⅠB」対象:音楽教育専攻3年 文献検索・ILL利用法ガイダンス 10月14日	
* 村田千尋「音楽学演習Ⅰ」対象:大学院修士課程1年生及び博士課程1年生 OPACガイダンス上級編(専門性の高い資料の検索方法、探しづらい全集・叢書楽譜の検索方法を中心に実施) 4月16日	
* 村田千尋「音楽学演習Ⅰ」対象:大学院修士課程1年生及び博士課程1年生 EBSCO社と契約の学術データベースの検索方法等のガイダンス (EBSCO JAPAN社より講師を派遣してもらい実施) 6月17日	
年間参加者合計:351名	

5. ティーチング・アシスタント(TA)の活用による学修支援及び授業支援

本学は、ティーチング・アシスタント(TA)制度を導入している。TAは、<表Ⅱ-3-2>のとおり、学修支援、学部授業の補助を行っている。

<表Ⅱ-3-2>TA採用者数と業務内容(過去3年間)

年度	採用者数	業務内容
平成24(2012)年度	6名	実技レッスン指導補助、「作曲理論Ⅱ」、「音楽と社会と人間の歴史」、「管弦楽又は合奏」補助
平成25(2013)年度	6名	実技レッスン指導補助、「管弦楽または合奏」、「音楽教育研究演習」補助
平成26(2014)年度	7名	実技レッスン指導補助、「管弦楽または合奏」、「音楽教育文化史」、「ソルフェージュⅠ」、「吹奏楽Ⅰ・Ⅱ」補助

6. イングリッシュ・スタディー・センター (English Study Centre)

平成 26 (2014) 年 10 月に本学の学部生、大学院生及び付属高校の生徒の英語能力の向上及びこれを生かしたキャリア教育の推進を図ることを目的とするイングリッシュ・スタディー・センター (English Study Centre) (以下「ESC」という。)を設置した。ESC は、以下の業務を行うこととしている。

<表Ⅱ-3-3>ESC の業務内容

1.	本学の学部生、大学院生及び付属高校の生徒が行う国際活動及び就職活動等に 必要な語学力の向上に係る教育、指導及び助言等を行う。
2.	主として TOEIC450 点以上、実用英語技能検定準 2 級以上の取得を目指し、英語 能力の向上を図るための業務を行う。また、TOEFL、IELTS 等の受験に必要な能 力の向上のための業務を行う。
3.	短期留学等に必要会話能力の向上を図るための業務を行う。
4.	企業が求める英語能力の向上を図るための業務を行う。
5.	海外招聘者によるレッスン等に必要コミュニケーション能力の向上のための 業務を行う。
6.	その他 ESC の目的達成に必要な業務を行う。

7. 学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

本学では、学生による「レッスンアンケート」と「授業評価アンケート」を 1 年ごと
に実施しているほか、「東京音楽大学満足度アンケート」等を実施している。年度初めに
実施される「学修行動調査」では、学生の学修行動・学修環境・学修成果を中心にアン
ケート調査を行い、改善に役立てるためのデータを収集している。また、平成 26 (2014)
年度の「授業評価アンケート」の実施の際には、アンケート結果を見た教員から「授業
改善計画書」を提出してもらい、授業改善に関する意見を集めた。

【自己評価】

本学は、上記のような様々な形で学修支援を実施している。特に、「東京音楽大学入門
講座」の開講や ESC の設置にみられるように学修支援体制の充実に努めていると判断し
ている。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、個人レッスンが、学生の学修の中心となることから、これまでも個人レ
ッソンの担当教員が個人指導を通じて築いた相互信頼に基づき、オフィスアワー制度に
相当するような様々な相談に応じてきた。平成 25 (2013) 年度生から適用されている新
カリキュラムにおいては、「教養科目」、「外国語科目」が、旧カリキュラムに比べ重要な
位置を占めるようになったことに伴い、カリキュラムと連動した形で、学修支援を再考
する必要性が認識された。今後、FD 委員会では、こうした問題を取り上げ、音楽大学に
相応しい学修支援の在り方を検討することとしている。また、留学生の支援体制につい

ては、受け入れ実績の少なさから十分な体制が確立しているとはいえないため、今後、国際交流センターを中心に支援体制の確立に努める。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

学士課程については、学則で、「履修方法及び単位数」について定め、厳正に適用している（学則第 11 条-第 15 条）。「履修方法及び単位数」には、履修登録することができる単位数の上限（CAP 制）、単位数の算出方法、卒業要件が含まれている。学士課程の成績評価基準は、学則第 17 条の 2 に定められているとおり、学則別表 (3) に示されており、下記の〈表 II-4-1〉のとおりとなっている。

修士課程及び博士後期課程については、大学院学則にて、各課程の修了要件を定めている。東京音楽大学大学院音楽研究科規程（以下「研究科規程」という。）には、研究科各課程における授業及び単位数、下記の〈表 II-4-2〉の成績の評価、履修方法、修士論文等の審査及び試験、博士論文等の審査及び試験について定めている。また、各学位の授与要件、修士論文等審査、博士論文等審査に関しては、東京音楽大学学位規則に定めている。

これらの情報は、学士課程の学生向けには学生便覧、修士課程及び博士後期課程の学生には履修便覧等で明示されている。

〈表 II-4-1〉音楽学部音楽学科（学士課程） 成績評価基準（学則別表 (3)）

	評価	判定
90 点～100 点	秀	合格
80 点～89 点	優	合格
70 点～79 点	良	合格
60 点～69 点	可	合格
59 点以下	不可	不合格

*学則第 15 条の 2 及び 3 により単位認定された授業科目の評価は「認」とする。

〈表 II-4-2〉大学院音楽研究科 成績評価基準（研究科規程第 5 条）

（成績の評価）

第 5 条 研究科における成績の評価は、100 点を満点とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

2 前項の成績を 5 段階評価で表す場合は、次の評点区分に応じて評語を用いるものとする。

評点	評語	
90 点以上	秀	S
80 点以上 90 点未満	優	A
70 点以上 80 点未満	良	B
60 点以上 70 点未満	可	C
60 点未満	不可	D

学士課程では、平成 27（2015）年度生から、GPA 制度が導入され、早期卒業制度等に活用されることとなっている。「シラバス（実技・講義概要）」には、各科目の授業形態、学修到達目標、概要、授業計画、準備学習（予習・復習等）に必要な時間または具体的な学修内容、評価方法、オフィスアワーを明示し、単位取得に必要な学修内容を明確に示している。修士課程及び博士後期課程においても、履修便覧、シラバス（実技・講義概要）において、各科目の授業形態、目標、概要、授業計画、評価方法、教材等を明示している。

また、単位認定に関しては、学則第 15 条の 2、第 15 条の 3 で〈表Ⅱ-4-3〉のとおり、定めている。編入学生の単位認定に関しては、学則 15 条 2 項で定め、東京音楽大学編入学規程第 6 条で「他大学又は短期大学において修得した単位の認定については、本学の卒業要件に関わる科目を対象とし、合計 60 単位（2 年次編入の場合は 30 単位）を超えないものとする。」と定めている。既修得単位に関する取扱いについては、学則 15 条の 3、第 3 項で「別に定める。」とされ、既修得単位に関する取扱要領に定められている。

〈表Ⅱ-4-3〉単位認定（学則抜粋）

第 15 条の 2	本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
第 15 条の 3	本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、30 単位を超えない範囲で本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【自己評価】

本学は、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用を行っている判断する。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

成績評価基準に関しては、FD 委員会及びカリキュラム検討委員会連携のもと、学生向けにルーブリック等での明示方法の研究を開始する予定である。平成 27（2015）年度生から導入された GPA 制度に関しては、早期卒業制度以外での活用方法について、カリキュラム検討委員会を中心に検討することとしている。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備
【事実の説明】

1. 教育課程内の取組み

本学は、基礎教育科目の「教養科目」、専門共通科目、教職課程科目、それぞれにおいて、次のとおり、キャリア教育を実施している。

社会人として必要な広い教養と柔軟な思考能力を身に付けさせるため、基礎教育科目の「教養科目」では、カリキュラム・ポリシーで、①コミュニケーション及びプレゼンテーション能力、②多文化理解能力、③情報収集能力、④IT 能力、⑤問題発見能力を、在学中に身に付けるべき基本的な能力として明示し、この 5 つの能力の向上を目指して授業を行っている。全 28 科目の教養科目（入学年度により種別が異なる科目を含む）のなかでも、＜表Ⅱ-5-1＞に示す科目は、社会人としての基礎的なスキルが身に付けられる内容となっている。

＜表Ⅱ-5-1＞

科目名	内容
東京音楽 大学 入門講座	本学に入學した新1年生が大学生活に素早く適応し、レッスンや講義に対応できるよう、基本的なスキルを身に付けさせるとともに、早い段階で4年間の学習計画や卒業後のキャリアデザインを考えさせ、将来設計を策定できるようにすることを目的とする。第1回目は年間の講座についてのガイダンス的な内容で、当日に配付されるマニュアルを用いて、「キャリア支援センター」の利用方法や「文化力発信プロジェクト」・各種就職支援対策講座についての紹介・説明がなされ、講座終了後には「キャリアデザインアンケート」も行われている。以降、楽譜の読み方をはじめとした様々な音楽的スキルのほか、ノート・レポートなどの文章の書き方から、身体表現・プレゼンテーション・情報の収集・整理などの能力向上のための講座が行われている。
日本語 表現法	学生の作文力と会話能力の向上を目的として、基礎国語力強化を図る。「書くこと」では、様々なスタイルの文章の作成と既成文の読解・要約を行い、「話すこと」では、ショート及びロングスピーチのための取材・原稿作成・実演を演習形式により実践し、文章・言語による表現能力・プレゼンテーション能力を身に付けさせる。
教養演習	新聞・ニュースなどから関心を持ったテーマを学生自身が選定し、調査、発表、討論を少人数のゼミ形式により行うことで、課題発見力、情報収集力、創造力を磨くと同時にプレゼンテーションについての知識やスキルを実践の中で習得することを目標とする。
情報 メディア	高校で学習した情報リテラシー教育を充実させ、キャリア教育を意識した情報メディア活用法の習得やパソコンのスキルアップを目指すとともに、現在のインターネット社会に必要とされる、自ら情報を発信する能力やコミュニケーション能力の向上を目的とし、ビジネス文書、レポート、論文の書き方や表計算、プレゼンテーションなど、ビジネスの場や日常におけるパソコンの活用法を学ぶ。また、音楽のデジタル化、楽曲配信、著作権などの知識を養ったうえで、ホームページを制作し、クラス内プレゼンテーションの場において、互いの作品への評価や意見交換を行う。

専攻の枠を超えた音楽的素養を身に付け、その幅を広げることを目的とした専門共通科目においても＜表Ⅱ-5-2＞に掲げる科目においては、キャリア教育を実施している。

<表Ⅱ-5-2>

科目名	内容
音楽キャリア 実習Ⅰ・Ⅱ	学内外におけるコンサートの制作や、学内の音楽情報局となる専用ホームページの作成をはじめとした様々な音楽業務を通して「アクト・プロジェクト」注1の運営にグループで取り組む。実技教育中心になりがちな音楽大学において、演奏者以外の立場での音楽業務体験を通して社会における音楽の位置づけを認識させ、実社会での仕事に必要な企画・制作能力・コミュニケーション能力・文書作成能力・問題解決力を養う。音楽実務の体験学習による音楽大学ならではのキャリア教育である。
ミュージック・コミュニケーション講座A・B	アーティストとしての専門力を持つだけでなく、社会の様々な場で音楽活動を創造、実践できる「音楽コミュニケーション・リーダー」の養成を目指し、特にコミュニケーション力、社会性、リーダーシップに重点を置いて実践的能力を磨く。本講座は神戸女学院大学・昭和音楽大学・東京音楽大学の3大学が連携して実施するもので、この授業を通して「3大学連携事業」注2の企画・制作に関わって行く。各大学が実施する授業はテレビ会議システムで同時に他の2大学に中継され、他大学から配信される授業を受講する際も質疑応答やディスカッションが可能となっている。各大学の担当教員の他に学外からもゲスト講師を招き、社会の様々な場で多様な聴衆に対してどのような音楽を提供すれば聴衆の“心を開く新鮮な音楽体験”を実現でき、そのためにはどのような準備や仕事が必要なのかを実践を通して学び、コンサートホール以外でのアウトリーチやワークショップについての知識と、実際に演奏の場を企画・実践する能力を身に付ける。
マルチメディア演習	今日、芸術音楽の分野でも日常的となったコンピューターを用いた技術(楽譜制作・録音)を習得し、音楽家のための芸術分野における先端技術を、演奏・研究・教育などの各現場で幅広く適応出来る能力を向上させる。個人のコンピューターの習熟レベルや専攻の違いによる必要性などに合わせた対応により、初心者の受講も可能としている。

注1 本学独自のキャリア教育の試みとして平成17(2005)年度に開始され、平成18(2006)年度より文部科学省の現代G P (現代的教育ニーズ取組支援プログラム)「実践的総合キャリア教育の推進」に選定された「アクト・プロジェクト」は、平成20(2008)年度からは専門共通科目「音楽キャリア実習Ⅰ・Ⅱ」として、その一部を教育課程内に組み込み、文部科学省大学改革推進等補助金からの支援終了後も引き続き活動を展開している。音楽家育成のための専門的音楽研鑽のみにとどまらず、卒業後のキャリアをも見据えた複層的内容を持つ教育により、現今の社会状況の中における音楽文化のあり方を模索し、新しい方向性を指し示す創造性・積極性を育み、社会の様々な局面や他者との係わりの中で自らの音楽的個性を主張する応用性・柔軟性と共に、幅広い教養を兼ね備えた人材の育成を目的としている。参加学生を多学年・多専攻の4グループ(ホールコンサート・J館ロビーコンサート・エリアコンサート・サイバー)に編成し、学外ホールにおけるコンサートや学内・介護施設・小中高校・駅などにおける地域住民を対象とした各種コンサートの企画・制作やホームページ・インターネットによる音楽情報配信を行い、音楽に関わる社会・就労体験を積むことにより、自己の進路と適性を模索し、専門領域である音楽によるアプローチで実社会に貢献し活躍できる力を身に付けさせる。各グループはその企画内容に応じて積極的に学外関係者の協力を仰ぎ、必要に応じて実技系教員が演奏指導の面で加わり、情報交換や問題解決にも協力している。異なる専門の教職員が複数で指導にあたるこの体制は、互いに指導方法を確かめ合える点で有効な学内FD(Faculty Development)にも繋がっている。

注 2 文部科学省大学教育支援プログラムに選定された音楽系 3 大学（神戸女学院大学・昭和音楽大学・東京音楽大学）によって平成 20(2008)年 11 月 23 日に開催された共同企画「音楽の新しい学び」フォーラム～社会に飛び出す音大生たち～は、平成 21(2009)年度より文部科学省「大学教育充実のための戦略的連携支援プログラム」に選定され、3 大学が連携のもとに授業・活動を行ってきた。平成 23(2011)年度でその支援期間は終了したが、その後も各大学の教務予算と民間助成金によって連携授業・活動を継続させ、平成 24(2012)年度には「音大連携による教育イノベーション」～音楽コミュニケーション・リーダー養成に向けて～を開催するなど、さらなる活動を展開している。

本学では、教職課程として 25 科目の授業を実施しているが、特に「教職特別演習 1・2」においては、小学校(音楽専科)、中学校、高等学校の音楽科教員を目指す者を対象として、優れた教育者となるための知識の習得と指導力を高めるための実践的演習が行われている。「教職特別演習 1」は、「教職教養クラス(教育の基本原則・教育行政・学校管理・学校教育・教職員・児童・生徒・子ども)」と「専門教養・論文作文クラス(教科書における様々な音楽に対する幅広い知識の習得・論文作文の基礎)」に分かれており、教師に必要な基礎力を身に付けるための講座となっている。「教職特別演習 2」は、「教職教養クラス(教育課題への教師の取組みについて)」と「専門教養クラス(学習指導要領・歌唱・器楽・日本の音楽・民族音楽・鑑賞・西洋の音楽・楽典・指導法)」および「論文等クラス(模擬授業・場面指導・論文作成実践)」に分かれ、教育の現場において即戦力となりうる教師力を養成することを目的に実践的な演習を行っている。

2. 教育課程外の取組み

学生支援課内に設置されていた「キャリア支援室」は平成 25(2013)年度より独立し、「キャリア支援センター」と改称された。キャリア支援センターでは、社会における音楽文化のリーダーを養うための実践的なプログラムと、音楽関係企業から一般企業までを視野に入れた、多様な就職支援プログラムによって、キャリア支援を展開している。就職や卒業後の進路に関する学生からの相談には、キャリア支援センター職員が個別に対応し、必要がある場合には、担当者からの連絡により本学教員も相談に参加し、アドバイスや援助を行なっている。学生支援課、学生相談室、学生委員会などに寄せられる様々な相談のなかで、学生の相談内容が就職に関する悩みや問題に派生した場合にも、キャリア支援センターとの連携により、支援が行える体制を取っている。相談状況は学年、専攻、内容によって集計され、相談者ごとに記録カードを作成することにより、円滑な支援を図っている。「キャリア支援サイト」も開設されており、キャリア支援担当からのお知らせ、企業・求人情報、学外合同セミナー等の情報の閲覧が出来るようになっている。また、キャリア支援センターにおいては、各種求人票（企業・音楽教室講師募集・演奏者募集など）をはじめ、会社案内・公務員採用試験案内・合同企業説明会情報・インターンシップ情報、就職活動報告書、進学関連資料の閲覧が可能となっており、各種参考書籍の貸し出しも行っている。そのほか、3 年生進路希望調査、4 年生内定状況調査も行っている。平成 25(2013)年からは学部生への支援に加え、大学院生への支援も開始され、インターンシップ希望者へのエントリーシートの書式・就職先の探し方・就職情報サイトへの登録方法についての指導やアドバイスが行われている。キャリア支援センターが企画、実施している取組みは、<表 II-5-3>のとおりである。キャリア支援センターは、毎年 4 月に行われるガイダンスにて、提供サービスについて説明を行うほか、

学生のキャリア開発のための講座を学外から講師を招き、開催している。

<表Ⅱ-5-3>

取組み	内容
就職講座 一般コース	旧称「就職講座シリーズ」が平成 26(2014)年度より「就職講座 一般コース」と改称された。就職を希望する 3 年生を対象に、就職活動の進め方、筆記試験対策(S P I 模擬試験)、グループディスカッション対策、履歴書およびエントリーシート対策、面接対策及び模擬面接を内容とし、就職活動の流れに沿った、講座を実施している。各段階におけるグループディスカッションを通して、業界、業種、企業の研究を行うとともに自己への理解を深め、必要な基本的スキルを高める。
就職特訓講座	推薦企業就活セミナー「特訓クラス」は平成 26(2014)年度より「就職特訓コース～推薦企業を目指す方へ～」と改称された。就職特訓コースは、就職を希望する学生が、総合大学の学生との競合に耐えうるスキルを得るためのプログラムで、少人数のゼミ形式により実施されている。このコースは、平成 24 年(2012)度より始まり、毎年多くの学生が企業への内定を得ており、着実に成果を上げている。
文化力発信 プロジェクト	東京音楽大学が持つ「音楽」というコンテンツの様々な技術や能力を有効活用し、学生自らが音楽リーダーとしての企画力、行動力、経営力などを培い、文化振興を通して一般企業や地域社会に貢献できる人材になることを目指した支援を行っている。平成 25(2013)年には、新規開講された「文化力発信プロジェクト企画講座」(全 8 回)や、長野県信濃町における「カホン体験教室」などが実施されている。
インターンシップ	大学と関連のある企業より学生のインターンシップ機会の提供を得ている。
就職説明会	就職説明会として、「日本オペラ振興会説明会」、「東京二期会オペラ研修所説明会」が全学年を対象に開催されたほか、推薦企業就活セミナー「特訓クラス」の中において、三井住友銀行、S M B C 日興証券、大和証券、戸田建設、イタリアントマト、東武鉄道、テレビ静岡、山崎製パンによる就職、企業説明会が実施されている。

音楽家としてのキャリア形成のために、海外オーケストラに学生を派遣するという試みも始まっている。バイエルン州立青少年オーケストラ(以下「bljo」という。)は、バイエルン州が助成事業としてドイツの青少年を対象に毎年結成している。これまでも年に 1 度は bljo からの参加招待により学生を派遣してきたが、平成 26(2014)年度からはバイエルン州と本学との提携により、ヴァイオリン 1 名、ヴィオラ 4 名、チェロ 1 名、コントラバス 2 名を最少とする 8 人以上の学生を、夏期と冬期の年 2 回、bljo へ派遣できることとなった。派遣する学生は大学がオーディションで選抜する。参加費用は 1 人 15 万円で、それ以外の費用は大学とバイエルン州が援助している。第 115 期バイエルン州立青少年オーケストラ演奏旅行は、平成 26(2014)年 12 月 26 日～平成 27(2015)年 1 月 9 日の期間で行われ、バイエルン交響楽団をはじめとするドイツの一流オーケストラメンバーによる指導のもと、二週間の練習を経て、ヴァイカースハイム、バンベルク、ローゼンベルク、ミュンヘンを回っている。加えて平成 26(2014)年度は、州政府による特別演奏会が平成 27(2015)年 1 月 23 日～30 日に開催されたため、本学学生もミュン

ヘンで合宿の後、ベルリンに移動し、コンチェルトハウスにおける演奏会に参加した。西洋音楽の本場で高度な音楽研鑽を積むことができるこの学びの機会は、国際的視野を拓ける貴重な体験となっており、bljo 参加学生がドイツのレーゲンスブルク歌劇場に就職するといった成果もあげている。

【自己評価】

本学は、キャリア支援センターが中心となり、適切に就職、進学相談・助言体制を整備していると判断する。また、同センターが運営する就職関連講座、インターンシップ等により適切なキャリア教育に努めていると判断する。教育課程内においても、キャリア開発に有効な内容の講座が開講されている。本学が行っている学内外における演奏活動や海外演奏旅行、研修旅行、バイエルン州立青少年オーケストラへの派遣、短期留学等は、音楽家を目指す学生にとって、有意義な職業体験の場であり、有効なキャリア支援に繋がっている。また、「東京音楽大学コンクール」においては、毎年優秀な人材を広く世に紹介し続けており、「東京音楽大学コンクール」の入賞者が、その後の国内外の主要コンクールに入賞するなど、キャリアの第一歩となっている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

音大生ならではの魅力や可能性を社会や企業に向けて積極的にアピールする能力と方法を身に付けさせるために、必要な支援プログラムのさらなる充実を図るとともに、「文化力発信プロジェクト」への支援を継続していく。卒業生の活動、就業状況の調査を継続的に行い、推薦企業を中心としたOB・OG会の発足や、就職した卒業生による説明会等の開催を目指して、卒業生ネットワークとの連携を深めていく。演奏家、音楽家を目指す学生に対するキャリア支援や育成プログラムを充実させていく。大学院生に対するキャリア支援については、平成24(2012)年3月に行われた「大学院アンケート」における多数の要望を反映して、平成25(2013)年度からはキャリア支援センターを大学院生にも開放したが、利用者数はまだ少ないのが現状である。今後、大学院生に対する周知をさらに広め、積極的な利用を呼びかけていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

本学は、教育目的の達成状況を点検・評価するために、主に〈表Ⅱ-6-1〉の方法で学生の学修・生活状況、資格取得状況、就職状況を調査している。

＜表Ⅱ-6-1＞学修・生活状況、資格取得状況、就職状況の調査と報告

調査内容	調査方法	公表・周知の方法
学修・生活状況	レッスンアンケート	レッスンアンケート結果報告書（総合版・抜粋版）
	授業アンケート	授業アンケート結果報告書（総合版・抜粋版）
	授業改善計画書	
	学生生活アンケート	学生生活アンケート 結果報告書
	学修行動調査	学修行動調査 結果報告書
	コンクール等受賞登録シート	東京音大ジャーナル、ホームページ
	広報課による主要コンクール結果調査	
大学院アンケート	大学院アンケート結果報告書	
資格取得状況	教員免許状取得者数	事業報告書
就職状況	進路状況調査	キャリア支援サイト、事業報告書

学生の学修状況は、「レッスンアンケート」、「授業アンケート」、「学生生活アンケート」、「学修行動調査」によって把握されている。音楽実技の個人指導（以下「個人レッスン」という。）については、「レッスンアンケート」が実施されている。「授業アンケート」は、その対象を「授業A（講義形式）」、「授業B（ゼミ形式）」の2種類に分けて実施されている。これらのアンケートの結果は、FD委員会により「レッスンアンケート結果報告書（総合版・抜粋版）」、「授業アンケート結果報告書（総合版・抜粋版）」として、まとめられる。それぞれの結果報告書の抜粋版は、各科目の担当教員及び全専任教員に配付される。大学院については、修士課程の修了者を対象に「大学院アンケート」が実施され、その結果は、FD委員会により「大学院アンケート結果報告書」としてまとめられている。教員は、これらアンケート結果に基づき、学修到達目標を達成するための授業改善に努めることとなっている。学生による授業評価である「レッスンアンケート」、「授業アンケート」とは別に、これらの結果をもとに、教員自らが担当科目における学修到達目標の達成状況を評価し、改善に向けての方策を示す「授業改善計画書」も教育目的の達成状況を点検するシステムとして導入されている。学生の学修・生活の全般的な状況は、「学生生活アンケート」、「学修行動調査」によって把握されている。特に、「学修行動調査」においては、本学のカリキュラムの学修成果が調査の対象になっている。学外で行われるオーディションやコンクールは、本学の学生の学修成果が公の場で測られる機会であり、多くの学生が積極的に挑戦している。これらの学生のオーディション、コンクール等の受賞・入賞実績は、学生支援課が窓口となっている「コンクール等受賞登録シート」※の提出、広報課による主要コンクールの結果調査によって把握される。学生のオーディション、コンクール等の受賞・入賞実績は、毎年「東京音大ジャーナル」、ホームページ掲載によって公表されている。本学は、毎年日本音楽コンクールや日本管打楽器コンクール、ピティナ・ピアノコンペティション等、国内外の主要なコンクールにおいて受賞者を輩出している。これ以外にも、学外から審査員を招いて実施する「東京音

楽大学コンクール」は、学生の学修成果が客観的に測られる機会となっている。

※平成 27（2015）年 5 月 1 日現在、同業務は、キャリア支援センターへと引き継がれている。

資格取得状況は、教員免許状についてのみ、教員免許状取得者数として把握されている。これらのデータは、毎年「事業報告書」で報告されている。学士課程で取得できる教員免許状には、中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状があり、最も多く取得されている高等学校教諭一種免許状については、卒業者数合計の 63.5%（平成 26（2014）年度実績）が免許状を取得している。

就職状況は、キャリア支援センターが卒業生を対象に実施する「進路状況調査」により把握されている。「進路状況調査」で集められたデータは、「事業報告書」、「キャリア支援サイト」で学内外に公表される。平成 24（2012）年から平成 26（2014）年までの卒業者の進路を比較すると、企業への就職者が卒業者数合計に占める割合が 11.3%から 20.5%に増加している。

【自己評価】

本学は、上記に示した方法により、学生の学修・生活状況、資格取得状況、就職状況を調査し、教育目的の達成状況の点検・評価に努めている。「授業アンケート」については、「授業 A（講義形式）」、「授業 B（ゼミ形式）」の 2 種類に分けて実施しているが、講義形式、ゼミ形式の区分では分けきれない様々な形態の授業が存在することが明らかになっている。平成 25（2013）年度生から適用されている新カリキュラム（以下「新カリキュラム」）においては、カリキュラム・ポリシーに基づいて科目区分も新たにされたことから、科目区分に基づいた分析を行うために、アンケートの実施方法も再考する必要があることが認識されている。また、「レッスンアンケート」や少人数クラスの「授業アンケート」においては、アンケート実施対象科目のクラスサイズや集計方法などを再考する必要がある。学修成果については、オーディション、コンクール等の受賞・入賞実績のデータ収集や「学修行動調査」における学修成果についての調査を通じて行われている。教職課程の達成状況は、教員免許状の取得状況の把握により、点検されている。また、「進路状況調査」においては、近年のキャリア教育の成果が、企業への就職者の増加として、適切に把握されている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

本学では、「レッスンアンケート」、「授業アンケート」の結果は、アンケート対象科目の担当教員に通知される。アンケート対象科目の担当教員は、アンケートの結果に基づき「授業改善計画書」の提出を求められる。平成 25（2013）年度までのアンケートにおいては、アンケートの結果に基づき「所見」の提出を求めていたが、平成 26（2014）年度からは、教員による自己評価を含む、「授業改善計画書」の提出が求められるようになった。「授業改善計画書」の導入の意図は次のとおりである。すなわち、①教員が自らの授業実践を可視化、文章化することで、その実践を省察し、授業アンケート等から明らかになった学生の実態や反応に合わせた授業改善に取り組む契機とすること、②授業改善に関する取組みを大学側から明らかにすることで、学生、保護者、その他大学を取り

巻く様々な関係者に対して説明責任を果たすこと、③授業改善に関する実践事例を大学として、組織的に把握・共有することの3点である。

「レッスンアンケート」、「授業アンケート」の結果は、FD委員会で分析され、その結果は「レッスンアンケート結果報告書（総合版・抜粋版）」、「授業アンケート結果報告書（総合版・抜粋版）」としてまとめられる。それぞれの抜粋版は、アンケートの対象となった科目の担当教員と全専任教員に配付される。各教員は、この結果に基づき改善を進めることとなっている。例えば、平成22(2010)年度と24(2012)年度に行われた2回の「レッスンアンケート」の結果を比較すると、レッスンへの満足度が上がり、学生の意欲、教員の熱意、学生の欠席回数、学生の無断欠席回数、日程変更等の連絡、教員からの専門的指導、教員の演奏による実例、レッスンの進め方の項目で改善が見られた。これは1回目のアンケート結果を受けて教員が改善に取り組んだ結果と評価できる。一方、レッスン回数などの項目でポイントが下がり、改善が必要であることが明らかになった。学士課程の教育課程の編成に関わる問題については、カリキュラム検討委員会が取組むことになっているため、科目区分ごとの学修時間を調査した「学修行動調査」の結果は、同委員会に報告され、カリキュラム改善の基礎資料となることとなっている。

「大学院アンケート」についても、FD委員会が結果を「大学院アンケート結果報告書」としてとりまとめ、全専任教員に配付している。修士課程の場合、教育課程に関わる問題の解決にあたる会議は、これまで独立して定期的には開催されていなかったが、平成26(2014)年度より研究科委員会の下に修士課程作業部会が設置され、修士課程の教育に関する問題の解決・改善に取り組むことになった。すでに、①授業科目の内容の検討、②修士論文指導体制の強化、③カリキュラムの改善について検討を開始している。

【自己評価】

「レッスンアンケート」、「授業アンケート」については、FD委員会が中心となり、科目担当教員への結果通知、「授業改善計画書」の提出要請、アンケート結果報告書（抜粋版）の配付により適切にフィードバックが行われている。教育課程編成を検討する会議として、学士課程については、カリキュラム検討委員会、修士課程においては、修士課程作業部会が整備されており、「学修行動調査」の結果報告が提出されるなど必要なフィードバックが行われている。また、従来は、科目区分ごとの単位修得状況、成績状況は分析データとしては用いられなかったが、平成25(2013)年度生から適用されている新カリキュラムにおいては、カリキュラム・ポリシーに基づいて科目区分も新たにされたことから、今後は、こうしたデータをカリキュラム改善、授業改善のために用いることが考えられる。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

FD委員会では、「レッスンアンケート」、「授業アンケート」について、新カリキュラムにおける科目区分、クラスサイズに配慮し、実施方法を再考するとしている。また、FD委員会では、学生による授業評価結果（「レッスンアンケート」、「授業アンケート」）、教員による自己評価（「授業改善計画書」）に加え、従来用いられなかった科目区分ごとの単位修得状況、成績状況を分析データとして用いることにより、より有効な

授業改善に向けた提言を行うことを検討するとしている。カリキュラム検討委員会、FD委員会、修士課程作業部会では、＜表Ⅱ-6-1＞に示されている学修・生活状況、資格取得状況、就職状況の調査結果を有効に活用しつつ、学修成果の把握方法に関する方針と方策を検討することとしている。

2-7 学生サービス

＜2-7の視点＞

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

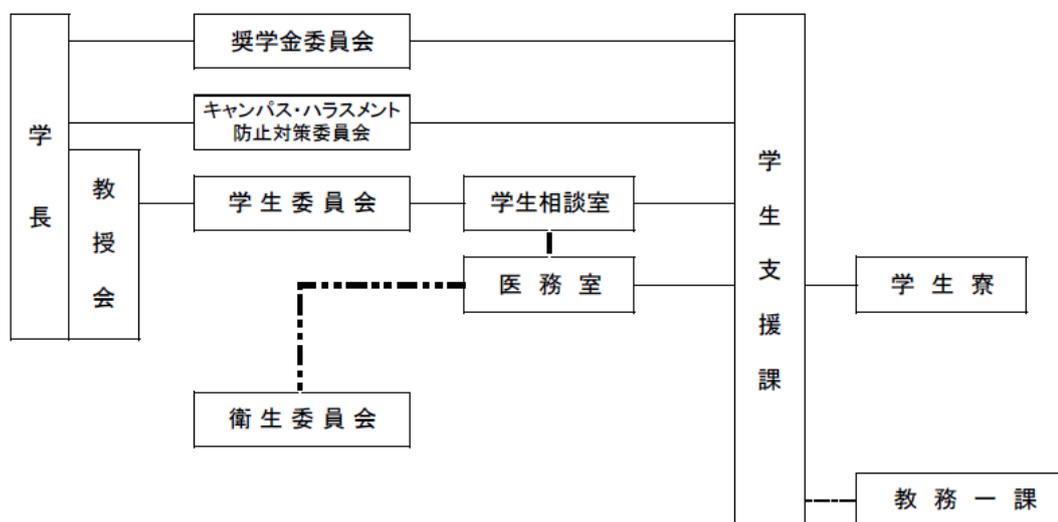
【事実の説明】

1. 学生サービス・厚生補導のための組織

本学は、＜図Ⅱ-7-1＞に示す学内の学生相談・学生支援体制を構築している。

＜図Ⅱ-7-1＞学内の学生相談・学生支援体制

学内の学生相談・学生支援体制 ——— 管掌または所管(事務担当)等の関係 - - - 連携・協力関係



学生支援課は、学生サービス・厚生補導の所管課として、学生委員会、医務室、学生相談室と連携をとりながら、学生の日頃の問題や悩みなどに対応する窓口となっている。学生支援課は、練習室、アンサンブル練習のための大教室の貸出・管理のほか、賞罰および奨学金、学生証、学割証、通学証明書、学外活動届、合宿届、学費延納願、演奏会開催助成申請、保養宿泊施設利用補助申請、複数就学者授業料減免、被災届などに関する

る業務に加えて、演奏会ポスターなどの学内掲示、近隣住民への対応（音に対する苦情を受けた場合の学生指導など）にあたっている。

本学は、医務室を設置し、専任職員1名を配置し、月曜日から土曜日(年間248日)の9:30～17:30の間、応急処置、保健指導、健康相談、医療機関の紹介等のサービスを提供している。医務室は、定期健康診断(外部委託)の実施、保健指導、健康診断証明書の発行、各種行事における救護待機、課外活動における衛生指導や救急箱貸し出しを行っている。平成26(2014)年度の学生定期健康診断の受診率は93.5%で、その結果により2次検査対象となった学生には、面談による保健指導を行っている。平成27(2015)年度からは、健康診断時のチェック項目に「喫煙の有無」を追加し、その結果を衛生委員会に報告し、受動喫煙防止対策・喫煙防止の推進のために活用している。医務室では、月に1回の健康相談日を設け、産業医の資格を持つ校医が学生や教職員からの相談に対応している。本学は、女子学生が多いことから、医務室では2か月に1回婦人科医の相談日も設けている。医務室は、医務室利用状況を集計・分析した報告書を年度ごとに作成し、業務に活用している。感染症対策として、入学時に予防接種歴を確認し、未接種者には個別に推奨・指導を行っている。そのほかに、医務室は、学内の各所に手指消毒用アルコールボトルを設置し、集団感染の予防・拡大防止に努めるほか、毎年10月からインフルエンザ予防接種の勧奨・掲示を行い、近医と提携し、予防接種環境を整えている。医務室職員は、学生に関与する職員として、学生委員会に出席し、学生生活に関わる審議に参加している。医務室では、健康相談のカウンセリングから派生する様々な相談に学生相談室と連携して対応することにより、心的不安や悩みの早期発見・対処に貢献している。平成25(2013)年度からは健康診断のBMI値(肥満度)に基づき、低体重の学生とその保護者に、現状を書面で通知し、校医との面談の機会を設け、栄養・生活指導を行っている。

医務室の隣には、学生相談室(以下「相談室」という。)を設置している。相談室は、月曜日～金曜日(年間162日)の9:30～17:30の間、精神科医1名と臨床心理士2名が曜日ごとに交代で勤務し、学生が抱える様々な問題や悩みへの相談に対応している。相談室職員は、来談学生に、緊急性が高い状態における危機介入的援助から、問題解決に至るまでの継続的な援助まで、様々な期間での援助活動を行っている。相談室では、ガイダンス、危機介入、カウンセリング、心理検査、医師面談、外部医療機関や相談機関への紹介、療学援助など、各学生の状況に合わせた援助を行っている。相談室は、学生の来談を待つだけでなく、気がかりなケースに対してはフォローアップのために連絡をとり、状況に応じて新たな支援を提供するなど、積極的な働きかけを行っている。平成26(2014)年度には、学生相談室の運営を円滑にすべく、大学全体で学生を精神衛生上の危機から守るための「精神保健上治療を必要とする学生対応ガイドライン」を作成し、平成27(2015)年2月に全教職員への配付を行った。毎年4月の学生健康診断においては、UPI(大学生精神衛生スクリーニング用チェックリスト)を実施し、問題のある学生には、個別郵便にて来談に誘うほか、「学生相談室からのお便り」の発行、心の健康に関する図書の出借、心理教育的なリーフレットの配布、掲示板の活用を通して、全学生へ向けて“心の健康・病気”に関する正しい知識と情報を発信することで啓蒙活動、問題の予防に努め、不安や悩みを持つ学生が早期に援助に繋がるよう努力している。平成

26(2014)年度からは、来談者がリラックスできる雰囲気をつくるために学生相談室の待合スペースを整えるとともに、学生相談窓口パンフレット及びホームページを刷新し、利用を促している。相談員は、学生相談室事務連絡会議の開催、教職員との面談を行い、学内での連携を強化しており、要請に応じて学生委員会や後援会役員会議に出席するほか、保護者・医療機関や外部相談機関とも連携体制をとっている。また、他大学学生相談室の視察や学会研修への参加を通して、最近の学生相談の動向や効果的な介入方法を学び、相談業務における質の維持向上に努めている。こうした相談室の活動は毎月分析を行い、学生委員長および学生支援課長に報告されることにより学内全体の支援・予防活動に活かされている。

学生委員会は、学生からの意見や要望を広く汲み上げ、そこから浮かび上がって来る様々な問題について協議し、その解決策を検討している。必要に応じて、関係する部署に改善を働きかけ学生生活の充実を図っている。卒業後の進路や就職に対する学生の意識や興味が増す3年次の夏休み以降に、3年生を対象とした面談を毎年行い(平成26(2014)年度は9月22日～10月6日に行われた)、面談にあたった各委員の報告書が委員会に提出され、それぞれの問題解決のための対策が検討される。面談以外にも学生委員は年間を通して学生からの要望や相談を随時受け付けており、その内容は学習、生活、就職に関するものから個人的な悩み、大学や教員に対する要望など多岐にわたり、学生相談室と連携し、学生のプライバシーに配慮しながら解決に向けての支援を行っている。

演奏課は、本学主催演奏会のポスター・チラシ作成を始めとする制作全般から、演奏会当日における様々な業務、および学外からの依頼により本学学生が出演する演奏会における外部団体との交渉、契約、連絡、制作補助、授業・演奏会に係わる各種楽器や楽譜の貸出・管理、ホール・レッスン室・教室・練習室などの貸出およびピアノ調律・メンテナンスの手配、試験・演奏会・公開レッスンなどの際のピアノの移動・セッティングなど、音楽大学で学ぶ学生にとって日常最も身近で必要とされる学生サービス業務を行うほか、演奏委員会のもと「東京音楽大学コンクール」に関する制作全般を行っている。そのほかに、管打楽器専攻学生によるアンサンブル演奏会に対する「特別援助金」の窓口として事務手続きを行っている。演奏委員会は、本学主催の演奏会や、学外からの要請による演奏会、演奏旅行や「東京音楽大学コンクール」の開催に関する調査・立案のほか、学外演奏会への出演学生の選出・推薦や、学生が個人又は団体で計画する学外での演奏会への出演許可判定など、学生に適切な学習・演奏・キャリア体験の機会を与えるための検討を行っている。

2. 学生寮

本学は、自宅からの通学が困難(通学時間3時間以上を目安)な女子学生が、安定した生活を送り、練習や学習に専念できるよう、学生寮を提供している。定員は92人(2人部屋)で、防音の練習室45室(グランドピアノ20台・アップライトピアノ27台)を備えており、平日は6:30～22:55まで、休日は7:00～22:55までの練習が可能となっている。平成26(2014)年度には、小石川消防署指導・学生支援課協力のもと「防災訓練および初期消火訓練」を実施、また、警視庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による講演「性犯罪被害者について考える」を開催するなど、寮生の安全な生活に対する指導・配慮が行わ

れている。

3. 課外活動支援

本学は、学生支援課を通じて、学生自治会、クラブ連盟委員会、芸術祭実行委員会、卒業記念事業実行委員会、芸術祭、学生が企画・出演する学外演奏会、文化力発信プロジェクト等の課外活動に支援を行っている。

4. 大学院生、編入学生、社会人学生および障がいを持つ学生に対する支援

大学院生、編入学生、社会人学生に対しても、学部在學生と同様の学生支援体制が用意されていることをガイダンスで説明し、必要に応じた支援を行っている。障がいがあり受験に際して特別な支援を必要とする者には、指定期日までに各入学試験の所管課と相談をするよう各入学試験要項に記載し、入学時には障がい者手帳の提示を指示している。付属高校からの入学者の場合は、入学前に高校からのヒアリングを行った後、学生本人と保護者、教務一課及び学生支援課で複数回の面談を行い、入学後は、聴講票、掲示物、レッスン室および教室の変更・練習室・学内移動補助（ガイドヘルプ）・拡大読書器の設置等の特別配慮を行っている。学生からの相談には教務一課担当者が対応し、ガイドヘルプは教務一課担当者のほか、学生支援課職員、守衛（施設課）にも協力を依頼した。授業及び試験についても、ほぼ全科目において特別配慮を要したため、各履修科目担当教員と細かい打ち合わせを行ったうえで対処している。

5. 経済的支援

学生に対する経済的支援については、本学は、大学独自の奨学金制度として、給費奨学金、留学生特別奨学金、特別特待奨学生に対する学費免除、後援会給費奨学金、後援会貸与奨学金がある。日本学生支援機構における大学院第一種奨学金の返済免除候補者の選考をはじめ、奨学金の支給等の決定にあたっては、東京音楽大学奨学金委員会が審議を行っている。そのほか、経済的な支援に関わる取り組みとしては、東日本大震災被災学生への援助、複数就学者授業料減免等がある。奨学金の種類、内容、申請方法は、入学試験要項、大学案内、学生便覧、学内掲示板、ホームページなどで、学生および保護者に案内をしている。

また、大学院においては、優秀な学生に対して教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とした、「ティーチング・アシスタント」（東京音楽大学ティーチング・アシスタント実施規程第1条）を設けているほか、本学における研究活動の効果的推進、研究体制の充実・強化及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的として、本学が行う研究活動（研究プロジェクト等）の研究補助者として優秀な大学院博士後期課程学生を参画させる「リサーチ・アシスタント」（東京音楽大学リサーチ・アシスタント規程第1条）を設けており、この「リサーチ・アシスタント」について、給与が支給されている（東京音楽大学リサーチ・アシスタント規程第9条）。博士後期課程学生については、海外における国際コンクールへの出場や国際学会での発表その他の音楽活動及び調査研究活動並びに専門的知識の向

上のための研修を行うために、必要な経費の一部を補助することを目的とする「博士後期課程学生海外音楽・研究活動支援経費」の申請も受け付けている。

6. キャンパス・ハラスメント防止のための措置

本学では以前からセクシャル・ハラスメント防止に関する規程を設けてきたが、平成17（2005）年度に学長を委員長とする「セクシャル・ハラスメント防止対策委員会」を立ち上げ、規程の改定および対応の強化を図るとともに、学生委員会委員をはじめとする相談員の制度を新設した。また、個人情報と十分に守られる円滑な相談方法について、学生支援課と学生委員会が中心となって検討を続け、平成18（2006）年度当初に実効的な防止対策を設定した。現在「セクシャル・ハラスメント防止対策委員会」は「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」と改称され、パンフレットの制作・配布による告知及び啓蒙活動の他、相談員の勉強会を行う等、ハラスメント全般にわたってその防止に努めている。新学期を始め、学園祭や演奏会シーズンには、学生および教員、各部署に対するアルコール・ハラスメント防止のための広報活動を学生支援課と連携して行っている。FD委員会主催の教職員研修会においてもキャンパス・ハラスメント防止がテーマとして取り上げられている。

【自己評価】

本学は、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させている。また、奨学金などの学生に対する経済的支援、学生の課外活動への支援、健康相談、心的支援、生活相談を適切に実施していると判断する。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

平成25（2013）年からは、学部2年から修士課程2年までの在校生を対象に「大学満足度アンケート」等をはじめとした学生生活に関わる様々なアンケート調査（「学生生活アンケート」、「学修行動調査」）も開始されている。初年度の「大学満足度アンケート」では、主に大学の施設・設備とその使用方法、職員の対応など、学生生活全般における学修の環境を調査することを目的とし、選択肢（1～5）による回答と自由記述による調査を行った。アンケートの集計結果は「FD通信」や本学ホームページにおいて公表するほか、「結果報告書」を刊行し、その抜粋版を教職員に配付し、問題点の改善のために有効活用している。「大学満足度アンケート」においては、自由記述に見る意見・要望に対しては、現状説明・対応方法・改善提案などの「事務局からの回答」を公表した。アンケート以外でも、学生委員会が面談を通して浮かび上がって来た様々な問題に関しては、学生委員会から関係する部署に直接働きかけることにより問題の早期解決に努めている。

【自己評価】

アンケート調査や面談等により学生の意見や要望を広く吸い上げ、結果報告書の教職員への配付や、事務局からの回答の公表などを行い、学修環境の改善ならびに学生サービス向上のために活用しており、学生からの意見・要望の吸い上げとフィードバックの

体制は十分に整えられていると判断している。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

医務室は、相談室と連携を取りながら、平成 25(2013)年度から開始した学生に対する BMI 値(肥満度)についての指導を継続、拡大していく。また、学生の安全への配慮を十分に行うことを目的に、さらに危機管理体制の整備を進めていく。相談室では、学生が安心して相談室を利用できるよう、ルールの明確化を進め、平成 26(2014)年度に作成・配付した「精神保健上治療を必要とする学生対応ガイドライン」を基に、教職員が積極的に情報交換を行い、支援を必要性が見受けられる学生について、状況が深刻化する前に支援に繋がられるよう協力していく。学生委員会が毎年 3 年次生を対象に行ってきた面談を、平成 27(2015)年度からは全学年対象とし、面談の機会を増やすことによって、より広く学生の意見・要望を吸い上げ、相談に対応していくこととなっている。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

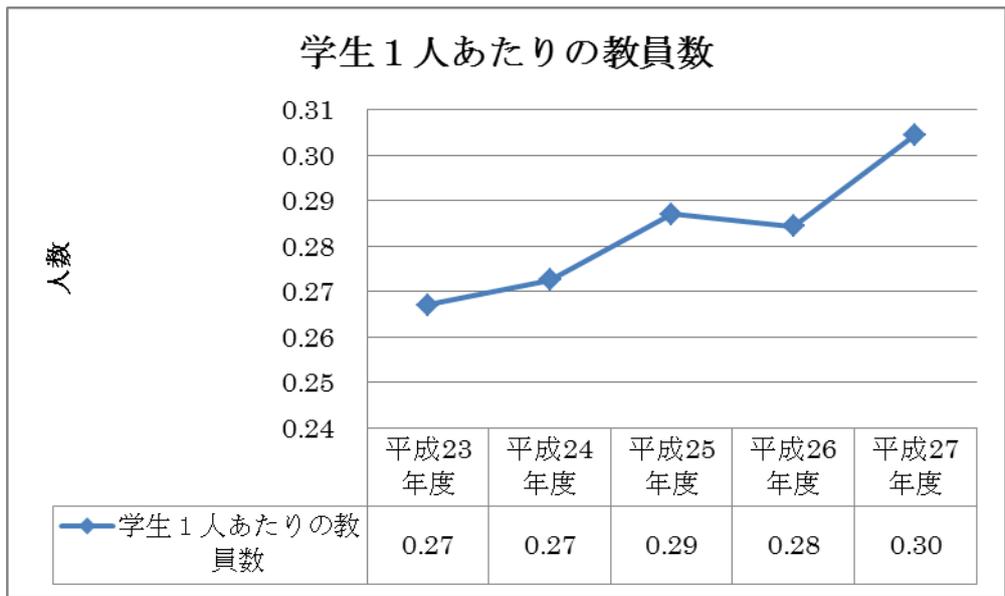
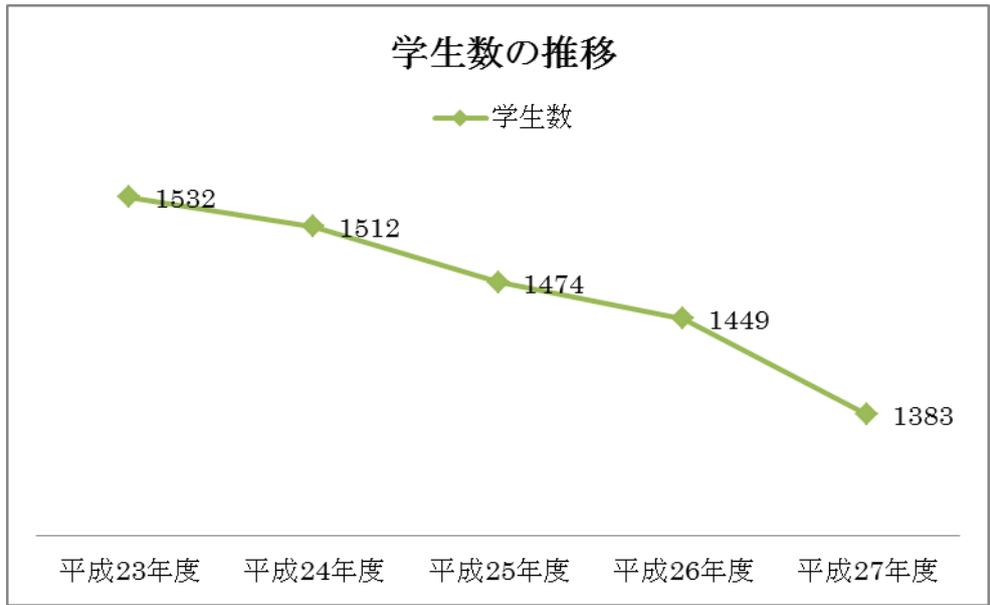
2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

音楽学部音楽学科においては、専任教員数 126 人（教授 59 人、准教授 34 人、講師 33 人）となっており、大学設置基準第 13 条で定められている必要な専任教員数 33 人、専任教授数 17 人（音楽学部音楽学科の収容定員 1,240 人に対する。）を満たしている。

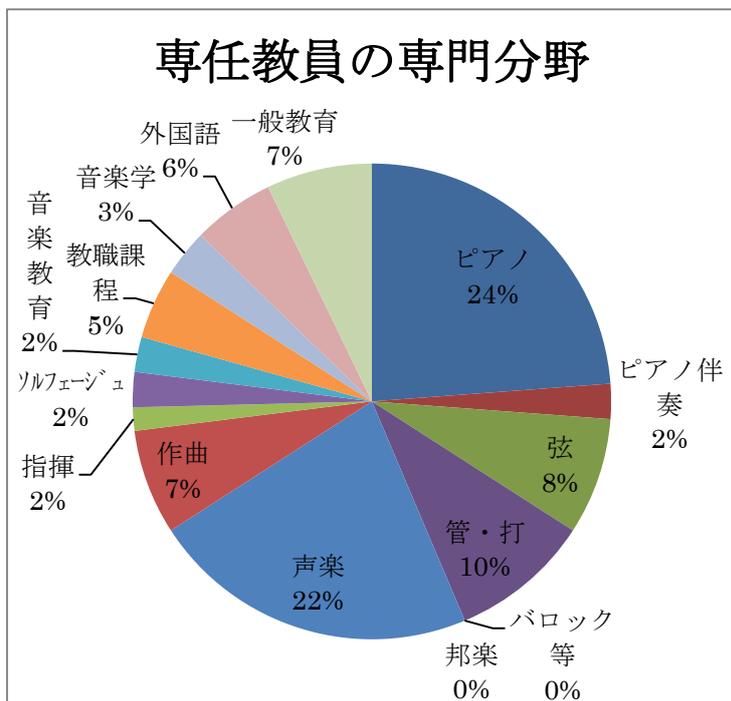
大学院音楽研究科においては、研究指導教員 59 人、研究指導補助教員 71 人となっており、大学院設置基準第 9 条で定められている必要な研究指導教員数 13 人、研究指導補助教員数 21 人（大学院音楽研究科の収容定員 79 人に対する。）を満たしている。音楽学部音楽学科の必要な専任教員数の充足率は、381.8%であり、必要数を十分に満たしているといえる。また、＜図Ⅱ-8-1＞に示すとおり、学生数に対する専任・非常勤教員数は、増加傾向にある。教員の年齢別構成については、専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成については、50 歳以下の教員が少なく、56 歳から 70 歳の教員が半数以上を占めている。＜図Ⅱ-8-2＞に示すとおり、平成 27（2015）年 5 月 1 日現在、専任教員の 82% が音楽を専門としており、学位の種類及び分野に応じた専任教員を確保しているといえる。

<図Ⅱ-8-1> 学生数及び学生一人当たりの教員数の推移



<図Ⅱ-8-2>

専任教員の専門分野（平成 27（2015）年 5 月 1 日現在）



【自己評価】

音楽学部音楽学科の必要な専任教員数の充足率は、381.8%であり、必要数を十分に満たしていると判断する。

一方、専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成については、50歳以下の教員が少なく、56歳から70歳の教員が半数以上を占めるなど、不均衡が生じている。また、<表Ⅱ-8-1>に示すとおり、学生数に対する専任・非常勤教員数は、増加傾向にある。これは、個人レッスンや少人数のグループ・レッスンを中心とする本学のカリキュラムに起因するものであるが、学生数が減少傾向にある現状に留意し、適切な採用計画の運用が望まれる。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

1. 教員の採用・昇任等

教員の採用・昇任等については、まず、学校法人東京音楽大学就業規則（以下「就業規則」という。）第4条によって採用について規定している。それに基づき、採用昇格人事規程によって、採用及び昇格に必要な手続きが定められている。特に、非常勤教員に関しては、非常勤教員の雇用に関する取扱規程が定められている。

非常勤教員のうち、客員教授等に関しては、東京音楽大学客員教授等選考規程が定められている。同規程第2条に、客員教授等とは、「非常勤教員のうち特に優れた知識・技術及び経験を有し、本学の教育研究の充実発展に特に資すると認められる者」に付与

される「称号」であるとされている。

上記の規程は、具体的に次の2通りの方法で運用されている。通常は、専門を同じくする教員で形成する各専門部会が、年に1回新規採用と昇格の要望と中長期人事計画を人事委員会に提出し、人事委員会が学内での調整を図り、了承したものについて募集方法等を決定する。公募の場合には書類審査と面接審査を行い、その結果について教授会の承認、理事会での決定という過程をたどる。また、2番目の方法として、人事委員会から新規採用や昇任についての提案を行い、関係する専門部会の合意を得た上で、教授会、理事会に諮るケースもある。

2. 教員評価

教員を含む教職員の評価に関しては、学校法人東京音楽大学給与規程、採用昇格人事手続規程に定められている。評価は、具体的には、①担当レッスン生の数、②稼働日数、③担当レッスン生のコンクール受賞者数等を拠り所として、主に実技担当教員について理事長、学長、事務局長が評価し、それを賞与に反映させる形をとっている。昇格については、自己点検評価委員会、人事課、教務一課によって収集されている教育研究状況調査が、人事委員会で参考にされることもある。

3. 研修

教員に対しての研修については、年度ごとに新任者を対象とした新任者研修会が、非常勤を含む全教職員を対象に教職員研修会が、それぞれ実施されている。

ファカルティ・ディベロップメント活動(以下「FD 活動」という。)に関しては、FD委員会が中心となり、他の音楽大学におけるFDの実情調査、FDに関するアンケート(教員対象)、学外での研修(大学コンソーシアム京都主催FDフォーラムをはじめとする各種研修会)出席、学内でのFD研修会開催(年2回)、授業・レッスンについてのアンケート、学生生活アンケート、学修行動調査(学部生・大学院生対象)等を実施し、並行して教員のFD活動への意識を高めるために、東京音大FD通信を作成し、定期的に全教員に配付している。FD委員会は毎月1回開催されており、FDの取組みを全学的に推進するために機能している。

「東京音大FD通信」では、個々の教員の授業改善への取組み、レッスンにおける工夫等が紹介されている。FD研修会の実施実績は、<表Ⅱ-8-3>に示すとおりである。

<表Ⅱ-8-3>

FD 研修会実施実績（平成 22（2010）年-平成 27（2015）年）

回数	実施年月日	テーマ
第 1 回	平成 22（2010）年 1 月 8 日	公開シンポジウム「音大における FD への取組みについて-国立音楽大学・昭和音楽大学より FD 担当者を招聘して-」報告
第 2 回	平成 22（2010）年 6 月 7 日	キャンパス・ハラスメントの加害者とならないために
第 3 回	平成 23（2011）年 5 月 9 日	キャンパス・ハラスメントの相談を受けたときのために
第 4 回	平成 24（2012）年 1 月 10 日	教職員で考えよう、音大生の確かな未来をどう導くか！
第 5 回	平成 24（2012）年 7 月 2 日	キャンパスの精神保健 ―国立音大保健室の経験から―
第 6 回	平成 25（2013）年 1 月 8 日	キャンパスの精神保健 ～発達障害について～
第 7 回	平成 25（2013）年 6 月 3 日	キャンパスの精神保健 ～発達障害について～②
第 8 回	平成 26（2014）年 1 月 8 日	キャンパス・ハラスメント防止研修会
第 9 回	平成 27（2015）年 7 月 7 日	これからの東京音楽大学
第 10 回	平成 27（2015）年 2 月 2 日	これからの東京音楽大学 Part2

【自己評価】

教員の採用・昇任等に関しては、就業規則、採用昇格人事規程、非常勤教員の雇用に関する取扱規程によって、その方針が定められていると判断する。

教員評価については、規程上の定めはあるものの、教員の教育研究に加え、大学の運営や社会貢献面での実績を総合的に評価するシステムが確立しているとはいえない。

教員の研修に関しては、新任者研修、非常勤を含む全教職員を対象に教職員研修会が適切に実施され、大学運営に関する共通理解の促進が図られていると評価する。FD 活動に関しては、各種アンケートの実施、広報誌（東京音大 FD 通信）の発行、研修会の実施を通じて、概ね効果的に実施されていると判断する。しかし、学内で関心の高いキャンパス・ハラスメントの研修会が多く、授業評価、授業改善に関する研修会が少ない点は、改善の余地があるといえる。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

教養教育に関しては、カリキュラム検討委員会で、平成 25（2013）年度生から適用さ

れている新カリキュラム(以下「新カリキュラム」)を審議した際、次のように是正した。平成 24 (2012) 年度生まで適用されてきた旧カリキュラム(以下「旧カリキュラム」)では、「自由科目(教養科目)」、「外国語科目」を、それぞれの卒業要件単位数以上に取得した場合、超過した単位数は卒業要件として数えられなかったが、新カリキュラムでは、「教養科目」、「外国語科目」の必修単位数から溢れた超過単位は、選択科目としての卒業要件単位数として数えられるようにした。それにより、学生は進路計画に応じ、音楽以外の科目を多数履修することによっても卒業が可能になり、教育課程のなかで、「教養科目」、「外国語科目」が、旧カリキュラムに比べ重要な位置を占めるようになった。教養科目については、カリキュラム検討委員会(教養科目検討小委員会)にて、初年次教育科目「東京音楽大学入門講座」の内容及び「心理学」、「宗教学」、「西洋文学」、「西洋文化論」、「現代社会と法」、「教養演習」等の新設科目に関して討議された。教養科目は、①コミュニケーション及びプレゼンテーション能力、②多文化理解能力、③情報収集能力、④IT能力、⑤問題発見能力を、在学中に身に付けるべき基本的な能力と捉え、すべての教養科目では、このうちの1つないし2つを授業の柱として設定し、教養科目担当教員の主導で運営されている。全専攻で必修科目となっている「東京音楽大学入門講座」は、様々な専攻の担当教員によるリレー形式で実施されている。開講初年度(平成 25 (2013) 年度)においては、講座独自にアンケートを実施し、その結果がカリキュラム検討委員会で報告された。現在は、このアンケートはFD委員会実施の「授業アンケート」に替えられている。

【自己評価】

教養教育実施のための体制整備という観点からは、以下の点から体制整備が進みつつあると評価できる。すなわち、カリキュラム検討委員会が中心となり、全学的なカリキュラム改革した結果、教養科目に比重が置かれるカリキュラム体系となった点、全専攻で必修科目となっている初年次教育科目「東京音楽大学入門講座」を設置し、普段共同で授業を運営することがない各専攻の教員及び教養科目担当教員が、リレー形式でこの科目の運営にあたっており、適宜授業のフィードバックを行い改善に努めている点である。一方、今後の教養教育の責任ある実施体制の構築という観点からは、次のことを検討する必要がある。すなわち、教養教育が全学的に理解を得て実施されるためには、責任ある実施機関(教養教育センター等)を備える必要があり、また、その組織は単なる調整役にとどまることのないよう、カリキュラム管理や効果的な教育方法に精通した人材を配置、もしくは育成し、明確な責任と権限を有する機関として位置付けることなどが必要であるといえる。

(3) 2-8 の改善・向上方策(将来計画)

教員評価については、人事委員会において、「教員評価実施のために(平成 20 年 3 月 社団法人日本私立大学連盟)」、「教員評価システム(平成 18 年 3 月 社団法人日本私立大学連盟)」を参考に音楽大学に相応しい評価方法の検討を始める。

研修会については、FD委員会にて、授業評価、授業改善に関する研修会を今後の検討事項としている。新任者研修会に関しては、人事委員会、FD委員会が中心となり、内容

充実に努める。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

1. 立地

立地については都心に近く、首都圏の主要なコンサートホールに 20～40 分程度で行くことができ、音楽大学で学ぶ学生や教員にとって非常に恵まれた環境にある。また東京芸術劇場や豊島区の主要文化関連施設（舞台芸術交流センターあうるすぽっと、豊島公会堂等）まで徒歩圏内である。さらに、国際的な舞台芸術祭である「フェスティバル/トーキョー」が大学周辺の施設で毎年行われている。その一方で、都会でありながら歴史ある寺社に囲まれ、伝統的な地域の祭（雑司ヶ谷鬼子母神の御会式等）にも触れることができる。このようにクラシック音楽のみならず、幅広いジャンルの文化芸術から多くの刺激を受けるという意味においても、これからの音楽文化の発展を担う人材を育成する大学として、その環境が十分に揃っていると言える。

2. 校地・校舎について

本学の校地等（校舎敷地及び運動場用地）の合計は、33,822.93 m²となっており、大学設置基準上必要とされる面積（大学設置基準第 37 条）12,400.00 m²を満たしている。校舎については、34,134.16 m²となっており、大学設置基準上必要な面積（大学設置基準第 37 条の 2）10,544.50 m²を満たしている。

3. 講義室、演習室、学生自習室

本学は、①講義室、②演習室、③実験・実習室（学生練習室）、④研究室（レッスン室、セミナー室を含む）を備え、有効に活用している。

主要な①講義室、②演習室、③実験・実習室（学生練習室）、④研究室（レッスン室、セミナー室を含む）には、ピアノが 1 台ないし 2 台備えられており、防音扉により、演奏等の音が外に漏れないように対策が施されている。①講義室には、特に音楽関連科目でよく用いられる映像資料・音声資料を再生するために、テレビモニター、スピーカーシステム、DVD プレイヤー（海外版対応可）、CD・MD プレイヤー、VHS 再生機、LD プレイヤーが備えられている。②演習室は、様々な授業に対応するために、＜表Ⅱ-9-1＞に示す設備、特徴を備えている。

<表Ⅱ-9-1> 演習室の設備、特徴

演習室	設備・特徴など
A 地下 102	フラットスペースの分奏室
B スタジオ	大型パイプオルガン、録音・録画設備、フルコンサートピアノ 1 台
B401-A/B	Finale2012 Max6、ProTools11、Office for Mac が使用できる PC を設置し、授業で使用されるほかは、土、日、祝日を除く月、火、水、木、金に 10:30～18:30 で学生が使用できるようになっている。教室には、専任 1 名、非常勤 3 名のスタッフが配置されている。
J スタジオ	調光室、録音・録画設備あり、ステージ高さ可変、客席増減可能、フルコンサートピアノ 3 台
J 分奏室	1 面鏡張り、バレエ・バーあり、フルコンサートピアノ 1 台、セミコンサートピアノ 1 台
J 館レコーディングルーム	レコーディングルームは、録音機材を設置したコントロール・ルームを中心に、2 つの録音ブースを基本録音環境としている。コントロール・ルームと隣接する分奏室、打楽器練習室、J スタジオ(J 館コンサートホール)を結ぶ録音回線とモニター回線は J 館建設時に敷設済みであるため、様々な編成の録音が可能で、必要とされるルーム・アコースティックに対応する選択肢は多岐に渡っている。
J209	ワークステーションタイプのシンセサイザーと、レコーディングシステムの業界標準として多くのスタジオで採用されている「Pro Tools」をインストールされたコンピューターが完備されたブースが設置されている。学生は、MIDI の基礎知識から DAW のノウハウまで、音楽制作に必要なプリプロダクションのスキルを修得する。また、授業以外の時間は、各コースの学生はこれらの設備を自由に使用でき、更なるスキルアップのために研鑽を積むことが可能となっている。
B202(PC 教室)	Office2013、DreamweaverCS4、Finale2012、PhotoshopElement、Max/MSP、TypeQuick、カワイ音楽帳、VideoStudio 等が使用できる PC を設置し、授業で使用されるほかは、土、日、祝日を除く月、火、水、木、金に 9:00～17:00 で学生が使用できるようになっている。教室には、専任 1 名、非常勤 1 名のスタッフが配置されている。

A100 教室、A200 教室には、後方に行くほど座席が高くなる階段教室になっており、授業で使用されるほか、公開講座、レクチャーコンサート、実技定期試験などに活用されている。A 館 100 周年記念ホールは、大学主催の演奏会のほか、卒業試験等に使用されている。

修士課程の学生用に、共同学習室 1 室、院生控室 1 室、博士後期課程の学生用には、博士課程学生研究室 2 室が備えられている。

4. 付属図書館

付属図書館の蔵書資料の概要は、<表Ⅱ-9-2>のとおりである。

<表Ⅱ-9-2>

所蔵資料概要（平成 26（2014）年 3 月現在）

図書	60,138 冊
楽譜	55,998 冊
録音資料	39,207 点
映像資料	3,458 点
雑誌	1,019 タイトル

平成 27（2015）年 5 月 1 日現在のデータでは、図書は 119,547 冊（内開架図書 10,144 冊）、定期刊行物は、内国書 592 種類、外国書 446 種類、視聴覚資料の所蔵数 43,960 点、電子ジャーナル 60 種類、データベース契約数 14 種となっている。<表Ⅱ-9-2>から分かるとおり、本学は、音楽大学として十分な楽譜、録音資料、映像資料を有している。本学で所有していない図書の利用については、ILL サービス（図書館間相互協力サービス）及び豊島区立図書館との相互協力によって、補われている。契約データベースは 14 あり、クラシックを中心とする膨大な音源にアクセスできる NAXOS Music Library、コンサート、オペラ、バレエ、ドキュメンタリーなど、クラシックを中心とした 2,400 以上の映像作品（平成 27（2015）年 3 月現在）をオンラインで配信する NAXOS Video Library、明治 33（1900）年から昭和 25（1950）年頃までに日本国内で製造された SP 盤等の音源を聴くことができる歴史的音源（れきおん）等、音楽大学として必要なデータベースも充実している。

5. 施設・設備の安全性（耐震等）の確保について

現キャンパスのうち B 館、C 館、図書館、K 館等は老朽化が進み、耐震性や利便性（エレベータ・トイレ・レッスン環境など）の点で問題が多く、耐震工事を含む大幅な改修又は建替えの必要に迫られている。これに対応するため、平成 27（2015）年度は、B 館耐震化工事の実施、B 館衛生機器設備更新工事を予定している。そのほかにも、平成 27（2015）年度には、J スタジオ照明設備機器（J 館調光室内）更新及び受電高圧ケーブル引替工事の実施、警備委託会社の変更により体制の強化、震災時避難訓練の実施、災害時帰宅困難者への対応、防災備蓄品の充実等が計画されている。

6. 施設・設備のバリアフリー等への対応状況について

A 館は、スロープ、入口点字ブロック、車椅子用の広いトイレ、エレベーターの低い位置の操作盤等によりバリアフリー対応をしている。B 館、C 館については、出入り口に段差はない。また、B 館のトイレについては、個室の一部に手すり取り付けられたが、車椅子対応にはなっていない。エレベーターは、平成 16（2004）年度に車椅子対応となり、階数の点字表示と手すり取り付けられている。また、階段については階段幅が狭く、手すりは取り付けられていない。B 館と隣接している C 館には、エレベーターがないため、各階への移動は階段のみである。大学院やスタジオ、レッスン室のある J 館については、平成 20（2008）年 7 月に K 館 3 階と J 館 3 階を廊下でつなぎ、車椅子で K

館から J 館に入るように対応している。K 館については、出入り口にはスロープがあるものの、トイレ等は、バリアフリーに対応していない。

7. 施設・設備に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

本学は、平成 25 (2013) 年に「大学満足度アンケート」を実施し、レッスン室、教室、練習室、その他の施設、設備、学生食堂等福利厚生施設、付属図書館等について、学生からの意見・要望を聞いた。平成 27 (2015) 年には、学修行動調査により、学修環境に関する調査も行った。

【自己評価】

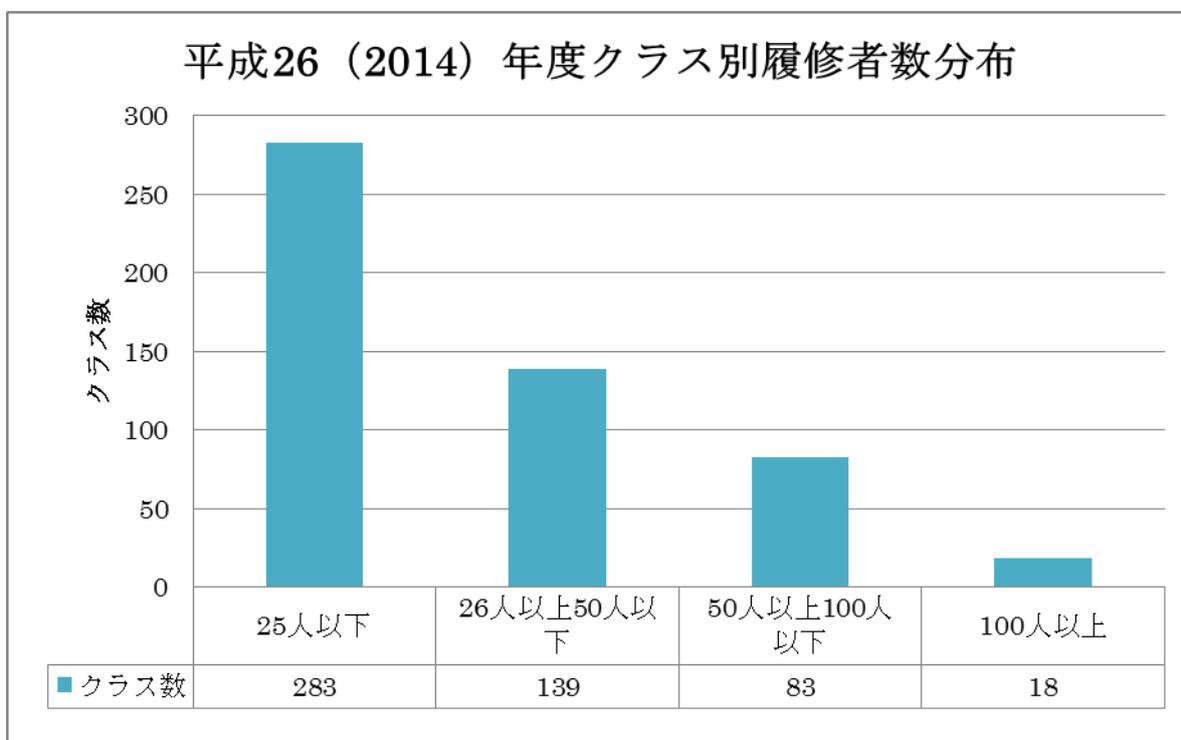
本学は、適切な教育環境の整備に努めていると判断する。耐震、バリアフリーに関しては、課題が残ってはいるが、状況は認識されており、事業計画等に基づき、順次対応している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

本学の、授業のクラスサイズの分布は、<表Ⅱ-9-1>のとおりである。

<図Ⅱ-9-1>平成 26 (2014) 年度クラス別履修者数分布



以上のとおり、25 人以下の少人数クラスが最も多く、次いで 26 人以上 50 人以下のクラスが多いことが分かる。履修者が 50 人を超えるクラスについては、複数教室での実施 (例えば「管弦楽または合奏/オーケストラ実習」、「合唱」など)、B300、B500、B513、A

地下 100、A100、A200 等、収容人数が多い教室での実施で対応している。

【自己評価】

本学は、教育効果を十分に上げられるクラスサイズを維持し、適切な教室を使用していると判断する。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度から平成 28（2016）年度にかけて、B 館耐震化工事の実施、B 館衛生機器設備更新工事を予定している。そのほかにも、平成 27（2015）年度には、J スタジオ照明設備機器（J 館調光室内）更新及び受電高圧ケーブル引替工事の実施、警備委託会社の変更による体制の強化、震災時避難訓練の実施、災害時帰宅困難者への対応、防災備蓄品の充実等が計画されている。また、平成 27（2015）年度の事業計画においては、「安全で魅力ある施設整備を行うため、目黒区上目黒 1 丁目地区第 2 キャンパスへの対応と池袋キャンパスの耐震化計画を具体化するなど、教育研究環境の一層の整備充実に尽力する。更には付属高等学校の池袋キャンパスへの統合計画を進め、高大一貫教育を推進していく。」としている。

【基準 2 の自己評価】

学士課程、修士課程、博士後期課程ともに、教育目的を明確に定め、これを実現するための学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入れ方針を明示している。これらの 3 つの方針は、学内の共通理解を得るために、適切に印刷物等で周知されており、教学運営にも反映されている。特に、平成 25（2013）年度生から適用されている新カリキュラムでは、「教養科目」、「外国語科目」が、旧カリキュラムに比べ重要な位置を占めるようになり、「東京音楽大学入門講座」などの初年次教育も実施されるようになった。同時に、カリキュラムが体系化され、科目のナンバリング、カリキュラムツリーなどにより、その体系性が学生に明示されるようになった。単位制度の実質化を図るため CAP 制、GPA 制度、シラバスなどのシステムが有効に活用されるようになっている。FD の取組みは、学生による授業評価、広報誌（FD 通信）、研修会などによる継続的な展開をしており、その実施体制も充実に努めていると判断する。キャリア支援に関しては、従来までは、キャリア支援室のみで展開してきたが、現在では、教育課程内外で学生の将来をサポートする意識が浸透し、全学的にさまざまな支援が展開されている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

経営の規律と誠実性の維持は、次の規程に明示され、適切に運用されている。寄附行為第 3 条は、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、本法人の法令順守を明示している。就業規則の前文には、「本学も教職員も、ともに信義を重んじ、誠意をもってこの規則を守り、明朗な就業環境を確立し、教育の振興と本学の発展に努めなければならない。」と定められている。同規則第 19 条には、服務規律が定められている。公的研究費の取り扱いについては、東京音楽大学における公的研究費取扱規程が定められている。本学の公正な運営に資することを目的として、財務情報の公開に関しては、学校法人東京音楽大学財務情報公開規程に定められている。公益通報に関しては、学校法人東京音楽大学公益通報者保護規程が定められている。研究活動については、東京音楽大学における研究活動等不正防止規程が定められている。

【自己評価】

以上のとおり、本学は経営の規律と誠実性を適切に表明し、運営を行っている判断する。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

学校法人の運営においては、寄附行為、学校法人東京音楽大学寄附行為施行規則（以下「寄附行為施行規則」という。）に規定されている最高意思決定機関としての理事会が定期的に行われ、様々な案件について審議・検討されている。本法人は、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的」（寄附行為第 3 条）とし、この目的を達成するために＜表Ⅲ-1-1＞の学校を設置している。

<表Ⅲ-1-1>

学校法人東京音楽大学が設置する学校（寄附行為第4条から）

1. 東京音楽大学	大学院 音楽研究科 音楽学部 音楽学科
2. 東京音楽大学附属高等学校 全日制課程 音楽科	
3. 東京音楽大学附属幼稚園	

「1. 東京音楽大学」においては、①教育、②演奏、③国際性、④研究、⑤多様な音楽的価値観の尊重、⑥地域連携から構成される互いに関連しあう6つの使命・目的を定めている。本法人の将来的な基本方針を策定するための組織としては、学校法人東京音楽大学中期計画検討委員会規程により、東京音楽大学の教育力の向上と学校法人東京音楽大学の経営基盤の安定を図り、将来を展望した基本構想、戦略計画に関する中期計画を策定するため、中期計画検討委員会を設置している。この中期計画検討委員会のもとに、施設計画作業部会（学校法人東京音楽大学施設整備計画作業部会規約）、中期計画策定作業部会（中期計画策定作業部会規約）を設置している。

【自己評価】

上記に示したように、本法人は、使命・目的の実現へ向けた将来的な構想が可能な組織を整備していると判断する。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

【事実の説明】

本法人は、寄附行為第3条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めるとおり、学内諸規程に大学の設置、運営に関連する法令・通知等の内容を反映させ、運営にあっている。

【自己評価】

本学の学内諸規程は、大学の設置、運営に関連する法令・通知等の内容を適切に反映させていると判断する。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

本法人は、環境保全、人権、安全への配慮について、次の規程で定めている。

就業規則第37条においては、「安全、衛生」について定めている。就業規則第39条においては、「危険防止」について定めている。育児休業、介護休業については、育児休業

等規程、介護休業等規程をそれぞれ定めている。個人の権利・利益及びプライバシーの保護については、学校法人東京音楽大学個人情報保護規程を定めている。ハラスメントに関しては、キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程（以下「キャンパス・ハラスメント規程」という。）が定められている。このキャンパス・ハラスメント規程に基づき、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）、キャンパス・ハラスメントの相談に応じるための相談員、相談員間の連携のための相談員連絡会議が置かれている。ハラスメントの事実があった場合は、防止対策委員会委員長の指名により、調査委員会が設置され、就業規則または学則等規則に基づく処分等がなされるなどの対応がとられることとなっている。キャンパス・ハラスメントに関しては、学生委員会においても指導助言を行う事項として定められている（東京音楽大学学生委員会規程第2条）。防火防災管理については、学校法人東京音楽大学防火・防災管理規程が定められている。衛生管理に関しては、学校法人東京音楽大学衛生管理委員会規程が定められている。そのほか、衛生に関しては、学生、教職員に年に1度の健康診断を行い、医務室横に相談室を設置（東京音楽大学学生相談室規程）し、教職員及び学生等のメンタルヘルスを含む包括的な健康支援を推進している。相談室には、精神科医、カウンセラーが配されている。安全においては、教職員、学生を対象とする定期的な防災訓練を実施している。教職員には、池袋防災館における地震体験イベントにも積極的な参加を促している。上記のとおり、地震及び災害時の危機管理体制を整備するとともに、「大地震対応マニュアル」を学生及び教職員に配付し活用している。入学試験時の対策としては、入試期間中に関係する教職員に対して、非常時における避難経路の図を配付し、受験生の避難誘導ができるよう努めている。初年次教育科目「東京音楽大学入門講座」では、「安全・快適な学生生活の為に」という内容の授業を行っている。

【自己評価】

上記のとおり、本法人は、適切に環境保全、人権、安全へ配慮していると判断する。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

本学は、学校教育法施行規則172条の2に定められている教育研究情報について、ホームページで公表している。財務情報については、私立学校法47条に基づき、書類の備付・閲覧を行うとともに、ホームページに「事業報告書」、「財務概要」、「監査報告書」を公開している。「財務概要」は、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「基本金明細表」、「財務比率」から構成されており、必要に応じてコメントが付されている。

【自己評価】

上記のとおり、本法人は、適切に教育情報・財務情報の公表に努めていると判断する。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学のコンプライアンスに関する基本方針を定めた規程を策定し、公表する。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

本法人は、寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めていることから、本法人の役員及び理事会は、寄附行為に定めるもののほかは、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めることに従うものである。寄附行為第 16 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とあるとおり、理事会は、本法人の意思決定を行う機関として位置付けられている。

寄附行為第 6 条では、7 人以上 9 人以内の理事及び 2 人の監事を役員として置くこととなっている。理事長、理事、監事の選任については、＜表Ⅲ-2-1＞のとおりである。役員任期については、寄附行為第 12 条において、「役員（第 10 条第 1 項第 1 号の規定により、理事となるものを除く。）の任期は、3 年とする。」と定め、同 12 条第 2 項において、「役員は、再任されることができる。」とし、再任を認めている。役員定年については、寄附行為施行規則第 5 条において、「理事・監事及び評議員は、満 74 歳をもって定年とする。」と定めている。役員のうち、4 人が評議員から理事として、選任されることとなっているが、この評議員の選任については、＜表Ⅲ-2-2＞のとおりである。また、寄附行為施行規則第 3 条では、「理事長は、原則として、引き続いて 6 年を超えてその任に就くことができない。」と定め、理事長の重任を制限している。理事会は、寄附行為第 10 条の定めるところにより、現在 9 名の理事で構成されているが、そのうち 5 名は非常勤理事であり、評議員 1 名、学識経験者 4 名で構成されている。また、理事会には 2 名の監事が出席している。寄附行為第 42 条は、「この寄附行為の施行についての細目は、理事会において定める。」と定め、この規程に基づき、寄附行為施行規則が定められている。寄附行為施行規則は第 2 条において、「この法人に、常勤理事会を置くことができる。」と定め、常勤理事会を設置している。常勤理事会は、理事会で定めた理事で構成され、本法人の日常的な業務の暫定的な決定を行うとされている（寄附行為施行規則第 2 条）。本法人の予算及び事業計画等についても、この常勤理事会で検討し、理事会で決議している。理事会の招集にあたっては、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項が、理事に書面により通知されている。理事会の開催回数に関して、常勤理事会は月 2 回、理事会は、定期開催 4 回（2 月、5 月、9 月及び 12 月）のほか、臨時理事会も含め、年に計 10 回～11 回開催し、平成 26（2014）年度の出席率は、平均 90% 以上である。欠席時には、理事に委任状の提出を求めている。評議員会は、定例会及び臨時会からなり、定例会は毎年 2 月及び 5 月に開催するとされている（寄附行為第 19

条第3項)。

<表Ⅲ-2-1>

理事長、理事、監事の選任（寄附行為第7条、第10条、第11条）と現況

	選任	定員	現員
理事長	理事のうち <u>1人</u> を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。（寄附行為第7条）		理事長：1人
理事	理事は、次の各号に掲げる者とする。 1. 東京音楽大学長 2. 評議員のうちから理事会において選任する者 <u>4人</u> 3. 学識経験者のうちから理事会において選任する者 <u>2人以上4人以内</u> （寄附行為第10条）		学長：1人 評議員：4人（内1名が理事長） 学識経験者：4人
監事	監事は、この法人の理事、職員（学長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。（寄附行為第11条）	<u>2人</u>	監事：2人

<表Ⅲ-2-2>

評議員の選任（寄附行為第20条）

	選任	定員	現員
評議員	1. この法人の職員（東京音楽大学、東京音楽大学付属高等学校、東京音楽大学付属幼稚園の学長、校長、教員その他の職員を含む）のうちから理事会において選任される者 16名 2. この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のものうちから、理事会において選任される者 1人以上3人以内 3. 学識経験者のうちから理事会において選任される者 2人以上4人以内	19人以上 23人以内	19人

【自己評価】

本法人は、寄附行為に基づき適切に理事会を運営していると判断する。一方、寄附行為施行規則第3条では、理事長の重任を制限していることから、後任の選考を始めるなどの対策が必要である。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

将来計画について、理事会機能を補佐する体制として、中期計画検討委員会（学校法

人東京音楽大学中期計画検討委員会規程)、中期計画策定作業部会(中期計画策定作業部会規約)を開催する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

本学は、平成 27 (2015) 年 4 月 1 日から施行の学校教育法改正に伴い、平成 26 (2014) 年から内部規則及びその運用について見直しを行った。その結果、複数の学内の諸規程について改定を行った。特に教授会については、東京音楽大学学部教授会規程(以下「教授会規程」という。)の改定を行い、学長と教授会の関係を明確化した。すなわち、改定前の教授会規程第 3 条では、「教授会は、次に掲げる事項を審議する。」としていたところを改定後の教授会規程第 3 条では、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と改められた。この改定をもって、教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して「意見を述べる」関係にあることが明確化された。改定作業にあたっては、従来用いられてきた「審議」が、字義通り、議論・検討することを意味し、決定権を含意するものではないことが確認されたが、一方で、従来の慣行から教授会での議論の結果、議決が行われ、その議決をもって大学の決定となるという解釈がされる可能性も指摘された。そこで、この度の改定にあたっては、教授会と学長の関係性を明確にする意図から「意見を述べる。」という言葉が用いられた。大学院音楽研究科における教授会に相当する会議体として、本学には、大学院音楽研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)があるが、この研究科委員会の設置を定めた東京音楽大学大学院研究科委員会規程(以下「研究科委員会規程」という。)においても教授会規程と同様の改定が行われ、研究科委員会規程第 4 条では、審議事項について「委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と定められた。

教授会規程第 7 条では、「教授会に委員会を設けることができる。委員会の委員は、学長が委嘱する。委員会は、専門事項及び重要な事項の調査立案をする。」と定められており、この規程に基づき、教務委員会、演奏委員会、学生委員会が設けられている。そのほかに、教務委員会の下部組織として、カリキュラム検討委員会が設けられている。研究科委員会規程第 3 条第 5 項は、「研究科長は、運営上の諸問題を協議するため「大学院音楽研究科協議会」を置くことができる。」と定め、大学院音楽研究科協議会(以下「研究科協議会」という。)を設けている。また、博士後期課程については、研究科委員会規程第 3 条の 2 に基づき、東京音楽大学大学院音楽研究科博士課程委員会(以下「博士課

程委員会」という。)を設置している。

学長は、上記委員会における審議の報告を聴き、決定を行うこととなっている。これらの委員会のほか、本学は、大学の意思決定に関連する委員会、組織として<表Ⅲ-3-1>の委員会・会議体を設けている。

<表Ⅲ-3-1>

大学の意思決定に関連する委員会、組織

委員会・会議体	設置規程
中期計画検討委員会	学校法人東京音楽大学中期計画検討委員会規程
中期計画策定作業部会	中期計画策定作業部会規約
施設整備計画作業部会	学校法人東京音楽大学施設整備計画作業部会規約
衛生委員会	学校法人東京音楽大学衛生委員会規程
入試運営委員会	東京音楽大学入試運営委員会規程
センター試験実施委員会	東京音楽大学大学入試センター試験実施委員会規程
自己点検評価委員会	東京音楽大学自己点検評価委員会規程
ファカルティ・ディベロップメント委員会	東京音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
キャンパス・ハラスメント防止対策委員会	キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程
奨学金委員会	学校法人東京音楽大学奨学金委員会規程
国際交流委員会	東京音楽大学国際交流委員会規程

【自己評価】

平成 27 (2015) 年 4 月 1 日から施行の学校教育法改正に対応した学内の諸規程の改定により、学長の権限と責任が明確化された。教授会規程の改定により、教授会は、決定権を有する学長に対して「意見を述べる」関係にあることを明確化していると判断する。一方、大学の意思決定に関連する委員会、組織については、根拠規程を有し、年度ごとに委員が開示され、適切に運営されている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

学長については、東京音楽大学学則（以下「学則」という。）第 50 条の 2 で「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定め、その職務を明示している。学長の選考に関しては、学則第 50 条の 4 に「学長及び副学長の選考及び任期については、別に定める。」と定め、選考及び任期に関しては、東京音楽大学学長選考規程（以下「学長選考規程」という。）を定めている。また、大学院学則第 5 条第 2 項に「研究科長は、学長をもって充てる。」とあるとおり、本学学長は、研究科長を兼任している。

副学長については、学則第 50 条の 3 で「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。」と定めている。東京音楽大学副学長設置規程（以下「副学長設置規程」

という。) 第1条では、「学長の職務を助け、その円滑なる運営を図るため、2名以内の副学長を置くことができる。」と定め、設置できる副学長の職務と人数を示している。一方、東京音楽大学国際交流委員会規程第3条では、国際交流委員会の組織に副学長を加えることが定められ、現在も2名の副学長が国際交流委員会の委員となっている。副学長のうち1名は付属高校校長を務め、もう1名は演奏委員会の委員となっている。

近年、学長職務の専門化が進んだことから、学長を補佐する体制として、学長特任補佐が設けられた。現在、学長特任補佐は、2名置かれている。1名は自己点検評価委員会委員長を務めるとともに、教務担当となっている。もう1名は、付属高校副校長を務めるとともに、広報担当となっている。

教授会運営に関しては、平成27(2015)年度から、学長は、教授会規程第3条に基づき、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項をあらかじめ定め、周知している。

学長は、特別に必要が認められるときには、諮問機関として、研究会、作業部会等を設置している。学長の任命により、大学ポリシー研究会、大学院修士課程3ポリシー研究会、新専攻ポリシー研究会、シラバス第三者チェック作業部会等が設置されている。

学長は、<表Ⅲ-3-2>に示す委員会等で議長、委員長を務めることとなっている。一方、演奏委員会、学生委員会、自己点検評価委員会、カリキュラム検討委員会、FD委員会では、議長、委員長が別に定められている。また、寄附行為第10条に定めのあるとおり、学長は、本法人の理事を務めることとなっており、理事会との連携が可能な体制となっている。

<表Ⅲ-3-2>

学長又は研究科長(学長をもって充てる)が議長、委員長を務める委員会等

委員会等	規程
東京音楽大学音楽学部教授会	東京音楽大学音楽学部教授会規程
東京音楽大学大学院研究科委員会	東京音楽大学大学院音楽研究科委員会規程
大学院音楽研究科協議会	東京音楽大学大学院音楽研究科協議会規程
博士課程委員会	東京音楽大学大学院音楽研究科博士課程委員会規程
教務委員会	東京音楽大学教務委員会規程
キャンパス・ハラスメント防止対策委員会	キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程
奨学金委員会	学校法人東京音楽大学奨学金委員会規程
国際交流委員会	東京音楽大学国際交流委員会規程

【自己評価】

上記のとおり、本学は、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が構築されつつあると判断する。また、教授会運営に関しても、意見を必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しており、適切に運営されていると判断する。副学長に関しては、学則第50条の3で「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。」と定めているが、処理することが可能な校務と権限の範囲は、

明確に示されていない。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

副学長に関しては、処理することが可能な校務と権限の範囲を明確化し、学長権限の委譲手続きを定めることを検討する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

理事会は、寄附行為第 16 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とあるとおり、本法人の意思決定を行う機関として位置付けられており、現在は、学長、4 名の評議員、4 名の学識経験者で構成されている。評議員選出理事のうち 3 名は、理事長、副学長（兼付属高校校長）、事務局長で構成されており、管理部門と教学部門の調整が可能な体制となっている。

また、寄附行為施行規則は第 2 条において、「この法人に、常勤理事会を置くことができる。」と定め、常勤理事会を設置しており、現在は、理事長、学長、副学長（兼付属高校校長）、事務局長の 4 名で構成されている。この構成により、管理部門（理事会）、教学部門（教授会）及び事務局の間のコミュニケーションが図られ、意思決定の円滑化に役立っている。

教授会は、学長のもとに運営されるが、理事長、事務局長、事務局各課の課長等が出席し、情報の共有が図られている。また、本学は、東京音楽大学部会規程（以下「部会規程」という。）第 1 条、第 2 条に定めるとおり、教育研究に資する情報の共有、協議のために教員のグループとして、部会の設置を認めている。部会規程第 4 条で部会には 1 名の主任が置かれることが定められ、部会規程第 4 条 4 項で、主任は、学長の求めに応じ部会の意見をまとめ、学長に報告することとされている。専攻等主任教授・常勤理事懇話会では、この部会の主任及び副主任と常勤理事のコミュニケーションが図られている。

事務局各課の連絡調整のため、月に 2 回の課長連絡会議が開催され、理事長、事務局長、付属幼稚園長、付属高等学校事務長、事務局各課の課長等が出席している。

【自己評価】

上記に示すとおり本法人は、意思決定において、管理部門と教学部門をはじめ、各管理運営機関並びに各部門の連携が適切に行われる体制を構築していると判断する。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

決裁を要する事項の法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、東京音楽大学文書取扱規程（以下「文書管理規程」という。）に定められた次の手続きをもって行われる。すなわち、本学においては、決裁を要する文書の起案は、原議書（様式 3）によって行われ（文書管理規程第 11 条）、文書管理規程第 12 条に定める「起案文書は所属の上司の承認を受けたのち、関係部署の合議を受け、順序を経て、理事長までの承認決裁を受けるものとする。」とした手続きに従い、決裁がされる。

調達に際しては、学校法人東京音楽大学固定資産及び物品等調達・管理規程（以下、「固定資産及び物品等調達・管理規程」という。）第 9 条で次の場合は、稟議に付さなければならないと定めている。すなわち、①契約金額が 100 万円以上の物件等若しくは工事、②予算外の場合、契約金額が 10 万円以上の物件等若しくは工事である。そのほか、稟議に付される事項として、固定資産及び物品等調達・管理規程第 19 条は、契約の内容を変更する場合を、同規程第 20 条で契約の全部又は一部を解除する場合について、それぞれ定めている。

監事の選考に関しては、寄附行為第 11 条及び寄附行為施行規則第 4 条に定めがあり、適切に運用され、現在 2 名が監事を務めている。監事は、寄附行為 15 条第 6 項に定めるとおり、理事会に出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。また、監事は、寄附行為 15 条第 3 項に定めるとおり、本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。平成 26（2014）年度の監事の理事会への出席率は、100%（平均）である。

評議員会に関しては、寄附行為第 19 条に定めるとおり、適切に運営されている。評議員の選考に関しては、寄附行為第 20 条及び寄附行為施行規則第 4 条に定められており、この規程に従い、現在の評議員は、本法人の職員 16 名、本法人が設置する学校の卒業生 1 名（現本学教授）及び理事会において選任された学識経験者 2 名（現本法人理事）の計 19 名で構成されている。本法人の理事の定数は 9 名であり、本法人の評議員会は、私立学校法第 41 条に定める理事の定数の二倍をこえる数の評議員（19 名）をもって組織されている。平成 26（2014）年度の評議員の評議員会への出席率は、82%（平均）である。本法人は、私立学校法第 41 条に定められているとおり、理事会が、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない事項を定めている。本法人においては、寄附行為第 22 条に定めるとおり、①予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、②事業計画、③予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、④寄附行為の変更、⑤合併、⑥目的たる事業の成功の不能による解散、⑦寄附金品の募集に関する事項、⑧その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについては、理事会

で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととなっている。

【自己評価】

本法人には、各管理運営機関の相互チェック体制が整備されている。理事会、監事、評議員会は、適切に学校法人の運営に参画していると判断する。一方、評議員制度の本来の趣旨は、学校法人の公共性を高めることであるが、本法人の場合、実態としては評議員のすべてが学校法人の役員及び教職員で構成されており、外部性を高めるという観点から改善の余地がある。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

本法人においては、理事長は、議長として、理事会、常勤理事会を運営するとともに、理事長が、教授会、研究科委員会、課長連絡会議に出席することで、教職員の提案を汲み上げ、リーダーシップを発揮できる体制となっている。毎年度末には、事務局各課から「事業報告」及び「事業計画」が総務課に提出され、その内容はとりまとめられて、理事会に報告されている。また、年度ごとに職員から人事課長、事務局長に提出される自己申告書には、大学の今後についての建設的な提案を記述する欄が設けられている。

リーダーシップを補佐する体制としては、事務局に理事長特任補佐（非常勤）（学校法人東京音楽大学組織規程第5条2項）1名が置かれるほか、規程上、経営基盤の安定を図り、将来を展望した基本構想、戦略計画に関する中期計画を策定するために、中期計画検討委員会及び中期計画策定作業部会を設置している。

【自己評価】

上記のとおり、本法人は、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営に努めていると判断する。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

意思決定において、管理部門と教学部門をはじめ、各管理運営機関並びに各部門の連携が適切に行われる体制を維持する。理事会、監事、評議員会の適切な学校法人運営への参画を維持する。経営基盤の安定を図り、将来を展望した基本構想、戦略計画に関する中期計画を策定するために、中期計画検討委員会及び中期計画策定作業部会については、人選を新たにし、開催を予定している。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

本法人の事務組織、職制については、学校法人東京音楽大学組織規程（以下「組織規程」という。）が定められており、同規程第 12 条に基づき、事務分掌については、学校法人東京音楽大学事務分掌規程（以下「事務分掌規程」という。）が定められている。組織規程第 1 条では、大学事務局に総務課、特別入試対策室、広報課、人事課、財務課、施設課、教務一課、教務二課、大学院課、演奏課、学生支援課及び付属図書館事務室、付属高等学校事務室、付属幼稚園事務室、キャリア支援センター、国際交流センター事務室を置くことが定められている。職制、職務、職務権限に関しては、組織規程第 5 条、第 6 条、第 7 条にそれぞれ定められている。これらの規程に基づき、現在は、局長 1 名、理事長特任補佐 1 名（非常勤）、課長等（事務長、課長代行を含む管理職）が 10 名、課長補佐が 4 名、係長が 18 名、主任 14 名が置かれている。これに加え、組織規程第 5 条第 2 項により、事務局に学長特任補佐 2 名が置かれている。現在のところ、事務局長補佐、担当は、置かれていない。局長、課長等のうち、局長、総務課長、人事課長は兼務、財務課長、キャリア支援センター事務長は兼務、理事長特任補佐（非常勤）、大学院課長（非常勤）は兼務となっている。また、広報課、国際交流センターには、課長代行、事務長代行が、それぞれ置かれている。平成 27（2015）年 5 月 1 日現在の職員数は 70 名となっており、その年齢別構成は 40 歳代が 30%と最も多く、次いで 50 代（28.6%）、60 代（20.0%）が多くなっている。近年では、定年満 67 歳前後で退職が見込まれる職員がいることから、新規採用も適宜公募等により実施している。

<表Ⅲ-5-1>の委員会等は、職員の委員としての参加を定めており、職員の経営・教学組織への参画が制度上整備されている。

<表Ⅲ-5-1>

職員を委員として置くことが定められている委員会等

中期計画検討委員会、施設整備計画作業部会、中期計画策定作業部会、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会、研究科博士課程委員会、自己点検評価委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会、教務委員会、学生委員会、国際交流委員会、入試センター試験実施委員会、入学試験運営委員会、奨学金委員会、カリキュラム検討委員会

【自己評価】

本法人は、使命・目的の達成に必要な事務組織を適切に構築しており、事務の遂行に必要な職員を配置していると判断する。教員と職員が協働する体制も適切に構築されている。一方、事務局長、課長等、課長補佐は、全職員の 23%を占めており、また、課もしくは事務室においては、特定の職位の偏りもみられることから、改善の余地がある。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

本法人の職員は、採用昇格人事手続規程に定める手続きに則り、勤務成績、事務遂行能力、その他適格性が勘案され昇格が決定する。採用昇格人事手続規程は、職員の採用にあたっては、公募又は本学教職員が紹介し推薦する者のうちから選考すると定めている。職員の給与は、学校法人東京音楽大学給与規程（以下「給与規程」という。）で定められ、職能給及び業績給に関わる人事評価は主に、次の方法で行われている。すなわち、①年度末に1回実施される職員の昇給、昇格に関わる人事評価及び②夏期、冬期の年2回実施される職員の賞与に関わる人事評価である。①年度末に1回実施される職員の昇給、昇格に関わる人事評価においては、評価者（管理職等）が所属職員を評価するだけでなく、職員の自己評価が行われるようになっている。自己評価表には、勤務態度・意識、能力・成果業績などの項目のほかに、次年度の「業務計画」の実行や自己能力アップのために、実現しようと考えている具体的な目標を書く欄があり、職員の期間目標が設定されるようになっている。また、年度ごとに職員から人事課長、事務局長に提出される自己申告書では、異動希望、管理職に関する希望、家庭状況、健康状況、大学の今後についての建設的な提案が聞かれている。

【自己評価】

上記のとおり、本法人は、業務執行の管理体制を構築していると判断する。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

本学では、大学主催で、職員を対象にした<表Ⅲ-5-2>の研修会を実施している。

<表Ⅲ-5-2>大学主催の研修会（職員対象）

名称	内容	対象
新任者研修会	大学の組織、運営体制の概要、本学のFDについて、人事上の留意点、授業・レッスンについて、学内見学など	新任者
教職員研修会	本学の建学の精神と理念、使命・目的、キャリア教育についてなど	全教職員
事務職員研修会	東京音楽大学の今後について、大学教育の質的転換に向けて、職員のあり方についてなど	職員
FD研修会	キャンパス・ハラスメント、発達障害、これからの東京音楽大学など	全教職員

本法人に就職後3年未満かつ30歳以下の職員を対象に、「私立大学庶務課長会 職員基礎研修会」への参加を義務付けているほか、課、事務室においては、業務に関連する研修会へ職員を定期的に参加させている。また、職員の資質・能力向上に関しては、人事課において関連部署と協力しながら推進しており、平成26（2014）年度には「事務職

員研修会（SD）」を企画・開催した。平成 27（2015）年度以降も引き続き SD 活動の計画的、継続的な実施に当たることとなっている。

【自己評価】

職員の職能開発のための組織的な取り組みを実施していると判断する。しかしながら、高度化・複雑化する課題に対応していく職員として求められる資質・能力の開発のためには、計画的な取り組みの充実が必要であると認識されている。本学は、少人数の職員で運営を行っていることから、個々の職員の能力の開発は、経営に大きな影響を及ぼす。一般に、大学職員の能力として求められるものには、コミュニケーション能力、戦略的な企画能力やマネジメント能力、複数の業務領域での知見（総務、財務、人事、企画、教務、研究、社会連携、生涯学習など）、インストラクショナル・デザインといった教育方法の改革の実践に資する知識、留学生受入れ等に関する業務知識、大学の諸活動に関する調査データを収集・分析するためのスキル、大学問題に関する基礎的な知識・理解などが挙げられるが、本学では、こうした内容の研修は、まだ実施の実績が少ない。職員に求められる業務の高度化・複雑化に伴い、大学院等で専門的教育を受けた職員が相当程度いることが、職員と教員とが協働して実りある大学改革を実行する上で必要条件になってくる（平成 20（2008）年 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申））が、これを実質化する制度的な枠組み（資格取得支援制度など）、予算の確保等は、本学ではいまだ未確立である。現状では、個々の職員が意識的に上記の知識・能力の開発などのために、研修への参加、資格取得等（私費による場合を含む。）をするケースはあるものの、大学としてこれをサポートし、さらに経営に活かすための人事的配慮が必要である。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、今後も引き続き SD 活動の計画的、継続的な実施に努めることとしている。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

本法人は、東京音楽大学経理規程（以下「経理規程」という。）に財政の中長期計画については、＜表Ⅲ-6-1＞のとおり、定めている。

＜表Ⅲ-6-1＞東京音楽大学経理規程（抜粋）

第3条	法人の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
第36条	資金計画は、第56条の規程に基づく長期資金計画及び短期資金計画とに区分することができる。 2. 長期資金計画は、会計年度終了後1年以上にわたる計画をいう。 3. 短期資金計画は、年次資金計画をいう。
第56条	予算は、運営諸活動の短期及び長期の計画に基づき、各部門活動の円滑な運営を図るとともに、全般的調整を経てその編成を行い、実績と比較検討を通して、運営諸活動の持続的発展と永続性を目的とする。 2. 予算の実施手続きは別に定める。
第57条	予算の期間は第3条の規程による。 2. 長期の計画を必要とするものについては、長期の予算期間による。

予算編成、予算案の作成、予算の実施、差異分析等のためには、予算会議、予算委員会を設けることができるとされている（経理規程第61条、62条）。予算委員会の任務遂行のためには、会計課に予算事務局を設けることができるとされている（経理規程第63条）。

実際には、中長期的な計画に関しては、従来は、年度毎に各課から提出されている「事業計画」、「事業報告」を総務課が取りまとめて、学外に公表することで、これに代えていた。予算に関しても「事業計画」と同様に、各年度の予算編成方針が各課、各部会に文書で通知され、通知を受けたそれぞれの各課、各部会により、予算案が財務課に提出される。提出された予算案を基に、理事長、事務局長、財務課長による聞き取り作業が数ヶ月間に亘り行われる。その結果、予算編成方針に基づき、収支見通しを踏まえ、事業の優先順位を決め、次年度予算が決められている。平成27（2015）年2月には、「中期計画として取り組むことが必要な課題」がFD研修会で公表され、これに対応した「長期資金計画」が作成されている。

【自己評価】

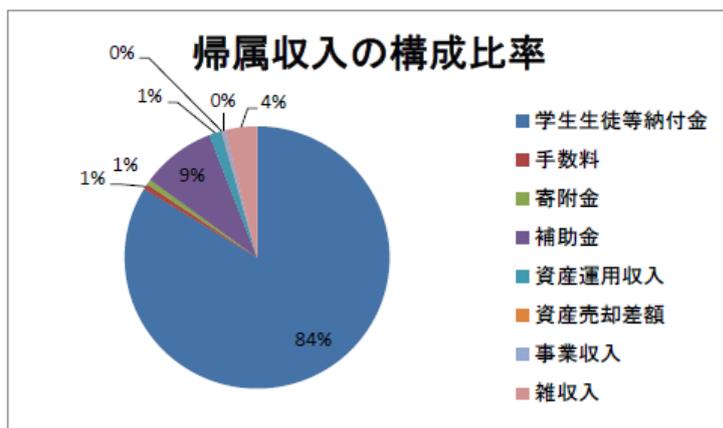
上記のとおり、本法人は、計画的な財務運営を行っている判断する。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

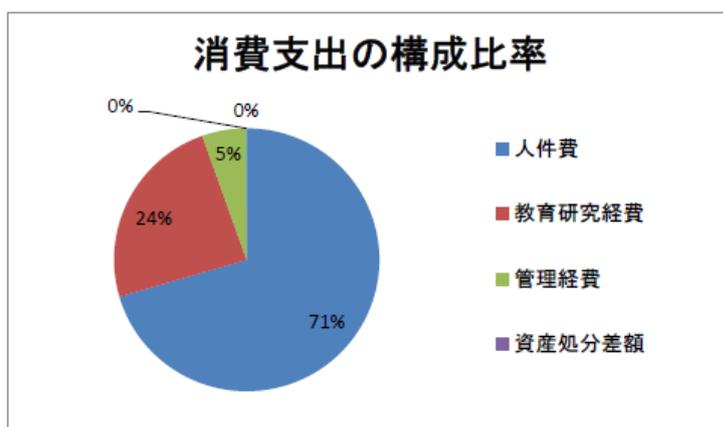
【事実の説明】

公表されている直近年度（平成25（2013）年度）の消費収支計算書によると本法人の帰属収入の構成比率、消費支出の構成比率は、それぞれ＜図Ⅲ-6-1＞、＜図Ⅲ-6-2＞のとおりである。

＜図Ⅲ-6-1＞平成 25（2013）年度 帰属収入の構成比率



＜図Ⅲ-6-2＞平成 25（2013）年度 消費支出の構成比率



上記から、本法人の帰属収入の84%は、学生生徒等納付金であることが分かる。一方、消費支出の71%は、人件費となっている。平成21（2009）年度から平成25（2013）年度の帰属収入の推移を見ても、この構成は、大きく変化していない。

公表されている財務情報からは、帰属収支差額比率は、平成22（2010）年度から平成25（2013）年度にかけて減少傾向にあることが分かる。帰属収支差額比率は、平成23（2011）年度には、9.1%となり、10%（大学法人の平均値）を下回った。平成25（2013）年度の帰属収支差額比率は、7.6%となっており、改善はされていない。消費支出比率は、平成18（2006）年度から平成26（2014）年度まで、100%以内を維持しているが、平成22（2010）年度から増加傾向が続いている。消費収支比率は、平成21（2009）年度から増加傾向にあり、平成25（2013）年度には、135.3%となり、100%を上回ったが、翌年度の平成26（2014）年度には、95.8%となり、再び100%以内にとどまった。平成25（2013）年度に、消費収支比率が、高い値を示した主な要因は、耐震工事のための基本金組入額の増加である。人件費率が60%を超えて、帰属収支差額比率が10%を超える法人がほとんどなく、一方、人件費率が50%未満であれば帰属収支差額比率が10%以上となっている法人が多いことから、人件費は50%を目標値とし、60%を上限とすることが望ましいとされるが、本法人の場合、平成23（2011）年度から平成26（2014）年度まで、人件費率が60%を超える状況が続いている。教育研究費経費比率については、平成18（2006）年度

から平成 26（2014）年度まで、概ね 20%を上回っている。流動比率に関しては、平成 18（2006）年度から平成 26（2014）年度まで 200%を超える高い値を維持している。法人全体の負債比率に関しては、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度の間 7%前後で安定的に推移しており、平均は 6.8%となっている。基本金比率は、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度まで 100%に近い値を維持している。総資産に対する金融資産の割合は、平成 22（2010）年度の 44.5%から増加傾向にあり、平成 26（2014）年度には、51.8%となった。

【自己評価】

基本金比率や積立率から見ると財務基礎は確保されているが、帰属収支差額比率や人件費比率から見ると収支バランスは改善の余地を残している。消費収支比率は、耐震工事のために基本金組入額の増加のあった平成 25（2013）年度を除き、100%未満を維持しており、消費収入超過（黒字）となっている。人件費率が 60%を超えた平成 23（2011）年度（61.9%）から、帰属収支差額比率が 10%を下回る減少傾向が始まっており、人件費率の改善が必要であると判断する。この人件費率の増加に関しては、自己診断チェックリスト（日本私立学校振興・共済事業団）等を用いた要因の分析が不可欠である。

（3）3-6 の改善・向上方策（将来計画）

人件費の見直しに関しては、平成 27（2015）年 2 月に公表された「中期計画として取り組むことが必要な課題」に、教職員評価システムの導入、事務組織の見直し、適切な人事計画の立案（①任期制による教員採用と教員評価、②労働契約法への対応）、給与制度改革、人件費の適正化（総人件費の圧縮）等の形で対応策が示されている。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

（2）3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

本法人は、寄附行為第 30 条に「この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。」と定め、東京音楽大学経理規程第 1 条に「経理に関する諸事項を、学校法人会計基準の定めるところにより、正確且つ迅速に処理し」とあるように学校会計基準に基づく会計処理を実施している。

予算編成に際しては、前年度の 9 月末から 10 月初旬に掛けて、財務課から次年度の予算方針が、各課、各部会に通知され、次年度の予算申請書の作成が依頼される。各課、各部会は、この依頼を受けて、前年度の 10 月下旬ごろまでに次年度の予算申請書を作成

し、財務課に提出する。予算申請書は、通常経費と企画予算に分類され、算出根拠とともに提出される。新しく発生する経費、新規企画に基づく経費、100万円以上の高額な支出を伴う申請、備品と分類される申請については、理由書もあわせて提出されることとなっている。財務課は、各課、各部会から提出された予算申請書を確認し、資料をとりまとめる。提出された予算申請書及び資料に基づき、前年度11月初旬ごろから1月にかけて、理事長、事務局長、財務課長が、各課、各部会担当者への聞き取りを行う。この聞き取りを経て、前年度2月頃までに財務課で費目別に集計し、予算案を作成する。この予算案が、前年度の2月、3月の理事会、評議員会で承認され、予算が確定する。確定した次年度予算は、前年度3月末頃までに、各課、各部会に通知される。

予算の執行にあたっては、各課、各部会は予算申請書を財務課に提出し、予算の執行を通知し、財務課は予算確認伝票を通知のあった各課、各部会に戻す。この予算確認伝票が、各課、各部会で確認され、予算が執行される。予算の執行にあたっては、各課長と財務課長の決裁が必要とされる。100万円以上の予算執行については、理事長、事務局長、各課長、財務課長の決裁が必要とされる。100万円以上の予算執行の場合は、事前に入札委員会が開かれ3社見積もりを原則とし、入札委員会で妥当と判断された後、予算が執行される。会計年度終了後は、2ヶ月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、その意見を付し、評議員会、理事会で審議し、決定している。

【自己評価】

上記のとおり、本法人は、学校法人会計基準に基づく、経理規程を策定しており、その規程に示すとおり、適切な会計処理に努めていると判断する。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

本法人は、公認会計士による会計監査、監事による業務監査を受けている。

本法人では、理事会の議事録、評議委員会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による会計監査が定期的に行われている。この公認会計士による会計監査は、年間を通して計19日行われた（平成26（2014）年度実績）。公認会計士は、本法人の経営責任者（理事長）に対して、運営方針や将来構想についての聴取も行っている。

本法人の監事は、公認会計士1名、弁護士1名で構成されている。監事は、本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度の会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

また、本法人の資産運用に関しては、学校法人東京音楽大学資産運用規程（以下「資産運用規程」という。）に示すとおり、資産運用の責任者を財務課長とし（資産運用規程第3条）、運用にあたっては、この資産運用責任者が、あらかじめ理事長の決裁を受け（資産運用規程第6条）、資産運用の状況については、毎月、資産運用責任者から理事長に報告されることとなっている（資産運用規程第7条）。理事長は、資産運用の状況及び結果について、理事会及び評議員会において適宜報告しなければならないとされている（資産運用規程第7条第2項）。

【自己評価】

上記のとおり、本法人は、会計監査等を行う体制を整備し、厳正に実施している。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学校法人会計基準を遵守し、適切な会計処理に努める。

【基準3の自己評価】

経営の規律と誠実性の表明に関しては、平成20（2008）年に、東京音楽大学における公的研究費取扱規程（平成20年10月24日制定）、学校法人東京音楽大学財務情報公開規程（平成20年3月29日制定）、学校法人東京音楽大学公益通報者保護規程（平成20年5月31日制定）が制定され、適切に表明されるようになった。平成27（2015）年には、東京音楽大学における研究活動等不正防止規程（平成27年4月1日制定）が制定され、経営規律の整備が進んだ。

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップに関しては、平成27（2015）年4月1日から施行の学校教育法改正に伴い、平成26（2014）年から内部規則及びその運用の見直しを行い、学長又は研究科長（学長をもって充てる）と教授会、研究科委員会の関係を明確化した。

業務執行の体制の機能性に関しては、学内の多くの委員会で、職員の参画が進み、教員と職員が協働する環境整備が進んだ。これに伴い、以前にも増して、職員の資質・能力の向上の機会（SD等）の充実が必要であると認識されている。

財務運営に関しては、近年上昇しつつある人件費率の要因分析の必要性が認識されている。人件費増の要因分析がされるとともに、平成27（2015）年2月に公表された「中期計画として取り組むことが必要な課題」に示された、教職員評価システムの導入、事務組織の見直し、適切な人事計画の立案（①任期制による教員採用と教員評価、②労働契約法への対応）、給与制度改革、人件費の適正化（総人件費の圧縮）等の対応策が実際に導入されることが必要であるといえる。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

本学は、大学、大学院における自己点検・評価について、次のように定めている。学則第 2 条の 3 において、「本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を発表するものとする。」と定め、自己点検及び評価の実施とその結果公表を明示している。同 2 項においては、「本学は、前項の自己点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努める。」と定め、外部評価を受けることを明示している。大学院学則第 2 条の 2 においては、「大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うものとする。」と定め、自己点検・評価の実施を明示している。これらの規程に基づき、平成 5(1993)年 4 月に、東京音楽大学自己点検評価委員会規程（以下「自己点検評価委員会規程」という。）が制定された。

平成 7(1995)年から平成 8(1996)年に実施された第 1 次自己点検・評価においては、「理念・目的」、「教育研究上の組織」、「学生の受入れ」、「教育課程」、「教員の研究活動の活性化」、「教員組織」、「施設・設備等」、「図書等の資料及び図書館」、「学生生活への配慮」、「管理運営」、「自己点検・評価の組織運営体制」、「音楽活動と特色」の 12 項目について、点検・評価が実施され、現状の説明、点検・評価、長所と問題点の整理及び将来の改善・改革に向けた方策が、平成 8(1996)年 8 月に「点検・評価報告書」としてまとめられ、刊行された。このとき、まとめられた「点検・評価報告書」は、平成 9(1997)年に受審した公益財団法人 大学基準協会による機関別認証評価で活用された。その後、公益財団法人 大学基準協会からの「勧告・助言」に対しては、「改善報告書」（2000 年 7 月 26 日）がまとめられた。平成 11(1999)年度から平成 13(2001)年度に実施された第 2 次自己点検・評価においては、「専門分野」、「付属機関」、「委員会等」を項目とし、点検・評価を実施し、その結果は平成 14(2002)年 3 月に「自己点検・評価報告書（中間報告）」としてまとめられ、刊行された。平成 14(2002)年度から平成 18(2006)年度に実施された第 3 次自己点検・評価においては、「①理念・目的・教育目標」、「②教育研究組織」、「③学士課程の教育内容・方法等」、「④学生の受入れ」、「⑤教育研究環境」、「⑥学生生活」、「⑦管理運営」、「⑧財務」、「⑨付属図書館」の 9 項目が課題として設定され、それぞれの課題ごとに「現状、点検・評価、将来の改善に向けた方策」としてまとめら

れ、評価された。その結果は、平成 18 (2006) 年 12 月に「東京音楽大学 自己点検・評価報告書-音-」としてまとめられ、刊行された。平成 20 (2008) 年度には、公益財団法人 日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審した。このとき評価項目としたのは同評価機構による次の基準であった。すなわち、「基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」、「基準 2. 教育研究組織」、「基準 3. 教育課程」、「基準 4. 学生」、「基準 5. 教員」、「基準 6. 職員」、「基準 7. 管理運営」、「基準 8. 財務」、「基準 9. 教育研究環境」、「基準 10. 社会連携」、「基準 11. 社会的責任」の 11 基準である。このときの結果は、平成 20 (2008) 年 6 月に「自己評価報告書」としてまとめられ、刊行された。平成 23 (2011) 年 4 月には、平成 20 (2008) 年度の認証評価で指摘された事項への対応状況を小冊子にまとめた「認証評価指摘事項への対応状況(2010 年度)」を刊行し、全専任教職員に配付した。平成 25 (2013) 年度には、公益財団法人 日本高等教育評価機構の第 2 サイクルの評価基準、すなわち「基準 1. 使命・目的等」、「基準 2. 学修と教授」、「基準 3. 経営・管理と財務」、「基準 4. 自己点検・評価」を用いて、自己点検・評価を実施し、その結果は、平成 25 (2013) 年 12 月に「自己点検評価書」としてまとめられ、刊行された。

【自己評価】

本学は、平成 5 (1993) 年 4 月に、東京音楽大学自己点検評価委員会規程が制定されてから、計 7 回の自己点検・評価を実施してきた。その際、評価と対象とした項目及びその内容は、当時の本学及び大学を取り巻く状況を反映している。第 1 次から第 3 次の自己点検・評価においては、それぞれの期で本学の課題を設定し、評価する項目が検討されている。続く第 4 回から第 6 回の自己点検・評価においては、公益財団法人 日本高等教育評価機構の基準を土台に自己点検・評価に努めている。こうした取組みは自主的・自律的なものであると判断する。一方、大学の使命・目的に即したという観点については、基準 1 の項で述べたように、各期の自己点検・評価によって、本学の建学の精神・理念、使命・目的が、当時の本学の教育実践等のなかに確認されてきたといえる。その結果として、本学は、創立者鈴木米次郎による開学当初の業績から「アカデミズムと実学の両立」、「音楽による社会貢献」、「国際性」の精神を導き出し、①教育、②演奏、③国際性、④研究、⑤多様な音楽的価値観の尊重、⑥地域連携から構成されるお互いに関連しあう 6 つの使命・目的を定めるに至った。そして、平成 25 (2013) 年度に実施した自己点検・評価では、6 つの使命・目的に即した評価が行われた。これらの成果から、大学の使命・目的と自己点検・評価が密接に関わっていると判断する。現在策定中の中期計画は、この 6 つの使命・目的を実現するために定められるものであり、計画の実行性と有効性、並びに、この使命・目的の適切性を検証することは、今後の自己点検評価委員会の活動の 1 つとなる。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

本学は、平成 25 (2013) 年に新たな自己点検・評価体制を構築するために、自己点検評価委員会規程の全面改定を行った。まず、自己点検評価委員会規程第 1 条では、自己

点検評価委員会の目的が、学校教育法、大学設置基準、学則、大学院学則に基づくものであることが明示された。さらに、自己点検評価規程第1条では、同委員会の目的が、「教育研究水準の向上を図り、本学の定める目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表すること」であることが明確に示された。また、旧自己点検評価委員会規程第1条2項において「評価項目」として定められていた事項に関しては、審議事項として、〈表IV-1-1〉のように定められた。

〈表IV-1-1〉東京音楽大学自己点検評価委員会規程第2条（審議事項）

第2条 委員会は前条の目的を達成するため次の事項を審議する。

- (1) 自己点検評価項目に関すること。
- (2) 自己点検改善項目の提案に関すること。
- (3) 自己点検評価報告書の作成及び公表
- (4) 本学の使命・目的及びポリシーの有効性に関すること。
- (5) 認証評価及びその他の第三者評価に関する事項
- (6) その他委員会が必要と認める事項

この審議事項には、「本学の使命・目的及びポリシーの有効性に関すること。」が、加えられ、大学の使命・目的に即した自己点検・評価を実施することが明確化された。

委員の構成についても、旧自己点検評価委員会規程第2条では、委員は「(1) 学長」及び「(2) 各専攻毎に選出される教授・助教授または講師1～2名」で構成すると定められ、委員会に出席させることができる者を「ただし、本委員会が必要と認めるときは、他の教職員を本委員会に出席せしめ意見を聴取することがある。」としていたが、これを改定し、〈表IV-1-2〉を委員の構成とした。

〈表IV-1-2〉東京音楽大学自己点検評価委員会第3条（委員の構成）

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する教授、准教授、専任講師 20名以内
- (3) 事務局長
- (4) 理事長が指名する専任職員 若干名

この改定により、職員が委員として加えられ、大学運営組織と教育研究組織が協働で自己点検・評価を行うことが可能となった。また、新自己点検評価委員会規程においては、責任と権限の明確化の観点から、自己点検評価委員長を教授会の推薦を経ずに学長が指名できることとし、サポート体制の充実のために副委員長の設置が可能となった。委員会事務については、旧自己点検評価委員会規程第8条で「本委員会の事務は、大学点検・評価委員会推進室が行う。」としていたところを、新自己点検評価委員会規程第11条では「委員会事務は、教務一課が行う。」とし、同2項で「委員会には、必要に応

じて事務職員を置くことができる。」とした。

【自己評価】

本学は、上記自己点検評価規程の改定を経て、適切な自己点検・評価体制を構築していると判断している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

本学は、＜表IV-1-3＞に示すとおり、継続的に自己点検・評価を実施している。

＜表IV-1-3＞自己点検・評価の実施実績（平成7（1995）年から平成27（2015）年）

回	自己点検・評価報告書等	期間
第1回	東京音楽大学 点検・評価報告書	平成7（1995）年～ 平成8（1996）年
第2回	改善報告書	平成9（1997）年～ 平成12（2000）年
第3回	自己点検・評価報告書（中間報告）	平成11（1999）年～ 平成14（2002）年
第4回	東京音楽大学 自己点検・評価報告書-音-	平成14（2002）年～ 平成18（2006）年
第5回	自己評価報告書	平成18（2006）年～ 平成20（2008）年
第6回	認証評価指摘事項への対応状況	平成20（2008）年～ 平成23（2011）年
第7回	自己点検評価書	平成23（2011）年～ 平成25（2013）年
第8回	自己点検評価書	平成25（2013）年～

＜表IV-1-3＞のうち、第1回、第2回、第5回、第6回は、第三者評価に関連する自己点検・評価である。第1回は、公益財団法人 大学基準協会による機関別認証評価を受審した。第2回では、公益財団法人 大学基準協会からの「勧告・助言」に対しては、「改善報告書」（2000年7月26日）がまとめられた。第5回は、公益財団法人 日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審した。第6回では、「認証評価指摘事項への対応状況（2010年度）」がまとめられた。第3回、第4回、第7回は、大学が自主的に実施した自己点検・評価である。

【自己評価】

＜表IV-1-3＞に示すとおり、本学は、平成7（1995）年から継続的な自己点検・評価に取り組んでいると判断する。自己点検・評価の周期性に関しても、適切であると判断する。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成25（2013）年の自己点検評価委員会規程の改定を経て、大学運営組織と教育研究組織の協働による自己点検・評価体制の構築に至った。今後も、この協働体制の維持に努める。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

平成 25 (2013) 年の自己点検評価委員会規程の改定により、職員が委員として加えられ、大学運営組織と教育研究組織が協働で自己点検・評価を行うことが可能となった。特に、エビデンスに基づく自己点検・評価という観点からは、自己点検評価委員会の組織に、事務局教学部門から、教務一課長、教務二課長（入試担当）、大学院課長、学生支援課長、事務局法人部門から、事務局長、財務課長が加わったことにより、教職協働によるエビデンスの選定、エビデンスの収集が可能な体制が整った。自己点検・評価が、大学の改善・改革に資する活動であるためには、エビデンスに基づいた透明性の高い活動であることが、不可欠である。平成 27 年（2015）年 6 月の自己点検評価委員会にて、こうした透明性の高い自己点検・評価のためには、職員に対しても自己点検・評価に関する SD を実施する必要があるとあらためて認識された。こうした認識のもと、自己点検評価委員会では、教職員の啓蒙のための『自己点検・評価ハンドブック』を編纂中である。

【自己評価】

エビデンスに基づく自己点検・評価には、大学運営組織と教育研究組織の連携が不可欠であり、自己点検評価委員会規程の改定により、この体制が整いつつあると評価する。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

本学では、現状把握のために、＜表IV-2-1＞の調査及びデータ収集を実施している。

＜表IV-2-1＞学内調査及びデータ収集

調査内容	調査方法	公表・周知の方法
学修・生活状況	レッスンアンケート	レッスンアンケート結果報告書（総合版・抜粋版）
	授業アンケート	授業アンケート結果報告書（総合版・抜粋版）
	授業改善計画書	
	学生生活アンケート	学生生活アンケート 結果報告書
	学修行動調査	学修行動調査 結果報告書
	コンクール等受賞登録シート	東京音大ジャーナル、ホームページ
	広報課による主要コンクール結果調査	
大学院アンケート	大学院アンケート結果報告書	
資格取得状況	教職課程履修者数	事業報告書
	教員免許状取得者数	
就職状況	進路状況調査	キャリア支援サイト、事業報告書
財務情報	財務課	ホームページ、事業報告書
志願者/入学者状況	新入生アンケート、オープンキャンパスアンケート、個別相談会相談シート	東京音大ジャーナル

FD 委員会は、実技科目（〇〇実技Ⅰ～Ⅳなど）を対象とした「レッスンアンケート」、「授業A（講義形式）」、「授業B（ゼミ形式）」を対象とした「授業アンケート」、学生生活全般にわたる調査のための「学生生活アンケート」、学修行動、学修成果、学習環境を調査対象とする「学修行動調査」、大学院修了者を対象とした「大学院アンケート」を実施している。学生の音楽コンクール等の受賞・入賞状況は、学生支援課の「コンクール等受賞登録シート」※及び広報課による主要コンクールの結果調査により把握されている。教員免許状取得者数は、教務一課で把握され、事業報告書で公表される。キャリア支援センターは、卒業生を対象に進路状況調査を実施している。財務情報は、財務課によりとりまとめられ、ホームページ、事業報告に公表される。広報課では、志願者、入学者の情報を把握するために、「新入生アンケート」、「オープンキャンパスアンケート」、「個別相談会相談シート」による情報収集を行っている。

これらの調査及びデータ収集の結果は、自己点検・評価の際に活用されている。

※平成 27（2015）年 5 月 1 日現在、同業務は、キャリア支援センターへと引き継がれている。

【自己評価】

上記に示すように、本学は、現状把握のために調査・データ収集と分析に努めている

と評価する。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

平成 25（2013）年の自己点検評価委員会規程の改定により、教職協働の自己点検・評価体制が構築され、自己点検・評価の内容が教員、職員間で共有されるようになった。自己点検・評価の実施体制、自己点検・評価の結果は、ホームページで公表されている。「自己点検評価書」は、冊子の形で刊行され、全教職員に配付されている。

【自己評価】

自己点検・評価の結果が、学内で適切に共有され、公表も進んでいると評価する。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

エビデンスに基づく自己点検・評価という観点から、「東京音楽大学 点検・評価報告書（平成 8 年 8 月 30 日発行）」作成当初から、学内刊行物等の収集が進められているが、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を目指して、自己点検評価委員会は、自己点検・評価の課題や方針とともに、その意義や手法を示した『自己点検・評価ハンドブック』を取りまとめる予定である。今後は、『自己点検・評価ハンドブック』の活用を推進するとともに、業務を進める過程で生じた課題や新たな方針を年度ごとにまとめ、『自己点検・評価ハンドブック』に反映させていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

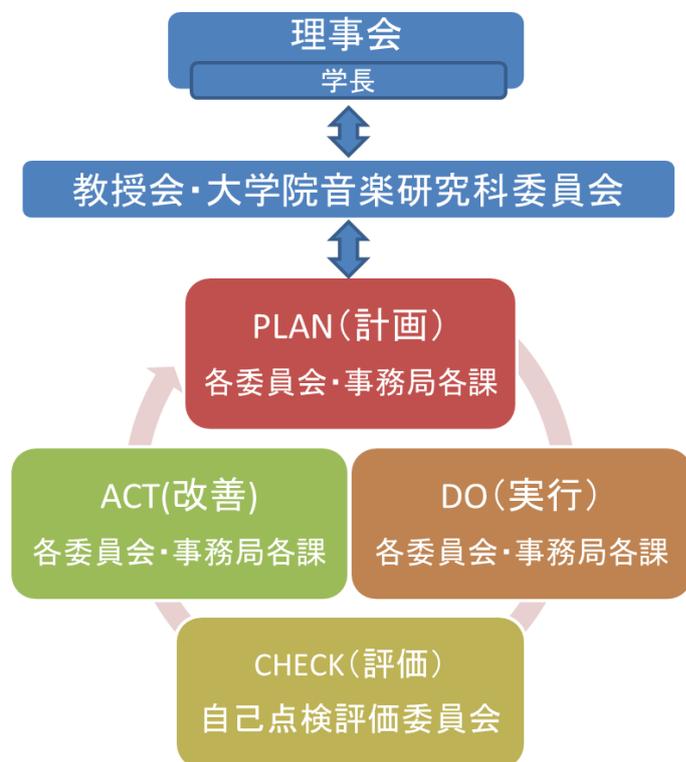
4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

自己点検・評価の結果は、「自己点検評価書」の形で、学内の各委員会、事務局各課で共有される。自己点検・評価の結果に基づき、各委員会では、事務局各課と協働で改善のための方法が検討され、実行に移されている。改善の達成状況は、自己点検評価委員会により評価され、改善の必要のある事項に関しては、再び各委員会、事務局各課に「自己点検評価書」の形で提出される。改善の状況は、理事会に報告される。自己点検・評価の結果は、＜図IV-3-1＞のとおり、大学の運営に反映されている。

<図IV-3-1>

本学の自己点検・評価のPDCAサイクル



<表IV-3-1>平成25(2013)年度自己点検評価書での指摘事項と改善状況例

(平成27(2015)年5月1日現在)

指摘事項	改善状況例(平成26(2014)年4月から)
使命・目的、学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入れ方針の周知が不十分	新入生ガイダンスでの説明、「東京音楽大学入門講座」自校史の回で解説、学生便覧(学部)、シラバス(修士課程)、履修便覧(博士後期課程)にポリシーを掲載、周知の状況を「学修行動調査」で検証中
適切な入学者数維持のための工夫が必要	従来年1回実施していたオープンキャンパスを年2回へと回数を増やした。
修士課程の3ポリシーが未策定	大学院修士課程3ポリシー研究会が学長の任命により設置され、修士課程の3ポリシー(案)が検討された。検討された3ポリシーは、研究科委員会、理事会を経て策定され、公開された。
カリキュラム体系の可視化方法の充実	カリキュラムツリーが作成され公開された。
4年次の履修単位上限の未整備	学則改定により、平成27(2015)年度入学生から4年次の履修単位上限が60単位となった。
修士課程のカリキュラム編成を検討するための会議等の未整備	修士課程のカリキュラム編成を検討するため、修士課程作業部会ワーキンググループが開催されるようになった。

上記の改善状況例をはじめとして、自己点検評価書は、大学運営の改善に活用されている。

【自己評価】

自己点検・評価の結果が適切に大学運営に活用されていると判断する。「東京音楽大学自己点検・評価ハンドブック」等、「自己点検・評価」を啓蒙する活動も予定されていることは、その改善方策として評価できる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在策定中の中期計画の内容に基づき、大学運営の観点から活用に資する自己点検評価書の作成に努める。

【基準 4 の自己評価】

本学は、平成 5（1993）年 4 月に、自己点検評価委員会規程が制定されてから、計 7 回の自己点検・評価を実施している。平成 25（2013）年の自己点検評価委員会規程の全面改定により、大学の社会的責任を全うするために十分な自律的で実効性のある体制が整えられた。以上のように本学は、自己点検・評価が有効に機能していると評価する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会に対する大学の貢献

A-1 社会貢献に関する方針

《A-1 の視点》

A-1-① 社会貢献に関する方針の明確化

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会貢献に関する方針の明確化

【事実の説明】

本学は、創立者鈴木米次郎の開学当初からの「音楽による社会貢献」を建学の精神とし、現在も「地域連携」を使命・目的として掲げている。地域連携の方針は次のように示されている。

<表 A-1-1> 使命・目的（地域連携）

6. 地域連携

地域の自治体や様々な学校との連携を促進します。学内で開かれるコンサートは地域に広く公開し、公開講座などを通じて地域とのつながりを大切にします。

【自己評価】

社会貢献に関する大学としての方針は、使命・目的に明示されていると判断するが、中期計画等においても具体的な方針として示される必要がある。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後開催予定となっている中期計画検討委員会では、社会貢献に関する具体的な取組みに関する方針を策定することとしている。

A-2 社会貢献への取組み

《A-2 の視点》

A-2-① 大学の社会貢献への取組み

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 大学の社会貢献への取組み

【事実の説明】

1. 連携事業

本学は、<表 A-2-1>に示す協定を結び、地域、大学等との連携事業を展開している。

＜表 A-2-1＞地域貢献 協定一覧

・豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定書
・東京音楽大学と北本市との音楽文化事業の連携に関する協定書
・癒しの森協定
・東京音楽大学と公益財団法人新国立劇場運営財団との連携・協力に関する協定書
・東京音楽大学と日本現代音楽協会との連携・協力に関する協定書
・東京音楽大学と京都市立芸術大学との大学間交流に関する覚書
・東京音楽大学と一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協定書

豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定書第2条（以下「豊島区・区内大学連携協働包括協定書」という。）において、区と区内大学が（1）相互の教育機能の向上に関する事、（2）各大学の個性を活かしたまちづくりの推進に関する事、（3）相互の人的、知的、物的資源の交流に関する事、で、連携・協働することが定められている。豊島区・区内大学連携協働包括協定書第3条は、「地域と大学との連携推進協議会」の設置を定めており、本学もこれに参加するほか、「豊島区と6大学の地域連携に関する懇談会」を毎年実施し、地域連携について報告及び協議を行っている。

東京音楽大学と北本市との音楽文化事業の連携に関する協定書第2条（以下「東京音楽大学と北本市の協定書」という。）では、東京音楽大学と埼玉県北本市は、（1）音楽活動の推進に関する事、（2）音楽教育の振興及び人材の育成に関する事、（3）音楽を通じた地域文化の創造・発展に関する事、（4）その他、目的を達成するために必要な事項について、連携、協議することとしている。

癒しの森協定とは、東京音楽大学、長野県信濃町、信濃町森林療法研究会の間で結ばれた協定で、信濃町が取り組んでいる癒しの森事業の充実と発展を図り、活用することに関する合意である。この協定に基づき、本学の学生が、長野県信濃町にて、オリジナル企画による演奏会、劇等を実施している。

東京音楽大学と公益財団法人新国立劇場運営財団との連携・協力に関する協定書第1条（以下「新国立劇場運営財団との協定書」という。）では、この協定の目的を特に「我が国におけるオペラ制作分野の発展、ひいては我が国の芸術文化の振興に資すること」と定めている。さらに、連携・協力事項については、（1）新国立劇場での公演に関するもの、（2）人材の交流に関するもの、（3）人材の育成に関するものが挙げられている（新国立劇場運営財団との協定書第2条）。

現代音楽分野に関しては、東京音楽大学と日本現代音楽協会との連携・協力に関する協定書を結び、連携、協力を行っている。

東京音楽大学と京都市立芸術大学との大学間交流に関する覚書では、両大学の（1）教育研究資源の相互補完、（2）学生・教職員の交流、（3）共同事業による教育研究成果の社会発信の推奨を定めている。この覚書に基づき、演奏会が協働で開催されている。

2. としまコミュニティ大学

本学は、豊島区・区内大学連携協働包括協定書に基づき、「としまコミュニティ大学」の開講に協力している。「としまコミュニティ大学」とは、豊島区と区内6大学（学習院大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・立教大学・東京音楽大学）との包括協定により、協働して事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場であるとされている。としまコミュニティ大学の運営にあたっては、大学関係者と豊島区との協議の場として「としまコミュニティ大学運営委員会」が開催されており、本学の教員も委員として出席している。平成26（2014）年からは、実務担当者間の協議の場として、「としまコミュニティ大学みらい会議」も開催されており、本学の職員が出席している。

<表 A-2-2>平成26（2014）年度としまコミュニティ大学開講実績

日時	場所	タイトル	内容	講師
7月12日 (土)14:00	A200教室	声と歌のびっくり箱 ～名曲の玉手箱～	参加型	水野賢司 (ピアノ:御辺典一)
9月13日 (土)14:00	A200教室	クラシック雑学講座 ～チェロの調べに乗って～	参加型	荻田雅治 (ピアノ:百武恵子)
10月25日(土) 14:00	A200教室	シューベルトの歌曲「ます」について ～18世紀ドイツの文化事情と歌詞の謎に 迫る～	参加型	渡辺国彦
11月8日(土) 14:00	A200教室	クラシック基礎講座 今さら聞けないクラシック音楽の基礎	講義	坂崎則子
11月29日(土) 14:00	A200教室	オペラの魅力(2回シリーズ) 1回目 ～リヒャルト・シュトラウスの「パラの騎士」 から見えるモーツァルト～	講義	伊藤隆浩
12月6日(土) 14:00	A200教室	オペラの魅力(2回シリーズ) 2回目 ～リヒャルト・シュトラウスの「パラの騎士」 から見えるモーツァルト～	講義	伊藤隆浩
1月24日 (土)14:00	A200教室	ニッポンの伝統楽器 ～虚無僧尺八の世界～	講義と演奏	太田暁子 (尺八:善養寺恵介)

3. 東京音楽大学 附属民族音楽研究所主催の講座

東京音楽大学附属民族音楽研究所（以下「附属民族音楽研究所」という。）は、本学の学長を務めた伊福部昭により、昭和50（1975）年に開設され、伊福部が出身地である北海道でアイヌ民族の音楽に多大な影響を受けたことから、アイヌ音楽の研究を主たる研究課題としてその活動を開始した。現在では、インドネシアのガムラン音楽や沖縄の伝統音楽等、アジア地域における民族音楽へと研究範囲を広げている。

附属民族音楽研究所では、社会人向けに「社会人特別講座」、「ガムラン講座」、「民族楽器入門講座」を開講し、学校教育等では学ぶ機会の少ない民族音楽などの講座を社会に提供している。

「社会人特別講座」は、<表 A-2-3>に示す楽器演奏、舞踊のエキスパートによる個人レッスンと、多様な講師陣による共通レクチャーで構成する、社会人対象の音楽講座である。本講座は、演奏を習得するレッスン（習う）と知識を深めるレクチャー（学ぶ）

により、様々な音楽の"総合的学び"を提供するとされている。

東京音楽大学は、1970年代からガムランの授業（学士課程の学生対象）を開始し、「ガムラン講座」（社会人向け講座）は、20年の歴史がある。ガムラン音楽には、15種類以上の楽器が使用され、「青銅のオーケストラ」といわれているが、この「ガムラン講座」では、インドネシアの古都「スラカルタ」のマンクヌガラ王宮ゆかりのガムラン・フルセットを用いており、「ジャワ」のガムラン合奏と舞踊に触れることができる。

「民族楽器入門講座」は、音楽経験を問わず、民族音楽を体験できる講座として、春期、秋期の2回に分けて開講している。

これらの講座以外にも、民族音楽研究所では、＜表 A-2-4＞に示す一般公開講座を毎年複数回開講している。平成27（2015）年には、千代田区日比谷図書文化館主催の日比谷カレッジに、「世界の音楽 レクチャー&コンサート」を開講することに協力している。

＜表 A-2-3＞

社会人特別講座の実技レッスン

民族楽器	シタール [インド]、ジャワ・ガムラン [インドネシア]、トンコリ [アイヌ]、口琴 [ロシアなど]、コムズ [キルギス]、二胡 [中国]、馬頭琴 [モンゴル]、月琴 [明清楽]、各種民族太鼓
民族舞踊	ジャワ舞踊
邦楽器	箏、三味線、尺八、琵琶
古楽器	リコーダー、リュート [ルネサンス、バロック]、ビウエラ、ギター [ルネサンス、バロック]、チェンバロ

＜表 A-2-4＞

附属民族音楽研究所主催 公開講座（平成25（2013）年-平成26（2014）年）

平成25（2013）年5月14日	Kahlil Cummings パーカッションワークショップ
平成25（2013）年7月12日	竹のガムラン『チャルン』と舞踊『レンゲル』のワークショップ
平成25（2013）年8月2日	ヤングピープルズコーラス・オブ・ニューヨークシティ～異文化教育とその実践～
平成25（2013）年10月4日	伊福部昭の遺した楽器～明清楽器を聴く【其の参】～
平成26（2014）年1月26日	阿寒の歌(ウポポ)をめぐる～伝統音楽の五線表現の視点から～
平成26（2014）年5月20日	アメリカとインド ～サロードの楽しみ～
平成26（2014）年10月17日	伊福部昭の遺した楽器 ～明清楽器を聴く【其の四】～

4. 演奏会

本学は、＜表 A-2-5＞に示すとおり、毎年複数回の演奏会を主催している。こうした演奏会は、地域住民のみならず、広く一般に公開されている。

東京音楽大学

<表 A-2-5>

平成 26 (2014) 年度 主催演奏会実績

日付	演奏会名	会場
4月28日(月)	卒業演奏会	東京文化会館 小ホール
5月14日(水)	イリーナ・ザイトリン ヴァイオリン・リサイタル	東京音楽大学 J館スタジオ
6月3日(火)	東京音楽大学特別講座 マキシム・ヴェンゲーロフ ヴァイオリン 公開マスタークラス	東京音楽大学 100周年記念ホール
7月3日(木)	東京音楽大学&京都市立芸術大学 吹奏楽 交流演奏会	ザ・シンフォニー ホール
7月14日(月)	第45回定期演奏会 シンフォニックウインドアンサンブル	東京芸術劇場 コンサートホール
7月20日(日)	学内オーディション合格者によるソロ・室 内楽定期演奏会	東京音楽大学 100周年記念ホール
7月26日(土)	ピアノ演奏会 ～ピアノ演奏家コース成績 優秀者による～	トッパンホール
9月3日(水)	東京音楽大学が奏でる童話の森 ピアノコンサート	黒姫童話館・童話の森ホール
9月13日(土)	第6回 声楽教員によるコンサート	東京音楽大学 100周年記念ホール
10月4日(土)	第7回 ピアノ教員によるコンサート	東京音楽大学 100周年記念ホール
10月18日(土)	弦楽アンサンブル 第24回 演奏会	東京音楽大学 100周年記念ホール
11月28日(金)	シンフォニーオーケストラ定期演奏会	東京芸術劇場 コンサートホール
平成27(2015)年 2月26日(木)	東京音楽大学特別演奏会 エリソ・ヴィルサラゼ ピアノ・リサイタル& 公開マスタークラス	東京音楽大学 100周年記念ホール
平成27(2015)年 3月26日(木)	東京音楽大 シンフォニックウインドアンサンブル Bブラス特別演奏会	東京音楽大学 100周年記念ホール

5. 附属図書館の社会貢献活動

東京音楽大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は、<表 A-2-6>の貴重資料（寄贈資料含む）の公開、管理・運用を通じて、社会に貢献している。

<表 A-2-6> 付属図書館の所蔵資料に関連する事業

<p>・伊福部昭 寄贈『明清楽コレクション（資料）目録』の出版と一部のデジタル画像などのウェブ公開</p>
<p>・東京音楽大学付属図書館ニッポニカ・アーカイブ</p> <p>日本人作曲家の管弦楽作品の演奏・普及を活動の中心に据えている演奏団体『芥川也寸志メモリアル オーケストラ・ニッポニカ』（略称 ニッポニカ）より寄託された資料群（ニッポニカが演奏会のために作成した演奏譜（著作権処理済み）、演奏会の記録映像および録音、演奏会パンフレットなど）の管理と運用</p>
<p>・大正時代・昭和初期に刊行された総合音楽雑誌</p> <p>古い時代の総合音楽雑誌を所蔵—マイクロやCD-ROMで閲覧可能。特に『音楽世界（昭和4年発刊）』、『音楽新潮（大正13年発刊）』、『音楽評論（昭和8年）』、『音楽公論（昭和16年発刊）』の4タイトルは、全巻のマイクロ・フィルムを所蔵している。</p>
<p>・本学創立百周年記念誌刊行委員会収集の大学史に関わる諸資料</p> <p>主だった資料は、全てマイクロおよびデジタル化済 デジタル画像（DVD-Rom）は館内で閲覧可能</p>

付属図書館では、<表 A-2-7>のとおり、オープンキャンパス、芸術祭の際に、一般向けに、本学にゆかりのある人物に関する展示も行っている。

<表 A-2-7> 付属図書館主催展示

<p>・<u>オープンキャンパス</u></p> <p>自筆譜ファクシミリや大学史関連資料（創立者鈴木米次郎作曲の曲の掲載されたちりめん本含む）などの資料をA館1階ロビーに展示 展示物は年ごとに内容を変更</p>
<p>・<u>芸術祭</u></p> <p><u>平成25年度</u> 2013年11月2日（土）～11月4日（月・祝） 伊福部昭寄贈の明清楽関連資料と楽器をA館1階ロビーに展示（民族音楽研究所との共催）</p> <p><u>平成26年度</u> 伊福部昭生誕100年に因んだ展示を図書館1階ロビーで開催『五感で愉しむ伊福部昭』</p>

付属図書館は、<表 A-2-8>に示すライブラリー・セミナー及びロビーコンサートも一般向けに公開している。

<表 A-2-8>ライブラリー・セミナー及びロビーコンサート開催実績
(平成 24 (2012) 年-平成 26 (2014) 年)

平成 24 年度

- ・2012 年 7 月 12 日 (木) 19:00～ インドネシア・ジャワのガムランと舞踊 ～青銅打楽器による東洋のオーケストラ～ (図書館 1 階ロビー)
- ・2012 年 11 月 17 日 (土) 17:00～ 東京音楽大学附属図書館ライブラリー・セミナー 「『バッハのロ短調ミサ』は存在するかーバッハ作品研究、最前線からのレポート」 (J 館スタジオ)

平成 25 年度

- ・2013 年 10 月 5 日 (土) 13:00～16:30 頃 東京音楽大学附属図書館主催 「図書館関係者の為の RDA 実践講習会」 (図書館 5 階)
- ・2013 年 10 月 24 日 (木) 18:00 開演 東京音楽大学附属図書館ライブラリー・セミナー 「チター レクチャー コン서트～魅惑の弦楽器を解説と演奏で楽しむ～」 (J 館スタジオ)
- ・2013 年 11 月 11 日 (月) 18:00 開演 東京音楽大学附属図書館ライブラリー・セミナー 「第九初演の真実～ウィーン楽友協会アルヒーフ室長による特別講演～」 (J 館スタジオ)
- ・2013 年 11 月 16 日 (月) レクチャーコンサート 「古楽器の心にふれて『様々なリユート、ビウエラの音楽』」 豊島区立旧宣教師館との協力講座 (雑司が谷旧宣教師館)
- ・2013 年 12 月 7 日 (土) 14:30～17:00 シンポジウム 「日本の管弦楽作品の演奏譜に於ける課題と展望」【主催:東京音楽大学附属図書館/芥川也寸志メモリアル オーケストラ・ニッポニカ】 (図書館 5 階)

平成 26 年度

- ・2015 年 2 月 26 日 (木) 18:30 開演 東京音楽大学附属図書館 ライブラリー・セミナー 「パイプオルガン レクチャーコンサート」 (B 館スタジオ)

上記の取組みに加えて、附属図書館は、音楽図書館関連団体企画への会場提供と開催協力を行っている。

【自己評価】

本学は、「音楽による社会貢献」の精神を使命・目的の「地域連携」に具体化させ、そこに「地域の自治体や様々な学校との連携を促進します。」と示したとおり、様々な連携事業を展開している。また、社会人向け講座、大学主催演奏会を通じて、大学の持つ物的・人的資源を適切に社会に提供していると判断する。しかし、地域社会の課題解決等に資する展開はされておらず、地域社会、あるいは社会一般に課題を見出し、その解決に資する貢献方法を工夫する必要があると認識している。

(3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、様々な連携や講座の開講、演奏会により、大学の持つ物的・人的資源を適切に社会に提供しているが、地域社会の課題解決等に資する展開はしていない。この点、本学は文化的な資源を持つ音楽大学であり、産業との結びつきが強くないことから、研究成果の社会還元の方法が限られるという見方もあるが、音楽を通じた課題解決型の社

会貢献は、貧困児童のための音楽プログラムを提供したベネズエラ国立青少年オーケストラネットワーク（エル・システマ）やオペラ、音楽を体験することにより、ホームレスの人々が前向きに社会と関わりを持てるようになる機会を提供している英国のストリートワイズ・オペラのような例も存在する。社会的企業（ソーシャルビジネス）、NPOとの連携も考えられるだろう。現在の本学の取組みにも課題意識の端緒は見られるが、取組みの趣旨や効果を外部に対して、分かりやすい形で公開していく工夫が必要である。

【基準Aの自己評価】

社会貢献に関する大学としての方針は、建学の精神、使命・目的に明示されていると判断する。さらに、今後策定される中期計画等においても、社会貢献に関する方針が示される必要がある。本学は、様々な連携事業を展開している。社会人向け講座、大学主催演奏会を通じて、大学の持つ物的・人的資源を適切に社会に提供していると判断する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

東京音楽大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1-1】	学校法人東京音楽大学寄附行為	
【資料 F-1-2】	学校法人東京音楽大学寄附行為施行規則	
【資料 F-2-1】	大学案内 2015（東京音楽大学）	
【資料 F-3-1】	東京音楽大学学則	
【資料 F-3-2】	東京音楽大学学則別表（3）～（7）	
【資料 F-3-3】	東京音楽大学大学院学則	
【資料 F-4-1】	平成 27 年度 入学試験要項（学士課程）	
【資料 F-4-2】	平成 27 年度 東京音楽大学大学院音楽研究科修士課程 学生募集要項	
【資料 F-4-3】	平成 27 年度 東京音楽大学大学院音楽研究科音楽専攻 博士後期課程 学生募集要項	
【資料 F-5-1】	2015 年度 学生便覧（学士課程）	
【資料 F-5-2】	2015 年度 シラバス（実技・講義概要）（学士課程）	
【資料 F-5-3】	東京音楽大学 大学院研究科修士課程関係規程集（2015） 平成 27 年度 修士課程ガイダンス資料	
【資料 F-5-4】	2015 年度 シラバス（実技・講義概要）（修士課程）	
【資料 F-5-5】	2015 年度 履修便覧（博士後期課程）	
【資料 F-6-1】	学校法人東京音楽大学 平成 25 年度事業計画	
【資料 F-6-2】	学校法人東京音楽大学 平成 26 年度事業計画	
【資料 F-6-3】	学校法人東京音楽大学 平成 27 年度事業計画	
【資料 F-7-1】	平成 24 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	
【資料 F-7-2】	平成 25 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	
【資料 F-7-3】	平成 26 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	
【資料 F-8-1】	アクセスマップ	
【資料 F-8-2】	キャンパスマップ	

東京音楽大学

【資料 F-9-1】	東京音楽大学規程集目次	
【資料 F-10-1】	役員名簿(平成 27 年 4 月 1 日現在)	
【資料 F-10-2】	役員等名簿	
【資料 F-10-3】	学校法人東京音楽大学 評議員 (平成 26 年 6 月 1 日)	
【資料 F-10-4】	東京音楽大学理事会 役員出席状況 (過去 3 年間)	
【資料 F-10-5】	東京音楽大学評議員会 評議員出席状況 (過去 3 年間)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
1-1-① 意味・内容の具体性と明確性		
1-1-② 簡潔な文章化		
【資料 1-1-1】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】と同じ
【資料 1-1-2】	東京音楽大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 1-1-3】	東京音楽大学大学院学則	【資料 F-3-3】と同じ
【資料 1-1-4】	大学ポリシー研究会任命書	
【資料 1-1-5】	東京音楽大学の使命 (平成 27(2015)年 4 月版)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
1-2-① 個性・特色の明示		
【資料 1-2-1】	東京音楽大学 点検・評価報告書 (1996 年 8 月 30 日発行)	
【資料 1-2-2】	東京音楽大学 点検・評価報告書-音- (2006 年 12 月 1 日発行)	
【資料 1-2-3】	東京音楽大学 自己点検評価報告書・本編 (2008 年 6 月 30 日)	
【資料 1-2-4】	大学ポリシー研究会任命書	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-5】	東京音楽大学の使命 (平成 27(2015)年 4 月版)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-6】	自己点検評価書 (平成 25 (2013) 年 12 月)	
【資料 1-2-7】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (東京音楽大学の教育方針)	
【資料 1-2-8】	大学案内 2015 (東京音楽大学)	【資料 F-2-1】と同じ
1-2-② 法令への適合		
【資料 1-2-9】	エビデンス集 (データ編) 【表 3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【資料 1-2-10】	東京音楽大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 1-2-11】	東京音楽大学の使命 (平成 27(2015)年 4 月版)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-12】	東京音楽大学大学院学則	【資料 F-3-3】と同じ

東京音楽大学

【資料 1-2-13】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (東京音楽大学の教育方針) (大学院 → 音楽研究科 (修士課程)) (大学院 → 音楽研究科 (博士課程))	
1-2-③ 変化への対応		
【資料 1-2-14】	平成 20 年度 東京音楽大学 大学機関別認証評価 評価報告書	
【資料 1-2-15】	大学ポリシー研究会任命書	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-16】	東京音楽大学の使命 (平成 27 (2015) 年 4 月版)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-17】	自己点検評価書 (平成 25 (2013) 年 12 月)	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 1-2-18】	中期計画として取り組むことが必要な課題	
【資料 1-2-19】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (東京音楽大学の教育方針)	
【資料 1-2-20】	大学案内 2015 (東京音楽大学)	【資料 F-2-1】と同じ
【資料 1-2-21】	東京音楽大学自己点検評価委員会規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
1-3-① 役員、教職員の理解と支持		
【資料 1-3-1】	大学ポリシー研究会任命書	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-3-2】	平成 25 年 7 月 教授会 議事要録	
【資料 1-3-3】	平成 24 年 06 月 理事会議事録 (抄本)	
【資料 1-3-4】	平成 25 年 05 月 理事会議事録 (抄本)	
【資料 1-3-5】	平成 25 年 07 月 理事会議事録 (抄本)	
【資料 1-3-6】	大学院修士課程 3 ポリシー研究科委員任命書	
【資料 1-3-7】	平成 26 年 10 月 東京音楽大学大学院研究科委員会 議事要録	
【資料 1-3-8】	平成 26 年 09 月 理事会議事録 (抄本)	
【資料 1-3-9】	平成 26 年 10 月 理事会議事録 (抄本)	
【資料 1-3-10】	大学院教育の改善・充実に関する検討会委員名簿	
【資料 1-3-11】	大学院教育の改善・充実に関する検討会ワーキンググループ (第 1 回) 議事次第	
【資料 1-3-12】	博士後期課程設置に関するワーキンググループの検討課題	
【資料 1-3-13】	平成 25 年 2 月 東京音楽大学大学院研究科委員会 議事要録	
【資料 1-3-14】	平成 25 年 03 月 理事会議事録 (抄本)	
1-3-② 学内外への周知		
【資料 1-3-15】	東京音楽大学の使命 (平成 27 (2015) 年 4 月版)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-3-16】	2015 年度 学生便覧 (学士課程)	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 1-3-17】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程)	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 1-3-18】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (修士課程)	【資料 F-5-4】と同じ
【資料 1-3-19】	2015 年度 履修便覧 (博士後期課程)	【資料 F-5-5】と同じ
【資料 1-3-20】	東京音大 FD 通信 第 23 号-第 27 号	
【資料 1-3-21】	第 9 回教職員研修会のお知らせ	
【資料 1-3-22】	第 10 回教職員研修会のお知らせ	
【資料 1-3-23】	中期計画として取り組むことが必要な課題	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 1-3-24】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (東京音楽大学の教育方針)	
【資料 1-3-25】	大学案内 2015 (東京音楽大学)	【資料 F-2-1】と同じ

東京音楽大学

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-3-26】	大学ポリシー研究会任命書	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-3-27】	東京音楽大学の使命（平成 27(2015)年 4 月版）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-3-28】	学校法人東京音楽大学 平成 27 年度事業計画	【資料 F-6-3】と同じ
【資料 1-3-29】	平成 26 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	【資料 F-7-3】と同じ
【資料 1-3-30】	学校法人東京音楽大学中期計画検討委員会規程	
【資料 1-3-31】	中期計画として取り組むことが必要な課題	【資料 1-2-18】と同じ
1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性		
【資料 1-3-32】	東京音楽大学 教育組織図	
【資料 1-3-33】	東京音楽大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 1-3-34】	東京音楽大学大学院学則	【資料 F-3-3】と同じ
【資料 1-3-35】	学校法人東京音楽大学組織規程	
【資料 1-3-36】	学校法人東京音楽大学運営組織図	
【資料 1-3-37】	東京音楽大学音楽学部教授会規程	
【資料 1-3-38】	東京音楽大学大学院音楽研究科委員会規程	
【資料 1-3-39】	東京音楽大学教務委員会規程	
【資料 1-3-40】	東京音楽大学カリキュラム検討委員会規程	
【資料 1-3-41】	東京音楽大学大学院音楽研究科博士課程委員会規程	
【資料 1-3-42】	東京音楽大学演奏委員会規程 演奏委員会委員名簿	
【資料 1-3-43】	東京音楽大学国際交流委員会規程	
【資料 1-3-44】	東京音楽大学国際交流センター規程	
【資料 1-3-45】	東京音楽大学附属民族音楽研究所規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知		
【資料 2-1-1】	大学案内 2015（東京音楽大学）	【資料 F-2-1】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 27 年度 入学試験要項（学士課程）	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-3】	平成 27 年度 東京音楽大学大学院音楽研究科音楽専攻 博士後期課程 学生募集要項	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-4】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ （東京音楽大学の教育方針 → アドミッション・ポリシー）	
【資料 2-1-5】	東京音楽大学の使命（平成 27(2015)年 4 月版）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-1-6】	大学ポートレート（私学版） http://up-j.shigaku.go.jp/ （東京音楽大学）	
【資料 2-1-7】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ （大学院 → 音楽研究科（修士課程）） （大学院 → 音楽研究科（博士課程））	
2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫		
【資料 2-1-8】	平成 26 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	【資料 F-7-3】と同じ
【資料 2-1-9】	東京音楽大学オープンキャンパス_2014.06.14	
【資料 2-1-10】	東京音楽大学 OPEN CAMPUS PROGRAM_2014.06.14	
【資料 2-1-11】	東京音楽大学 個別相談会開催のお知らせ	
【資料 2-1-12】	音大受験志望者と保護者の方のためのレッスン&授業公開	

東京音楽大学

【資料 2-1-13】	東京音楽大学大学院音楽研究科 博士後期課程 平成 27 年度入試説明会	
【資料 2-1-14】	東京音楽大学 大学院音楽研究科音楽専攻博士後期課程 概要	
【資料 2-1-15】	平成 27 年度 入学試験要項 (学士課程)	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-16】	平成 27 年度 入学試験要項 (ピアノ演奏家コース・エクセレンス選抜入学試験)	
【資料 2-1-17】	平成 27 年度 入学試験要項 (弦管打楽器 優秀者選抜入学試験)	
【資料 2-1-18】	平成 27 年度 東京音楽大学 音楽学部 再入学試験要項	
【資料 2-1-19】	平成 27 年度 入学試験要項 (指定校推薦入学試験)	
【資料 2-1-20】	平成 27 年度 東京音楽大学 指定校推薦入学試験合格者 転籍試験要項	
【資料 2-1-21】	平成 27 年度 入学試験要項 (地方音楽教室推薦入学試験)	
【資料 2-1-22】	平成 27 年度 東京音楽大学 地方音楽教室薦入学試験合格者 転籍試験要項	
【資料 2-1-23】	平成 27 年度 東京音楽大学 推薦入学要項	
【資料 2-1-24】	平成 27 年度 東京音楽大学大学院音楽研究科修士課程 学生募集要項	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 2-1-25】	平成 27 年度 東京音楽大学大学院音楽研究科音楽専攻 博士後期課程 学生募集要項	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-26】	東京音楽大学入学試験運営委員会規程	
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持		
【資料 2-1-27】	エビデンス集 (データ編) 【表 2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の 推移 (過去 5 年間)	
【資料 2-1-28】	エビデンス集 (データ編) 【表 2-2】学部・学科別の在学者数 (過去 5 年間)	
【資料 2-1-29】	エビデンス集 (データ編) 【表 2-3】大学院研究科の入学者の内訳 (過去 3 年間)	
2-2. 教育課程及び教授方法		
2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化		
【資料 2-2-1】	東京音楽大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 2-2-2】	2015 年度 学生便覧 (学士課程)	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-2-3】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程)	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-2-4】	東京音楽大学の使命 (平成 27 (2015) 年 4 月版)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-2-5】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (東京音楽大学の教育方針 → カリキュラム・ポリシー)	
【資料 2-2-6】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (大学院 → 音楽研究科 (修士課程)) (大学院 → 音楽研究科 (博士課程))	
【資料 2-2-7】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (修士課程)	【資料 F-5-4】と同じ
【資料 2-2-8】	2015 年度 履修便覧 (博士後期課程)	【資料 F-5-5】と同じ
2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発		
【資料 2-2-9】	東京音楽大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 2-2-10】	東京音楽大学の使命 (平成 27 (2015) 年 4 月版)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-2-11】	2015 年度 学生便覧 (学士課程)	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-2-12】	東京音楽大学 大学院研究科修士課程関係規程集 (2015) 平成 27 年度 修士課程ガイダンス資料	【資料 F-5-3】と同じ

東京音楽大学

【資料 2-2-13】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (修士課程)	【資料 F-5-4】と同じ
【資料 2-2-14】	2015 年度 履修便覧 (博士後期課程)	【資料 F-5-5】と同じ
【資料 2-2-15】	平成 20 年度 東京音楽大学 大学機関別認証評価 評価報告書	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 2-2-16】	平成 26 (2014) 年度 カリキュラム検討委員会活動報告	
【資料 2-2-17】	修士作業部会議事要旨等	
【資料 2-2-18】	大学院修士課程の論文指導体制に関する打合せ議事要旨	
【資料 2-2-19】	大学院の外国語教員に関する打合せ 要旨	
【資料 2-2-20】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程)	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-2-21】	カリキュラムツリー	
【資料 2-2-22】	カリキュラム・マップ	
【資料 2-2-23】	シラバス第三者チェック作業部会任命書	
【資料 2-2-24】	シラバス執筆要領	
【資料 2-2-25】	東京音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 2-2-26】	東京音大 FD 通信 第 23 号-第 27 号	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 2-2-27】	上智大学と東京音楽大学との学生交流協定	
【資料 2-2-28】	ホームページ http://www.music-communication.com/index.html (音楽系 3 大学による共同プロジェクト)	
【資料 2-2-29】	平成 26 年度 活動報告書(音楽系 3 大学による共同プロジェクト 音大連携による教育イノベーション)	
【資料 2-2-30】	平成 25 年度 活動報告書(音楽系 3 大学による共同プロジェクト 音大連携による教育イノベーション)	
【資料 2-2-31】	ホームページ http://www.act-tokyo-ondai.jp/ (Act Project)	
2-3. 学修及び授業の支援		
2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実		
【資料 2-3-1】	2015 年度ガイダンス主要点 (1~3 年生用) 2015 年度ガイダンス主要点 (4 年生用)	
【資料 2-3-2】	4 年生のみなさんへ	
【資料 2-3-3】	2015 年度 シラバス(実技・講義概要)(学士課程) pp. 316-319 「オフィスアワー一覧」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-3-4】	東京音楽大学入門講座マニュアル	
【資料 2-3-5】	図書館提供の学修支援に関する報告	
【資料 2-3-6】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (修士課程) 「音楽学演習 (1 年次)」	【資料 F-5-4】と同じ
【資料 2-3-7】	東京音楽大学ティーチング・アシスタント実施規程	
【資料 2-3-8】	東京音楽大学大学院 ティーチング・アシスタントの任用に ついて (通知)	
【資料 2-3-9】	ティーチング・アシスタント実績報告書 (平成 26 (2014) 年度)	
【資料 2-3-10】	イングリッシュ・スタディー・センター (English Study Centre) 規程	
【資料 2-3-11】	ESC 関連掲示	
【資料 2-3-12】	2012 年度 レッスンアンケート結果報告書	
【資料 2-3-13】	2014 年度 授業 A アンケート結果報告書	
【資料 2-3-14】	2013 年度 大学満足度アンケート結果報告書	
【資料 2-3-15】	2013 年度 「大学満足度アンケート」自由記述に見る意見・ 要望等への対応について	
【資料 2-3-16】	2014 年度 学生生活アンケート 結果報告書	
【資料 2-3-17】	2015 年度 学修行動調査 結果報告書	

東京音楽大学

【資料 2-3-18】	授業改善計画書【書式】	
【資料 2-3-19】	授業改善計画書とは	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用		
【資料 2-4-1】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (東京音楽大学の教育方針 → 学修成果、卒業認定基準)	
【資料 2-4-2】	東京音楽大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 2-4-3】	学則別表(3)～(7)	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 2-4-4】	東京音楽大学大学院学則	【資料 F-3-3】と同じ
【資料 2-4-5】	東京音楽大学大学院音楽研究科規程	
【資料 2-4-6】	東京音楽大学学位規則	
【資料 2-4-7】	2015 年度 学生便覧 (学士課程)	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-4-8】	東京音楽大学 大学院研究科修士課程関係規程集 (2015) 平成 27 年度 修士課程ガイダンス資料	【資料 F-5-3】と同じ
【資料 2-4-9】	2015 年度 履修便覧 (博士後期課程)	【資料 F-5-5】と同じ
【資料 2-4-10】	東京音楽大学音楽学部 早期卒業内規	
【資料 2-4-11】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程)	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-4-12】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (修士課程)	【資料 F-5-4】と同じ
【資料 2-4-13】	既修得単位に関する取扱要領	
2-5. キャリアガイダンス		
2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備		
【資料 2-5-1】	東京音楽大学の使命 (平成 27 (2015) 年 4 月版) p. 17 「基礎教育科目」	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-5-2】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程) p. 196 「教養科目における「5 の底力」プログラム」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-5-3】	2015 年度 学生便覧 (学士課程) p. 9 「カリキュラム」	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-5-4】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程) p. 197 「東京音楽大学入門講座」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-5-5】	東京音楽大学入門講座マニュアル	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-5-6】	入門講座 第 12 回 キャリアデザイン (2013. 7. 10・11) アンケート 主な回答	
【資料 2-5-7】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程) p. 219 「日本語表現法」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-5-8】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程) p. 220 「教養演習」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-5-9】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程) p. 275 「情報メディア」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-5-10】	2015 年度 シラバス (実技・講義概要) (学士課程) p. 53 「音楽キャリア実習 I、II」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-5-11】	音楽キャリア実習活動報告等	
【資料 2-5-12】	平成 26 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書 「(4) 三大学連携事業及び ACT プロジェクト」	【資料 F-7-3】と同じ
【資料 2-5-13】	東京音大ジャーナル 40 号 p. 17 「東京音楽大学プロデュース 道化師は歌う一音で紡がれた 悲喜の仮面」 「企画担当学生のレポート」	
【資料 2-5-14】	ACT ニュース No14. -No. 25 (平成 24 (2012) 年度—平成 26 (2014) 年度)	
【資料 2-5-15】	Act Project ホームページ http://www.act-tokyo-ondai.jp/ (Act 公式サイト 音楽キャリア実習 I・II)	

東京音楽大学

【資料 2-5-16】	2015 年度 シラバス(実技・講義概要)(学士課程) pp. 183-184 「ミュージック・コミュニケーション講座 A、B」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-5-17】	ミュージック・コミュニケーション講座スケジュール (平成 24 (2012) 年度—平成 27 (2015) 年度)	
【資料 2-5-18】	平成 26 年度 活動報告書(音楽系 3 大学による共同プロジェクト 音大連携による教育イノベーション)	【資料 2-2-29】と同じ
【資料 2-5-19】	平成 25 年度 活動報告書(音楽系 3 大学による共同プロジェクト 音大連携による教育イノベーション)	【資料 2-2-30】と同じ
【資料 2-5-20】	東京音大ジャーナル 33 号 p. 31 「ミュージック・コミュニケーション講座」	
【資料 2-5-21】	ホームページ http://www.music-communication.com/index.html (音楽系 3 大学による共同プロジェクト)	
【資料 2-5-22】	2015 年度 シラバス(実技・講義概要)(学士課程) p. 182 「マルチメディア演習」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-5-23】	2015 年度 シラバス(実技・講義概要)(学士課程) pp. 303-304 「教職特別演習」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-5-24】	東京音大ジャーナル 39 号 p. 18 「平成 25 年度 就職内定・教員採用試験合格」	
【資料 2-5-25】	大学案内 2015 (東京音楽大学) p. 39 「教員新規採用者数(2014 年実績)」	【資料 F-2-1】と同じ
【資料 2-5-26】	東京音楽大学キャリア支援センター規程	
【資料 2-5-27】	2015 年度 学生便覧(学士課程) pp. 76-77 「Ⅷキャリア支援」	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-5-28】	平成 27 (2015) 年度 キャリア支援行事スケジュール	
【資料 2-5-29】	学生相談窓口	
【資料 2-5-30】	キャリア支援センター「キャリア相談」について	
【資料 2-5-31】	エビデンス集(データ編) 【表 2-9】就職相談室等の利用状況	
【資料 2-5-32】	エビデンス集(データ編) 【表 2-10】就職の状況(過去 3 年間)	
【資料 2-5-33】	エビデンス集(データ編) 【表 2-11】卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【資料 2-5-34】	キャリア支援相談票 キャリア支援センター 相談申込みカード	
【資料 2-5-35】	東京音大ジャーナル 39 号 pp. 18-19 「卒業生インタビュー」 「平成 25 年度 就職内定・教員採用試験合格」	
【資料 2-5-36】	東京音大ジャーナル 40 号 pp. 10-12 「卒業生インタビュー」 「2013 年度 卒業生の進路」	
【資料 2-5-37】	東京音大ジャーナル 41 号 pp. 22-25 「卒業生インタビュー」 「2015 年度 4 年生の就職内定企業一覧」	
【資料 2-5-38】	東京音楽大学キャリア支援サイト http://www.tokyo-ondai-career.jp/	
【資料 2-5-39】	平成 26 年度 就職一般コース	
【資料 2-5-40】	平成 26 年度 推薦企業特訓コースプログラム	
【資料 2-5-41】	文化力発信プロジェクト 平成 25 年度活動報告書	
【資料 2-5-42】	文化力発信プロジェクト報告ポスター第 1 号	
【資料 2-5-43】	東京音大ジャーナル 36 号 p. 26 「エンロールメント・マネジメント講座」	
【資料 2-5-44】	東京音大ジャーナル 39 号 p. 30 「エンロールメント・マネジメント講座」	

東京音楽大学

【資料 2-5-45】	インターンシップの取り組みについて	
【資料 2-5-46】	夏休みの過ごし方～インターンシップガイダンス～	
【資料 2-5-47】	推薦企業 学内説明会スケジュール	
【資料 2-5-48】	バイエルン州立青少年オーケストラ オーディション申込書・要項	
【資料 2-5-49】	東京音大ジャーナル 40 号 pp. 6-7 「バイエルン州立青少年オーケストラ」	
【資料 2-5-50】	東京音大ジャーナル 41 号 p. 12 「バイエルン州立青少年オーケストラ」	
【資料 2-5-51】	短期留学奨学生 オーディション・面接/ 申し込み締め切りについて	
【資料 2-5-52】	平成 26 年度短期留学奨学金実績	
【資料 2-5-53】	短期留学説明会	
【資料 2-5-54】	平成 24 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書 「国際交流」	【資料 F-7-1】と同じ
【資料 2-5-55】	平成 25 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書 「国際交流」	【資料 F-7-2】と同じ
【資料 2-5-56】	平成 26 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書 「国際交流」	【資料 F-7-3】と同じ
【資料 2-5-57】	東京音大ジャーナル 39 号 pp. 24-25 「短期留学レポート」	
【資料 2-5-58】	東京音大ジャーナル 41 号 p. 31 「短期留学」	
【資料 2-5-59】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (演奏会・コンサート)	
【資料 2-5-60】	東京音楽大学コンクール規約	
【資料 2-5-61】	東京音大ジャーナル 41 号 p. 19 「第 13 回東京音楽大学コンクール」	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発		
【資料 2-6-1】	2010 年度 レッスンアンケート結果報告書	
【資料 2-6-2】	2011 年度 授業アンケート結果報告書	
【資料 2-6-3】	2012 年度 レッスンアンケート結果報告書	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 2-6-4】	2013 年度 授業 B アンケート結果報告書	
【資料 2-6-5】	2014 年度 授業 A アンケート結果報告書	【資料 2-3-13】と同じ
【資料 2-6-6】	2014 年度 大学院アンケート結果報告書	
【資料 2-6-7】	授業改善計画書【書式】	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 2-6-8】	授業改善計画書とは	【資料 2-3-19】と同じ
【資料 2-6-9】	2014 年度 学生生活アンケート 結果報告書	【資料 2-3-16】と同じ
【資料 2-6-10】	2015 年度 学修行動調査 結果報告書	【資料 2-3-17】と同じ
【資料 2-6-11】	コンクール等受賞登録シート	
【資料 2-6-12】	東京音大ジャーナル 24 号、27 号、30 号、33 号、36 号、39 号「Competitions」等	
【資料 2-6-13】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (大学案内 → コンクール)	
【資料 2-6-14】	東京音楽大学コンクール規約	【資料 2-5-60】と同じ
【資料 2-6-15】	平成 26 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	【資料 F-7-3】と同じ
【資料 2-6-16】	進路状況調査票	
【資料 2-6-17】	東京音楽大学キャリア支援サイト http://www.tokyo-ondai-career.jp/ (卒業生の方へ → 進路状況)	

東京音楽大学

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック		
【資料 2-6-18】	2014 年度 授業 A アンケート結果報告書	【資料 2-3-13】と同じ
【資料 2-6-19】	授業改善計画書提出のお願い	
【資料 2-6-20】	授業改善計画書【書式】	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 2-6-21】	授業改善計画書とは	【資料 2-3-19】と同じ
【資料 2-6-22】	2010 年度 レッスンアンケート結果報告書	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-6-23】	2012 年度 レッスンアンケート結果報告書	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 2-6-24】	2015 年度 学修行動調査 結果報告書	【資料 2-3-17】と同じ
【資料 2-6-25】	2014 年度 大学院アンケート結果報告書	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 2-6-26】	修士作業部会議事要旨等	【資料 2-2-17】と同じ
【資料 2-6-27】	大学院修士課程の論文指導体制に関する打合せ議事要旨	【資料 2-2-18】と同じ
【資料 2-6-28】	大学院の外国語教員に関する打合せ 要旨	【資料 2-2-19】と同じ
2-7. 学生サービス		
2-7-① 学生生活の安定のための支援		
【資料 2-7-1】	学校法人東京音楽大学運営組織図	【資料 1-3-36】と同じ
【資料 2-7-2】	東京音楽大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 2-7-3】	学生支援課の業務案内	
【資料 2-7-4】	学生相談窓口	【資料 2-5-29】と同じ
【資料 2-7-5】	学校法人東京音楽大学組織規程	【資料 1-3-35】と同じ
【資料 2-7-6】	学校法人東京音楽大学事務分掌規程	
【資料 2-7-7】	2015 年度 学生便覧 (学士課程) pp. 68-75 「IV 学生生活」、「V 練習室」、「VI 楽器の借用」、 「VII 奨学金制度」、「X I 各種証明書の発行」	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-7-8】	エビデンス集(データ編) 【表 2-12】学生相談室、医務室等の利用状況	
【資料 2-7-9】	医務室利用状況報告書(平成 24 年度-平成 26 年度)	
【資料 2-7-10】	学校法人東京音楽大学衛生委員会規程	
【資料 2-7-11】	学校法人東京音楽大学衛生委員会議事要録	
【資料 2-7-12】	学生相談室利用状況報告書(平成 24 年度-平成 26 年度)	
【資料 2-7-13】	学生相談室からのお便り	
【資料 2-7-14】	心の健康に関する図書の出エビデンス	
【資料 2-7-15】	学生相談室利用案内	
【資料 2-7-16】	学生相談室事務連絡会議等	
【資料 2-7-17】	平成 26 年度 学生相談室担当表	
【資料 2-7-18】	東京音楽大学 精神保健上治療を必要とする学生対応ガイドライン	
【資料 2-7-19】	東京音楽大学学生委員会規程	
【資料 2-7-20】	学生委員会 委員名簿	
【資料 2-7-21】	学生面談予定表	
【資料 2-7-22】	学生委員会議事要録	
【資料 2-7-23】	学生委員会 3 年生面談報告	
【資料 2-7-24】	楽器貸与等に関連する手続き書類	
【資料 2-7-23】	「第 51 回 東京音楽大学 芸術祭」についてのお知らせとお 願い	
【資料 2-7-24】	東京音楽大学演奏委員会規程 演奏委員会委員名簿	【資料 1-3-42】と同じ
【資料 2-7-25】	エビデンス集(データ編) 【表 2-26】学生寮等の状況	

東京音楽大学

【資料 2-7-26】	平成 27 年度 東京音楽大学目白台学生寮申込書	
【資料 2-7-27】	目白台学生寮案内 (平成 26 年度) 目白台学生寮案内 (平成 27 年度)	
【資料 2-7-28】	① 目白台学生寮防災訓練 ② 目白台学生寮防災訓練	
【資料 2-7-29】	① 目白台学生寮警視庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による講演「性犯罪被害者について考える」 ② 目白台学生寮警視庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による講演「性犯罪被害者について考える」	
【資料 2-7-30】	エビデンス集(データ編) 【表 2-13】 大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【資料 2-7-31】	東京音楽大学奨学金規程	
【資料 2-7-32】	東京音楽大学特別特待奨学生規程	
【資料 2-7-33】	東京音楽大学後援会奨学金規程	
【資料 2-7-34】	日本学生支援機構大学院第一種奨学金の返還免除候補者選考規程	
【資料 2-7-35】	学校法人東京音楽大学奨学金委員会規程	
【資料 2-7-36】	東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により被災した平成 26 (2014) 年度東京音楽大学への入学手続者・入学者に対する特別措置について	
【資料 2-7-37】	東日本大震災による平成 26 年度大学授業料免除申請書 東日本大震災による平成 26 年度高校授業料免除申請書(継続申請) 東日本大震災 被災学生・生徒への支援 (平成 26 年度実績)	
【資料 2-7-38】	東京音楽大学ティーチング・アシスタント実施規程	【資料 2-3-7】 と同じ
【資料 2-7-39】	東京音楽大学リサーチ・アシスタント規程	
【資料 2-7-40】	平成 27 年度博士後期課程学生海外音楽・研究活動支援経費の申請について	
【資料 2-7-41】	キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-7-42】	キャンパス・ハラスメント防止対策委員会 委員名簿	
【資料 2-7-43】	キャンパス・ハラスメント撲滅パンフレット	
【資料 2-7-44】	東京音大 FD 通信 第 21 号 東京音大 FD 通信 第 22 号	
2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用		
【資料 2-7-45】	2013 年度 大学満足度アンケート結果報告書	【資料 2-3-14】 と同じ
【資料 2-7-46】	2013 年度 「大学満足度アンケート」 自由記述に見る意見・要望等への対応について	【資料 2-3-15】 と同じ
【資料 2-7-47】	2014 年度 学生生活アンケート 結果報告書	【資料 2-3-16】 と同じ
【資料 2-7-48】	2015 年度 学修行動調査 結果報告書	【資料 2-3-17】 と同じ
【資料 2-7-49】	学生委員会 3 年生面談報告	【資料 2-7-23】 と同じ
【資料 2-7-50】	平成 27 年 4 月 学生委員会議事要録	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置		
【資料 2-8-1】	教職員人数表 (平成 23 (2011) 年~平成 27 (2015) 年)	
【資料 2-8-2】	音楽学部 学生数 (平成 23 (2011) 年~平成 27 (2015) 年)	
【資料 2-8-3】	エビデンス集(データ編) 【表 F-6】 全学の教員組織 (学部等)	
【資料 2-8-4】	エビデンス集(データ編) 【表 F-6】 全学の教員組織 (大学院等)	

東京音楽大学

【資料 2-8-5】	エビデンス集(データ編) 【表 2-15】専任教員の学部、研究科ごとの年齢構成	
2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み		
【資料 2-8-6】	学校法人東京音楽大学就業規則	
【資料 2-8-7】	採用昇格人事手続規程	
【資料 2-8-8】	非常勤教員の雇用に関する取扱規程	
【資料 2-8-9】	学校法人東京音楽大学定年規程	
【資料 2-8-10】	東京音楽大学客員教授等選考規程	
【資料 2-8-11】	平成 27 年度教員人事計画について (依頼)	
【資料 2-8-12】	有期契約期間満了に伴う専任採用候補者(審査対象教員)の提出書類について	
【資料 2-8-13】	学校法人東京音楽大学給与規程	
【資料 2-8-14】	東京音楽大学人事委員会規程	
【資料 2-8-15】	researchmap 移行のお願い	
【資料 2-8-16】	東京音楽大学 researchmap 登録マニュアル	
【資料 2-8-17】	<教育研究状況調査(2012 年度)>について(依頼)	
【資料 2-8-18】	新任教職員研修会開催のお知らせ	
【資料 2-8-19】	教職員研修会開催のお知らせ	
【資料 2-8-20】	東京音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-2-25】と同じ
【資料 2-8-21】	第 2 回 FD 委員会資料等	
【資料 2-8-22】	第 20 回 FD フォーラム京都報告書	
【資料 2-8-23】	2012 年度 レッスンアンケート結果報告書	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 2-8-24】	2013 年度 授業 B アンケート結果報告書	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 2-8-25】	2014 年度 授業 A アンケート結果報告書	【資料 2-3-13】と同じ
【資料 2-8-26】	2014 年度 大学院アンケート結果報告書	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 2-8-27】	授業改善計画書とは	【資料 2-3-19】と同じ
【資料 2-8-28】	2014 年度 学生生活アンケート 結果報告書	【資料 2-3-16】と同じ
【資料 2-8-29】	2015 年度 学修行動調査 結果報告書	【資料 2-3-17】と同じ
【資料 2-8-30】	FD 研修会のお知らせ等 (第 1 回~第 10 回)	
【資料 2-8-31】	東京音大 FD 通信 第 2 号	
2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備		
【資料 2-8-32】	東京音楽大学カリキュラム検討委員会規程	【資料 1-3-40】と同じ
【資料 2-8-33】	カリキュラム検討委員会議事要録 (新カリキュラム関連)	
【資料 2-8-34】	カリキュラム検討委員会 (教養科目小委員会) 議事要録	
【資料 2-8-35】	東京音楽大学の使命 (平成 27(2015)年 4 月版)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-8-36】	2015 年度 シラバス(実技・講義概要)(学士課程) pp. 196-223 「基礎教育科目(教養科目)」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 2-8-37】	東京音楽大学入門講座マニュアル	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-8-38】	カリキュラム検討委員会資料(2013 年度「東京音楽大学入門講座」報告)	
【資料 2-8-39】	2014 年度 授業 A アンケート(「東京音楽大学入門講座」)	【資料 2-3-13】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理		
【資料 2-9-1】	エビデンス集(データ編) 【表 2-18】校地、校舎等の面積	

東京音楽大学

【資料 2-9-2】	エビデンス集(データ編) 【表 2-19】 教員研究室の概要	
【資料 2-9-3】	エビデンス集(データ編) 【表 2-20】 講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【資料 2-9-4】	エビデンス集(データ編) 【表 2-23】 図書、資料の所蔵数	
【資料 2-9-5】	エビデンス集(データ編) 【表 2-25】 情報センター等の状況	
【資料 2-9-6】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (作曲指揮専攻 → 作曲 映画放送音楽コース等 → 施設紹介)	
【資料 2-9-7】	東京音楽大学附属図書館 利用案内・2015	
【資料 2-9-8】	当館に所蔵していない資料を利用したいときには	
【資料 2-9-9】	MyLibrary の使い方	
【資料 2-9-10】	としま図書館ネットワーク申込書	
【資料 2-9-11】	東京音楽大学 附属図書館 http://www.tokyo-ondai-lib.jp/index.html (サービス → 資料の取り寄せ)	
【資料 2-9-12】	平成 26 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	【資料 F-7-3】 と同じ
【資料 2-9-13】	2013 年度 大学満足度アンケート結果報告書	【資料 2-3-14】 と同じ
【資料 2-9-14】	2013 年度 「大学満足度アンケート」自由記述に見る意見・要望等への対応について	【資料 2-3-15】 と同じ
【資料 2-9-15】	2015 年度 学修行動調査結果報告書	【資料 2-3-17】 と同じ
2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理		
【資料 2-9-16】	平成 26 (2014) 年 クラス別履修者数分布	
【資料 2-9-17】	2015 年度 東京音楽大学音楽学部音楽学科 時間割表	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明		
【資料 3-1-1】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】 と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人東京音楽大学就業規則	【資料 2-8-6】 と同じ
【資料 3-1-3】	東京音楽大学における公的研究費取扱規程	
【資料 3-1-4】	学校法人東京音楽大学財務情報公開規程	
【資料 3-1-5】	学校法人東京音楽大学公益通達者保護規程	
【資料 3-1-6】	東京音楽大学における研究活動等不正防止規程	
3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力		
【資料 3-1-7】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】 と同じ
【資料 3-1-8】	学校法人東京音楽大学寄附行為施行規則	【資料 F-1-2】 と同じ
【資料 3-1-9】	学校法人東京音楽大学中期計画検討委員会規程	【資料 1-3-30】 と同じ
【資料 3-1-10】	学校法人東京音楽大学施設整備計画作業部会規約	
【資料 3-1-11】	中期計画策定作業部会規約	
3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守		
【資料 3-1-12】	エビデンス集(データ編) 【表 2-18】 校地、校舎等の面積	

東京音楽大学

【資料 3-1-13】	エビデンス集(データ編) 【表 3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【資料 3-1-14】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】と同じ
3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮		
【資料 3-1-15】	学校法人東京音楽大学就業規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-1-16】	育児休業等に関する規程	
【資料 3-1-17】	介護休業等に関する規程	
【資料 3-1-18】	学校法人東京音楽大学個人情報保護規程	
【資料 3-1-19】	キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-7-41】と同じ
【資料 3-1-20】	東京音楽大学学生委員会規程	【資料 2-7-19】と同じ
【資料 3-1-21】	学校法人東京音楽大学 防火・防災管理規程	
【資料 3-1-22】	学校法人東京音楽大学衛生委員会規程	【資料 2-7-10】と同じ
【資料 3-1-23】	平成 26 年度 定期学生健康診断のお知らせ	
【資料 3-1-24】	平成 26 年度 教職員定期健康診断のお知らせ	
【資料 3-1-25】	東京音楽大学学生相談室規程	
【資料 3-1-26】	H26 年度 芸術祭防災訓練報告書	
【資料 3-1-27】	学校法人東京音楽大学 平成 27 年度事業計画	【資料 F-6-3】と同じ
【資料 3-1-28】	防災体験の実施について	
【資料 3-1-29】	大地震対応マニュアル	
【資料 3-1-30】	避難経路図	
【資料 3-1-31】	2015 年度 シラバス(実技・講義概要) (学士課程)p. 197 「東京音楽大学入門講座」	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 3-1-32】	東京音楽大学入門講座マニュアル	【資料 2-3-4】と同じ
3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表		
【資料 3-1-34】	エビデンス集(データ編) 【表 3-3】教育研究活動等の情報の公表状況について	
【資料 3-1-35】	エビデンス集(データ編) 【表 3-4】財務情報の公表 (前年度実績)	
【資料 3-1-36】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (財務情報)	
3-2. 理事会の機能		
3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性		
【資料 3-2-1】	役員名簿(平成 27 年 4 月 1 日現在)	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 3-2-2】	役員等名簿	【資料 F-10-2】と同じ
【資料 3-2-3】	東京音楽大学理事会 役員出席状況 (過去 3 年間)	【資料 F-10-4】と同じ
【資料 3-2-4】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】と同じ
【資料 3-2-5】	学校法人東京音楽大学寄附行為施行規則	【資料 F-1-2】と同じ
【資料 3-2-6】	平成 26 (2014) 年度 理事会案内 (招集通知)	
【資料 3-2-7】	平成 26 (2014) 年度 理事欠席時の委任状	
【資料 3-2-8】	学校法人東京音楽大学中期計画検討委員会規程	【資料 1-3-30】と同じ
【資料 3-2-9】	中期計画策定作業部会規約	【資料 3-1-12】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性		
【資料 3-3-1】	東京音楽大学音楽学部教授会規程	【資料 1-3-37】と同じ
【資料 3-3-2】	東京音楽大学大学院音楽研究科委員会規程	【資料 1-3-38】と同じ
【資料 3-3-3】	東京音楽大学教務委員会規程	【資料 1-3-39】と同じ

東京音楽大学

【資料 3-3-4】	東京音楽大学カリキュラム検討委員会規程	【資料 1-3-40】と同じ
【資料 3-3-5】	東京音楽大学演奏委員会規程	【資料 1-3-42】と同じ
【資料 3-3-6】	東京音楽大学学生委員会規程	【資料 2-7-19】と同じ
【資料 3-3-7】	東京音楽大学大学院音楽研究科協議会規程	
【資料 3-3-8】	東京音楽大学大学院音楽研究科博士課程委員会規程	【資料 1-3-41】と同じ
【資料 3-3-9】	学校法人東京音楽大学運営組織図	【資料 1-3-36】と同じ
【資料 3-3-10】	学校法人東京音楽大学中期計画検討委員会規程	【資料 1-3-30】と同じ
【資料 3-3-11】	中期計画策定作業部会規約	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 3-3-12】	学校法人東京音楽大学施設整備計画作業部会規約	【資料 3-1-11】と同じ
【資料 3-3-13】	学校法人東京音楽大学衛生委員会規程	【資料 2-7-10】と同じ
【資料 3-3-14】	東京音楽大学入学試験運営委員会規程	【資料 2-1-26】と同じ
【資料 3-3-15】	東京音楽大学大学入試センター試験実施委員会規程	
【資料 3-3-16】	東京音楽大学自己点検評価委員会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 3-3-17】	東京音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-2-25】と同じ
【資料 3-3-18】	キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-7-41】と同じ
【資料 3-3-19】	学校法人東京音楽大学奨学金委員会規程	【資料 2-7-35】と同じ
【資料 3-3-20】	東京音楽大学国際交流委員会規程	【資料 1-3-43】と同じ
【資料 3-3-21】	各種委員会名簿(平成 25 (2013) 年度-平成 27 (2015) 年度)	
3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮		
【資料 3-3-22】	東京音楽大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 3-3-23】	東京音楽大学学長選考規程	
【資料 3-3-24】	東京音楽大学副学長設置規程	
【資料 3-3-25】	東京音楽大学大学院学則	【資料 F-3-3】と同じ
【資料 3-3-26】	学校法人東京音楽大学組織規程	【資料 1-3-35】と同じ
【資料 3-3-27】	事務局配置表(平成 27 (2015) 年 5 月 1 日)	
【資料 3-3-28】	東京音楽大学教授会規程第 3 条「(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について	
【資料 3-3-29】	大学ポリシー研究会任命書	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 3-3-30】	大学院修士課程 3 ポリシー研究科委員任命書	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-3-31】	新専攻ポリシー研究会委員任命書	
【資料 3-3-32】	シラバス第三者チェック作業部会任命書	【資料 2-2-23】と同じ
【資料 3-3-33】	東京音楽大学演奏委員会規程	【資料 1-3-42】と同じ
【資料 3-3-34】	東京音楽大学学生委員会規程	【資料 2-7-19】と同じ
【資料 3-3-35】	東京音楽大学自己点検評価委員会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 3-3-36】	東京音楽大学カリキュラム検討委員会規程	【資料 1-3-40】と同じ
【資料 3-3-37】	東京音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-2-25】と同じ
【資料 3-3-38】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】と同じ
【資料 3-3-39】	東京音楽大学音楽学部教授会規程	【資料 1-3-37】と同じ
【資料 3-3-40】	東京音楽大学大学院音楽研究科委員会規程	【資料 1-3-38】と同じ
【資料 3-3-41】	東京音楽大学大学院音楽研究科協議会規程	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 3-3-42】	東京音楽大学大学院音楽研究科博士課程委員会規程	【資料 1-3-41】と同じ
【資料 3-3-43】	東京音楽大学教務委員会規程	【資料 1-3-39】と同じ
【資料 3-3-44】	キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-7-41】と同じ
【資料 3-3-45】	学校法人東京音楽大学奨学金委員会規程	【資料 2-7-35】と同じ
【資料 3-3-46】	東京音楽大学国際交流委員会規程	【資料 1-3-43】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		

東京音楽大学

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化		
【資料 3-4-1】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人東京音楽大学寄附行為施行規則	【資料 F-1-2】と同じ
【資料 3-4-3】	役員名簿(平成 27 年 4 月 1 日現在)	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 3-4-4】	役員等名簿	【資料 F-10-2】と同じ
【資料 3-4-5】	教授会議事要録 別紙 (平成 26 (2014) 年度)	
【資料 3-4-6】	東京音楽大学部会規程	
【資料 3-4-7】	課長連絡会議 議事要録 (抄本) (平成 26 (2014 年度))	
3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性		
【資料 3-4-8】	東京音楽大学理事会 役員出席状況 (過去 3 年間)	【資料 F-10-4】と同じ
【資料 3-4-9】	東京音楽大学評議員会 評議員出席状況 (過去 3 年間)	【資料 F-10-5】と同じ
【資料 3-4-10】	東京音楽大学文書取扱規程	
【資料 3-4-11】	学校法人東京音楽大学固定資産及び物品等調達・管理規程	
【資料 3-4-12】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】と同じ
【資料 3-4-13】	学校法人東京音楽大学寄附行為施行規則	【資料 F-1-2】と同じ
【資料 3-4-14】	監査報告書 (平成 21 (2009) 年度～平成 25 (2013) 年度)	
【資料 3-4-15】	役員名簿(平成 27 年 4 月 1 日現在)	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 3-4-16】	役員等名簿	【資料 F-10-2】と同じ
【資料 3-4-17】	学校法人東京音楽大学 評議員 (平成 26 年 6 月 1 日)	【資料 F-10-3】と同じ
【資料 3-4-18】	平成 26 (2014) 年度 評議員会議題 (3 回開催)	
3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営		
【資料 3-4-19】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】と同じ
【資料 3-4-20】	学校法人東京音楽大学寄附行為施行規則	【資料 F-1-2】と同じ
【資料 3-4-21】	教授会議事要録 別紙 (平成 26 (2014) 年度)	【資料 3-4-5】と同じ
【資料 3-4-22】	平成 26 (2014) 年度 研究会委員会出席票	
【資料 3-4-23】	課長連絡会議 議事要録 (抄本) (平成 26 (2014 年度))	【資料 3-4-7】と同じ
【資料 3-4-24】	「平成 26 年度事業報告」「平成 27 年度事業計画」について (依頼)	
【資料 3-4-25】	平成 26 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	【資料 F-7-3】と同じ
【資料 3-4-26】	学校法人東京音楽大学 平成 27 年度事業計画	【資料 F-6-3】と同じ
【資料 3-4-27】	「自己申告書」の配付について (依頼) 自己申告書	
【資料 3-4-28】	学校法人東京音楽大学組織規程	【資料 1-3-35】と同じ
【資料 3-4-29】	学校法人東京音楽大学中期計画検討委員会規程	【資料 1-3-30】と同じ
【資料 3-4-30】	中期計画策定作業部会規約	【資料 3-1-12】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保		
【資料 3-5-1】	学校法人東京音楽大学組織規程	【資料 1-3-35】と同じ
【資料 3-5-2】	学校法人東京音楽大学事務分掌規程	【資料 2-7-6】と同じ
【資料 3-5-3】	事務局配置表 (平成 27 (2015) 年 5 月 1 日)	【資料 3-3-27】と同じ
【資料 3-5-4】	学校法人東京音楽大学定年規程	【資料 2-8-9】と同じ
【資料 3-5-5】	学校法人東京音楽大学事務職員募集について	
【資料 3-5-6】	学校法人東京音楽大学中期計画検討委員会規程	【資料 1-3-30】と同じ
【資料 3-5-7】	学校法人東京音楽大学施設整備計画作業部会規約	【資料 3-1-11】と同じ
【資料 3-5-8】	中期計画策定作業部会規約	【資料 3-1-12】と同じ

東京音楽大学

【資料 3-5-9】	キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-7-41】と同じ
【資料 3-5-10】	東京音楽大学大学院音楽研究科博士課程委員会規程	【資料 1-3-41】と同じ
【資料 3-5-11】	東京音楽大学自己点検評価委員会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 3-5-12】	東京音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-2-25】と同じ
【資料 3-5-13】	東京音楽大学教務委員会規程	【資料 1-3-39】と同じ
【資料 3-5-14】	東京音楽大学学生委員会規程	【資料 2-7-19】と同じ
【資料 3-5-15】	東京音楽大学国際交流委員会規程	【資料 1-3-43】と同じ
【資料 3-5-16】	東京音楽大学大学入試センター試験実施委員会規程	【資料 3-3-15】と同じ
【資料 3-5-17】	東京音楽大学入学試験運営委員会規程	【資料 2-1-26】と同じ
【資料 3-5-18】	学校法人東京音楽大学奨学金委員会規程	【資料 2-7-35】と同じ
【資料 3-5-19】	東京音楽大学カリキュラム検討委員会規程	【資料 1-3-40】と同じ
3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性		
【資料 3-5-20】	採用昇格人事手続規程	【資料 2-8-7】と同じ
【資料 3-5-21】	学校法人東京音楽大学給与規程	【資料 2-8-13】と同じ
【資料 3-5-22】	自己申告書（昇給・昇格） 自己評価表（昇給・昇格） 人事評価表（昇給・昇格）	
【資料 3-5-23】	人事評価について（夏期・冬期賞与用） 人事評価表（夏期・冬期賞与用）	
3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意		
【資料 3-5-24】	新任教職員研修会開催のお知らせ	【資料 2-8-18】と同じ
【資料 3-5-25】	教職員研修会開催のお知らせ	【資料 2-8-19】と同じ
【資料 3-5-26】	事務職員研修会（SD）開催のお知らせ	
【資料 3-5-27】	FD研修会のお知らせ等（第1回～第10回）	【資料 2-8-30】と同じ
【資料 3-5-28】	東京音大FD通信 第2号	【資料 2-8-31】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立		
【資料 3-6-1】	東京音楽大学経理規程	
【資料 3-6-2】	「平成26年度事業報告」「平成27年度事業計画」について（依頼）	【資料 3-4-24】と同じ
【資料 3-6-3】	学校法人東京音楽大学 平成27年度事業計画	【資料 F-6-3】と同じ
【資料 3-6-4】	平成27年度予算申請について	
【資料 3-6-5】	予算編成スケジュール	
【資料 3-6-6】	中期計画として取り組むことが必要な課題	【資料 1-2-18】と同じ
3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保		
【資料 3-6-7】	エビデンス集(データ編) 【表 3-5】消費収支計算書関係比率(法人全体のもの)(過去5年間)	
【資料 3-6-8】	エビデンス集(データ編) 【表 3-6】消費収支計算書関係比率(大学単独)(過去5年間)	
【資料 3-6-9】	エビデンス集(データ編) 【表 3-7】貸借対照表関係比率(法人全体のもの)(過去5年間)	
【資料 3-6-10】	エビデンス集(データ編) 【表 3-8】要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去5年間)	
【資料 3-6-11】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (大学案内 → 財務情報)	

東京音楽大学

【資料 3-6-12】	収支計算書(平成 21 (2009) 年度～平成 23 (2011) 年度)	
【資料 3-6-13】	財務概要(平成 24 (2012) 年度～平成 25 (2013) 年度)	
【資料 3-6-14】	日本私立学校振興・共済事業団ホームページ http://www.shigaku.go.jp/ (経営支援・情報提供 → 自己診断チェックリスト 平成 26 年度版)	
3-7. 会計		
3-7-① 会計処理の適正な実施		
【資料 3-7-1】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】と同じ
【資料 3-7-2】	東京音楽大学経理規程	【資料 3-6-1】と同じ
【資料 3-7-3】	予算編成スケジュール	【資料 3-6-5】と同じ
【資料 3-7-4】	平成 27 年度予算について	【資料 3-6-4】と同じ
【資料 3-7-5】	東京音楽大学文書取扱規程	【資料 3-4-10】と同じ
【資料 3-7-6】	学校法人東京音楽大学固定資産及び物品等調達・管理規程	【資料 3-4-11】と同じ
【資料 3-7-7】	予算申請購入伝票	
3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施		
【資料 3-7-8】	学校法人東京音楽大学寄附行為	【資料 F-1-1】と同じ
【資料 3-7-9】	監査報告書(平成 21 (2009) 年度～平成 23 (2011) 年度)	【資料 3-4-14】と同じ
【資料 3-7-10】	学校法人東京音楽大学資産運用規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価		
【資料 4-1-1】	東京音楽大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 4-1-2】	東京音楽大学大学院学則	【資料 F-3-3】と同じ
【資料 4-1-3】	東京音楽大学自己点検評価委員会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 4-1-4】	東京音楽大学 点検・評価報告書 (1996 年 8 月 30 日発行)	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-5】	改善報告書(2000 年 7 月 26 日)	
【資料 4-1-6】	自己点検・評価報告書(中間報告)(2002 年 3 月 31 日発行)	
【資料 4-1-7】	東京音楽大学 点検・評価報告書-音- (2006 年 12 月 1 日発行)	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 4-1-8】	東京音楽大学 自己点検評価報告書・本編 (2008 年 6 月 30 日)	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 4-1-9】	認証評価指摘事項への対応状況(2010 年度)	
【資料 4-1-10】	自己点検評価書(平成 25 (2013) 年 12 月)	【資料 1-2-6】と同じ
4-1-② 自己点検・評価体制の適切性		
【資料 4-1-11】	東京音楽大学自己点検評価委員会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 4-1-12】	平成 25 年 10 月 第 5 回自己点検評価委員会 議事要録	
【資料 4-1-13】	平成 25 年 11 月 第 6 回自己点検評価委員会 議事要録	
【資料 4-1-14】	平成 25 年 12 月 教授会 議事要録	
【資料 4-1-15】	平成 25 年 12 月 理事会議事録(抄本)	
4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性		

東京音楽大学

【資料 4-1-16】	東京音楽大学 点検・評価報告書 (1996年8月30日発行)	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-17】	改善報告書(2000年7月26日)	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 4-1-18】	自己点検・評価報告書(中間報告)(2002年3月31日発行)	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 4-1-19】	東京音楽大学 自己点検・評価報告書 -音- (2006年12月1日発行)	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 4-1-20】	東京音楽大学 自己評価報告書・本編 (2008年6月30日発行)	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 4-1-21】	認証評価指摘事項への対応状況(2010年度)	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 4-1-22】	自己点検評価書(平成25(2013)年12月)	【資料 1-2-6】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価		
【資料 4-2-1】	東京音楽大学自己点検評価委員会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 4-2-2】	平成27年度 自己点検評価委員会 委員名簿	
4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析		
【資料 4-2-3】	2010年度 レッスンアンケート結果報告書	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 4-2-4】	2011年度 授業アンケート結果報告書	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 4-2-5】	2012年度 レッスンアンケート結果報告書	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 4-2-6】	2013年度 授業Bアンケート結果報告書	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 4-2-7】	2014年度 授業Aアンケート結果報告書	【資料 2-3-13】と同じ
【資料 4-2-8】	2014年度 学生生活アンケート 結果報告書	【資料 2-3-16】と同じ
【資料 4-2-9】	2015年度 学修行動調査 結果報告書	【資料 2-3-17】と同じ
【資料 4-2-10】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (大学案内 → コンクール)	
【資料 4-2-11】	コンクール等受賞登録シート	【資料 2-6-11】と同じ
【資料 4-2-12】	平成24年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	【資料 F-7-1】と同じ
【資料 4-2-13】	平成25年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	【資料 F-7-2】と同じ
【資料 4-2-14】	平成26年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	【資料 F-7-3】と同じ
【資料 4-2-15】	進路状況調査票	【資料 2-6-16】と同じ
【資料 4-2-16】	キャリア支援サイト http://www.tokyo-ondai-career.jp/ (卒業生の方 → 進路状況) 2010年3月卒業生進路状況(PDF)-2015年3月進路状況(PDF)	
【資料 4-2-17】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (大学案内 → 財務情報)	
【資料 4-2-18】	新入生アンケート	
【資料 4-2-19】	東京音楽大学 OPEN CAMPUS 2014 アンケート 東京音楽大学 OPEN CAMPUS 2015 アンケート	
【資料 4-2-20】	個別相談 質問票	
【資料 4-2-21】	東京音大ジャーナル 40号 p.14 「2014年度 新入生アンケート結果」	
4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表		
【資料 4-2-22】	平成27年度 自己点検評価委員会 委員名簿	【資料 4-2-2】と同じ
【資料 4-2-23】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (大学案内 → 東京音楽大学の自己点検・評価体制について)	
4-3. 自己点検・評価の有効性		

東京音楽大学

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性		
【資料 4-3-1】	東京音楽大学自己点検評価委員会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 4-3-2】	平成 27 年度 自己点検評価委員会 委員名簿	【資料 4-2-2】と同じ
【資料 4-3-3】	自己点検評価書（平成 25（2013）年 12 月）	【資料 1-2-6】と同じ

基準 A. 社会に対する大学の貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 社会貢献に関する方針の明確化		
A-1-① 社会貢献に関する方針の明確化		
【資料 A-1-1】	東京音楽大学の使命（平成 27（2015）年 4 月版）	【資料 1-1-5】と同じ
A-2. 社会貢献への取り組み		
A-2-① 大学の社会貢献への取り組み		
【資料 A-2-1】	豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定書	
【資料 A-2-2】	「豊島区と 6 大学の地域連携に関する懇談会」の開催について	
【資料 A-2-3】	「人口減少社会への対応～大学・地域の持続的発展に向けて～」 （東京音楽大学 豊島区と 6 大学の地域連携に関する懇談会配付資料）	
【資料 A-2-4】	東京音楽大学と北本市との音楽文化事業の連携に関する協定書	
【資料 A-2-5】	癒しの森協定	
【資料 A-2-6】	文化力発信プロジェクト 平成 25 年度活動報告書	【資料 2-5-41】と同じ
【資料 A-2-7】	文化力発信プロジェクト報告ポスター第 1 号	【資料 2-5-42】と同じ
【資料 A-2-8】	平成 26 年度 学校法人東京音楽大学 事業報告書	【資料 F-7-3】と同じ
【資料 A-2-9】	東京音楽大学と公益財団法人新国立劇場運営財団との連携・協力に関する協定書	
【資料 A-2-10】	東京音楽大学と日本現代音楽協会との連携・協力に関する協定書	
【資料 A-2-11】	東京音楽大学と京都市立芸術大学との大学間交流に関する覚書	
【資料 A-2-12】	東京音楽大学と一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協定書	
【資料 A-2-13】	としまコミュニティ大学 開講講座実績	
【資料 A-2-14】	としまコミュニティ大学 ポスター等	
【資料 A-2-15】	「第 6 回としまコミュニティ大学運営委員会」出席者名簿及び資料	
【資料 A-2-16】	「第 1 回としまコミュニティ大学みらい会議」出席者名簿、資料及び議事要録	
【資料 A-2-17】	東京音楽大学附属民族音楽研究所 ホームページ http://www.minken1975.com/ （研究所紹介）（これまでの活動）（公開講座）（社会人特別講座）（ガムラン講座）（民族音楽入門講座）	
【資料 A-2-18】	<平成 27 年度 民族音楽等 社会人特別講座> レッスンとレクチャーで学ぶ 世界の音楽	
【資料 A-2-19】	インドネシア・ジャワの伝統音楽と舞踊 ガムランの案内	
【資料 A-2-20】	ガムラン講座発表会(チラシ)及びガムラン講座発表会プログラム	
【資料 A-2-21】	民族楽器入門講座(チラシ) (案内)	
【資料 A-2-22】	附属民族音楽研究所主催 公開講座 (チラシ)	

東京音楽大学

【資料 A-2-23】	「世界の音楽 レクチャー&コンサート」(チラシ)	
【資料 A-2-24】	ホームページ http://www.tokyo-ondai.ac.jp/ (演奏会・コンサート)	
【資料 A-2-25】	東京音楽大学 卒業演奏会 (チラシ)	
【資料 A-2-26】	イリーナ・ザイトリン ヴァイオリン・リサイタル (チラシ)	
【資料 A-2-27】	東京音楽大学特別講座 マキシム・ヴェンゲーロフ ヴァイオリン公開マスタークラス (チラシ)	
【資料 A-2-28】	東京音楽大学&京都市立芸術大学 吹奏楽交流演奏会 (チラシ)	
【資料 A-2-29】	第 45 回定期演奏会 シンフォニックウインドアンサンブル (チラシ)	
【資料 A-2-30】	学内オーディション合格者による ソロ・室内楽定期演奏会 (チラシ)	
【資料 A-2-31】	ピアノ演奏会 ～ピアノ演奏家コース成績優秀者による～ (チラシ)	
【資料 A-2-32】	東京音楽大学が奏でる童話の森 ピアノコンサート (チラシ)	
【資料 A-2-33】	第 6 回 声楽教員によるコンサート (チラシ)	
【資料 A-2-34】	第 7 回 ピアノ教員によるコンサート (チラシ)	
【資料 A-2-35】	弦楽アンサンブル 第 24 回 演奏会 (チラシ)	
【資料 A-2-36】	シンフォニーオーケストラ定期演奏会 (チラシ)	
【資料 A-2-37】	東京音楽大学特別演奏会 エリソ・ヴィルサラージェ ピアノ・リサイタル& 公開マスタークラス (チラシ)	
【資料 A-2-38】	東京音楽大 シンフォニックウインドアンサンブル B プラス特別演奏会 (チラシ)	
【資料 A-2-39】	図書館の社会貢献活動	
【資料 A-2-40】	ニッポニカ寄託資料について(課長会議資料)	
【資料 A-2-41】	オープンキャンパス 2014 年ポスター (附属図書館展示)	
【資料 A-2-42】	伊福部昭寄贈の明清楽器関連資料展示(ポスター)	
【資料 A-2-43】	『五感で愉しむ伊福部昭』展示(ポスター)	
【資料 A-2-44】	インドネシア・ジャワのガムランと舞踊 (チラシ)	
【資料 A-2-45】	バッハ短調ミサは存在するか (チラシ)	
【資料 A-2-46】	チターレクチャーコンサート (チラシ)	
【資料 A-2-47】	第九初演の真実 (チラシ)	
【資料 A-2-48】	シンポジウム 「日本の管弦楽作品の演奏譜に於ける課題と展望」(チラシ)	
【資料 A-2-49】	パイプオルガン レクチャーコンサート (チラシ)	
【資料 A-2-50】	IAML 日本支部第 53 回例会	
【資料 A-2-51】	JCP0 ワークショップ (開催のご案内)	
【資料 A-2-52】	第 2 回 JCP0 音楽資料・情報担当者ワークショップ (チラシ)	